



# 子育てをみんなで応援 笑顔あふれるまちづくり

\* 安来市子ども・子育て支援事業計画 \*



平成27(2015)年3月  
島根県安来市

ごあいさつ

安来市長 近藤 宏樹

安来市は平成16年に合併し、10年が経過しました。この10年余の間には、日本では少子化が改善されず、人口減少社会に突入いたしました。さらに、地域の子育て力の低下、子育て環境が整わないこと等による晩婚化などのライフスタイルの変化、また都会では待機児童問題等が叫ばれております。

本市においても同様に人口減少が続いており、それに歯止めをかけるため平成26年に「人口対策本部」を設置し、4つの基本戦略を立てて少子化対策に取り組んでおります。

このような状況の中、この度、国は「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育て支援は新制度へ移行することとなりました。

この新制度移行に伴い、本市においては、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする子育て支援に関する「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画策定にあたり、市内の子育て家庭へのアンケートを実施するとともに、新たに「子ども・子育て推進会議」を設置し、各分野の方々からご意見をいただくなど、約2年をかけてこの計画を策定いたしました。

今後は、平成17年策定の安来市次世代育成支援行動計画で進めてきたことを踏まえ、この事業計画を中心に、家庭・地域・事業者・行政その他あらゆる分野の構成員が子育てを支えることができる体制を整えてまいります。

そして、保護者の就労状況の変化に柔軟に対応できる教育・保育施設の提供をはじめ、妊娠期を含む子育て世帯が安心して子どもを産み育てる環境づくりにより、子ども一人ひとりの個性を大事に育てることの出来るまちづくりを進めていきたいと存じます。

そして、市民の皆様のご理解やご協力をいただき、この計画の基本目標である「子育てをみんなで応援 笑顔あふれるまちづくり」を目指して施策推進を図ってまいります。

最後に、この計画策定にあたり、貴重なご意見、ご協力をいただきました皆様に心から厚くお礼を申しあげ巻頭のご挨拶といたします。

平成27年3月



# 【目次】

第Ⅰ部 序論 .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	2
(1) 子育てを取り巻く背景.....	2
(2) 計画策定の位置づけ .....	3
(3) 法的根拠 .....	3
2. 計画の概要 .....	4
(1) 計画の期間.....	4
(2) 計画の対象.....	4
(3) 策定の体制.....	4
3. 安来市の子ども・子育てを取り巻く状況 .....	5
(1) 人口・世帯等の動向 .....	5
(2) 教育・保育施設の状況.....	8
(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	10
(4) 就学前・小学生ニーズ調査結果の概要.....	14
(5) 中学生・高校生アンケート調査結果の概要 .....	23
4. 安来市次世代育成支援行動計画の総括 .....	48
5. 安来市の子ども・子育て支援の課題.....	57
第Ⅱ部 子ども・子育て支援の基本的考え方 .....	61
1. 基本理念 .....	62
2. 家庭・地域・事業者・行政の役割 .....	64
3. 基本目標と主要施策の方向 .....	68

<b>第Ⅲ部 事業計画</b> .....	<b>74</b>
<b>1. 子育てと仕事の両立支援及び子育て家庭支援のための具体的な取組</b> .....	<b>75</b>
(1) 教育・保育提供区域の設定 .....	75
(2) 教育・保育提供体制の確保 .....	76
(3) 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	80
<b>2. すこやかに生み育てる環境づくり（すこやか親子21）</b> .....	<b>89</b>
(1) 親子の健康の確保 .....	89
(2) 食育の推進.....	89
(3) 思春期の保健対策 .....	89
<b>3. 子どもの健全育成のための教育環境の整備</b> .....	<b>89</b>
(1) 学校における教育環境の整備.....	89
(2) 家庭の教育力の向上 .....	90
(3) 子育てを支える地域社会の形成 .....	90
<b>4. 子育てと仕事の両立支援</b> .....	<b>91</b>
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し.....	91
(2) 事業主の取組の促進 .....	91
(3) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進 .....	91
<b>5. 支援を要する子どもなどへの支援の充実</b> .....	<b>91</b>
(1) 児童虐待防止対策の充実.....	91
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進 .....	92
(3) 障がい児施策の充実 .....	93
<b>6. 安心・安全なまちづくりの推進</b> .....	<b>93</b>
(1) 子どもの安全の確保 .....	93
(2) 犯罪等の被害にあわないための環境の整備 .....	94
(3) 子育てを支援する生活環境の整備 .....	94
<b>7. 計画の推進体制</b> .....	<b>94</b>
(1) 関係機関等との連携 .....	94
(2) 計画の達成状況の点検・評価 .....	95
<b>参考資料</b> .....	<b>96</b>
資料1 子ども・子育て支援事業計画策定経過 .....	96
資料2 安来市子ども・子育て推進会議条例 .....	97

# 第 I 部

## 序 論

## 1. 計画策定の趣旨

### (1) 子育てを取り巻く背景

これまで、本市では子ども・子育てに関しては、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき施策を推進してきましたが、国においては、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。具体的には、以下諸点が考えられます。

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
  - ・独身男女の9割が結婚意思をもっており、希望子ども数も2人以上など
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
  - ・家庭関係社会支出の対GDPが低い
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足
  - ・働く親が子どもが小学校に入学途端、放課後の預け先に悩み、育児と仕事の両立が難しくなる「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた教育・保育サービスの提供対策が不十分

これを受けて、国では、子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援の新制度へ移行することになりました。

関連3法と新制度の特徴等は、以下のとおりです。

### 子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法  
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法  
子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

## 子ども・子育て支援制度のポイント

### ●認定こども園制度の改善

- ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

### ●認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

### ●地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

### ●基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施

### ●社会全体による費用負担

- ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

### ●子ども・子育て会議の設置

- ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

## （２）計画策定の位置づけ

以上みてきた関連３法による新制度への移行に伴い、本市が策定すべき「子ども・子育て支援事業計画」の策定趣旨は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現する。」と位置づけます。

また、本事業計画は次世代育成支援対策の継続的な推進のため有効期限が延長された次世代育成支援対策推進法の行動計画（すこやか親子21を含む）と一体のものとして位置づけます。

## （３）法的根拠

本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであり、市で策定した以下の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定するとともに、今後策定される予定の計画について可能な限り整合を図ります。

また、計画の推進にあたっては、上位計画である安来市総合計画の基本指針の下、市の策定する他の計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。



## 【上位計画】

- 安来市総合計画

## 【関連計画】

- 安来市地域福祉計画
- 安来市障がい者基本計画・安来市障害福祉計画
- 健康やすぎ21（健康増進計画）
- 安来市食育推進計画

## 2 計画の概要

### （1）計画の期間

平成27年度から31年度までの5か年とします。

### （2）計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、おおむね18歳に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

### （3）策定の体制

「安来市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「安来市子ども・子育て推進会議」を設置し、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所等の施設の定員設定のあり方等）の審議をはじめ、具体的には、次のような点について調査審議しました。

- ①潜在的なものを含め教育・保育・子育ての支援ニーズが適切に把握されているか。
- ②教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）と地域型保育事業（家庭的保育事業等）など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標
- ③ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業（子育て支援センター、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、乳幼児家庭全戸訪問事業、放課後児童クラブ、妊娠健診等）が計画的に盛り込まれているか。
- ④費用の使途実績の調査や事業の点検評価
- ⑤現行の次世代育成支援行動計画について見直すべき部分はないか。

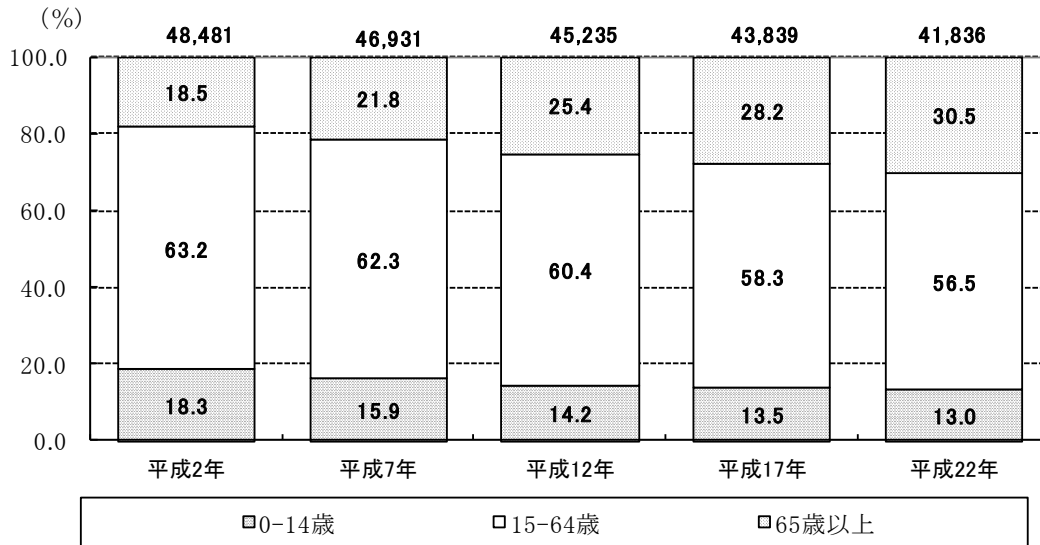
### 3. 安来市子ども・子育てを取り巻く状況

#### (1) 人口・世帯等の動向

##### ①総人口および年齢区分別人口

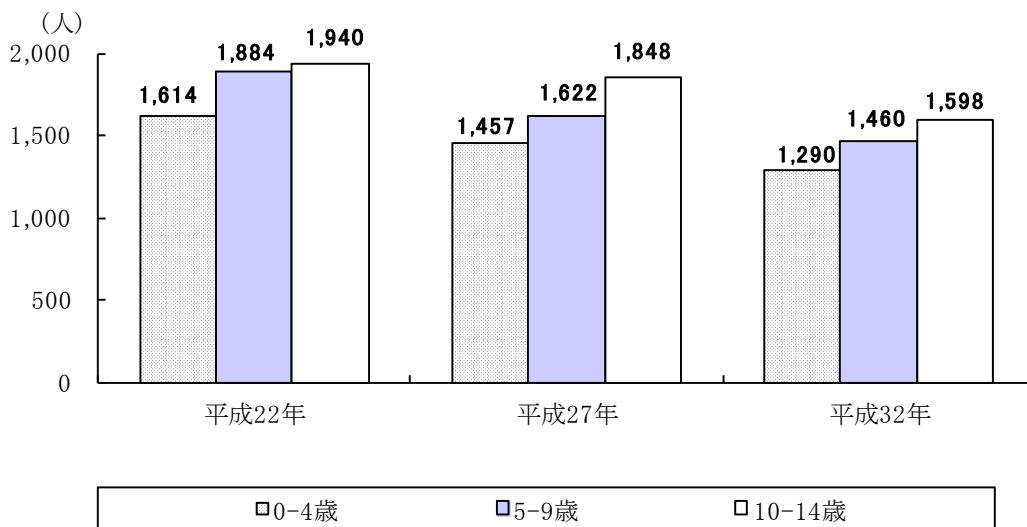
- 全国的に人口減少社会にある中で、本市の人口にも少子高齢化の影響がみられます。年少人口比率は平成2年の18.3%から平成22年の13.0%まで減少しているのに対し、高齢者人口は平成2年の18.5%から平成22年の30.5%まで増加しています。

■総人口・年齢区分別人口の推移■



資料: 国勢調査

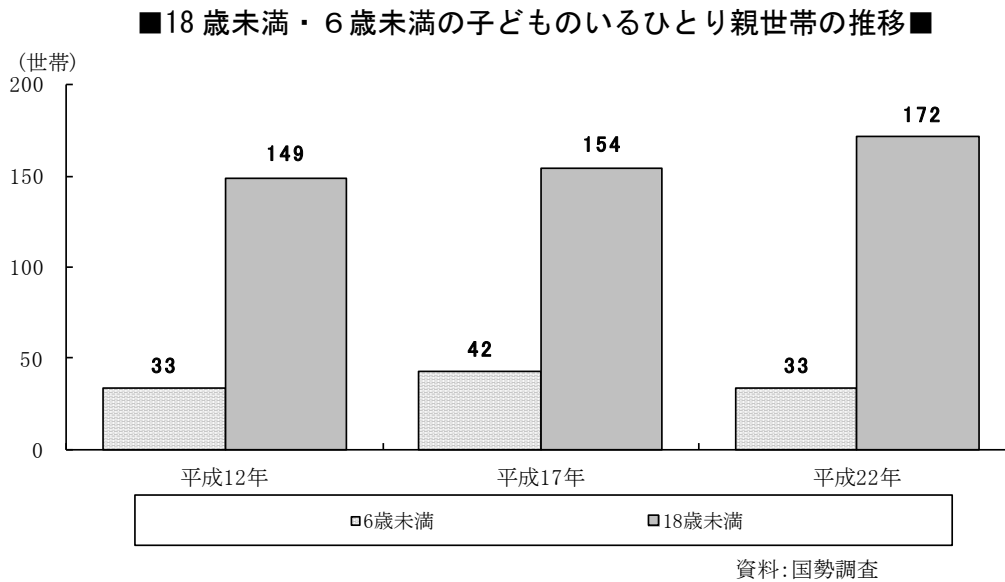
■年少人口の推移■



資料: 人口問題研究所

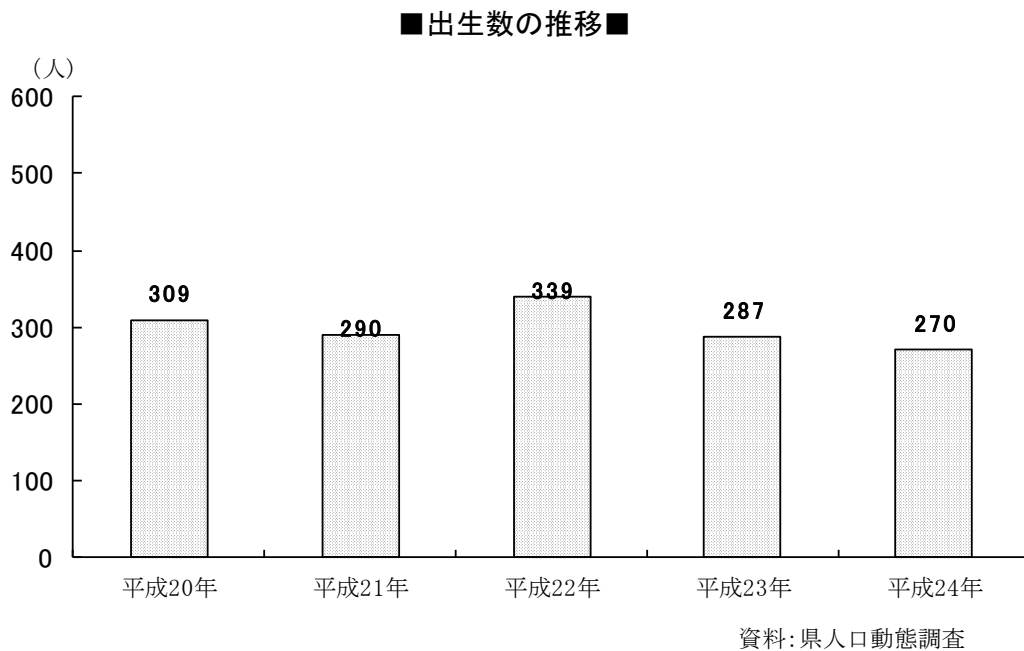
## ②子育て世帯の推移

- 18歳未満の子どものいるひとり親世帯の増加がみられ、保育サービスの提供とともに、就労をはじめ多様な生活支援の充実が必要です。



## ③出生の動向

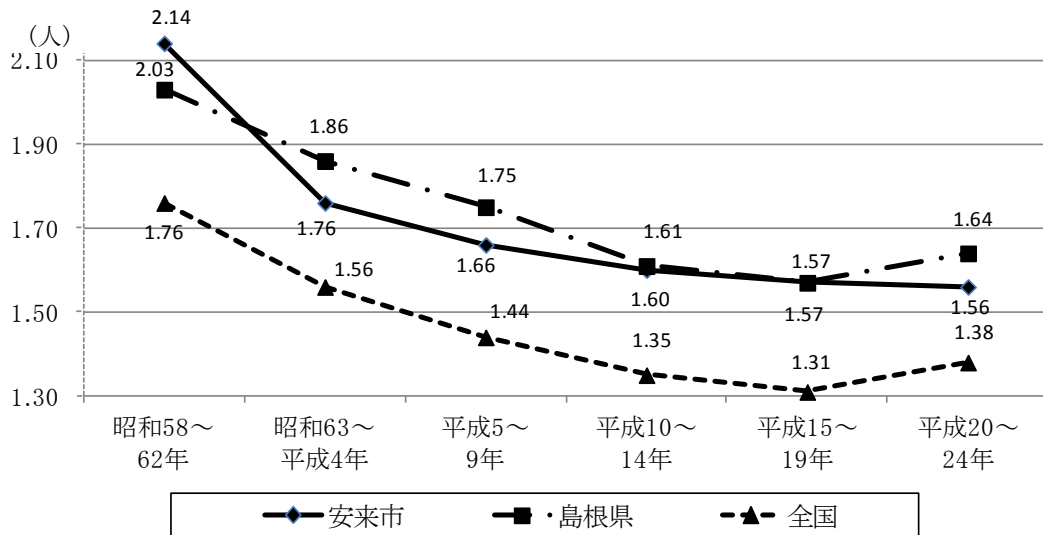
- 本市は、おおむね 300 人前後で推移しています。



#### ④合計特殊出生率の推移

- 合計特殊出生率は、全国、島根県ともに、「平成 15～19 年」を底に、「平成 20～24 年」は若干の上昇基調を示していますが、本市の場合は、ほぼ横ばいとなっています。
- しかし、いずれも将来にわたって人口を維持するために必要とされる 2.07 をいまだ大きく下回っており、少子化の進行には変わりはなく、一層の保育サービス等の支援策が求められています。

■合計特殊出生率(ベイズ推定値)の推移■

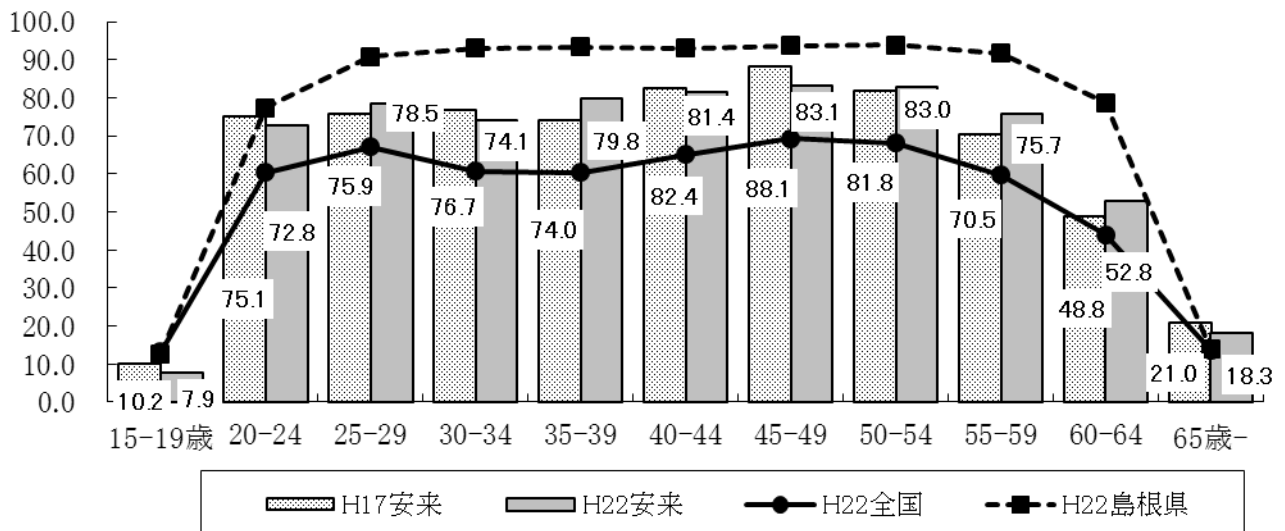


(注)合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に何人子供を産むかを推計したものであり、地域間比較や経年比較に耐えうるより安定性の高い指標を求めるため、ベイズ推定値とはベイズ統計学的手法を用いたもの。

#### ⑤女性の就労の状況

- 女性の年齢別就業率は、子育て世代の中心となる30代後半からの就業率が増加しており、今後も女性の就労を支援するため、家庭と職場のより一層の円滑な調整ができるように、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要です。

■女性の就業率の推移■



## (2) 教育・保育施設の状況

### ①保育所

以下に保育所の状況を示します。

#### ■設置状況

各年度10月1日現在（カ所、人）

区分	保育 所数 (カ所)	定員数 (人)	児童数			合計 (人)
			年齢別			
			～3歳児	3歳児	4歳児～	
平成20年度	19	1,320	504	260	543	1,307
平成21年度	19	1,320	476	295	549	1,320
平成22年度	19	1,320	467	264	569	1,300
平成23年度	19	1,330	515	245	564	1,324
平成24年度	19	1,330	532	239	516	1,287
平成25年度	19	1,330	539	241	495	1,275

#### ■開所時間

公立	<p>【7時～19時】</p> <p>安来保育所、荒島保育所、飯梨保育所、切川保育所、大塚保育所、広瀬保育所、布部保育所、比田愛育園、安田保育所、母里保育所、井尻保育所、赤屋保育所、赤江保育所、城谷保育所、山佐児童館</p>	私立	<p>【7時～19時】</p> <p>やすぎ保育園、みゆき保育園、ふたば保育園、ひろせ保育園</p> <p>【7時30分～19時30分】</p> <p>あゆみ保育園</p>
----	--	----	--

#### ■保育所のサービス

区分	概要	実施状況
延長保育	保護者の就労形態の多様化に伴い、通常の保育所開所時間の前後に、時間を延長して行う保育	全保育所で実施
一時預かり	保護者の疾病や冠婚葬祭などの緊急時や育児疲れを解消するために一時的な利用に対して行う保育	安来保育所、赤江保育所、母里保育所、広瀬保育所、みゆき保育園、やすぎ保育園、ひろせ保育園、あゆみ保育園
休日保育	日曜日や祝祭日に保護者の勤務により、保育に欠ける児童に対して行う保育	みゆき保育園
病後児保育	保育所（園）に通所している児童が病気の回復期にあつて、集団保育が困難な期間、保護者に代わって一時的に預かる保育	みゆき保育園、ひろせ保育園
特定保育	パート等の短期間就労などにより、平日の特定期間に家庭で保育できない場合に、必要に応じて行う保育	飯梨保育所

(注) 上記は、平成24年度「所管行政の概況調書」による。

■認可外保育所の状況

各年度4月1日現在（人）

施設名	23年度	24年度	備 考
三洋繊維工業株式会社託児所	0	0	平成25年度より再開
なかよしキッズ	6	10	安来市立病院
計	6	10	

②幼稚園

幼稚園の設置状況を示します。

各年度5月1日現在（カ所、人）

区分	幼稚園数 (カ所)	定員数 (人)	園児数 (人)
平成20年度	6	435	242
平成21年度	6	435	207
平成22年度	6	435	208
平成23年度	6	435	184
平成24年度	6	435	187
平成25年度	6	435	181

### (3) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。

1. 地域子育て支援拠点事業
2. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
3. 一時預かり事業
4. 延長保育事業
5. 病児・病後児保育事業
6. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
7. 妊婦健康診査
8. 乳児家庭全戸訪問事業
9. 養育支援訪問事業、その他要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業
10. 子育て短期支援事業
11. 利用者支援事業【新規】
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

このうち、1～10の事業は、既に実施中であり、それぞれの事業の取組状況は以下の通りです。

#### ①地域子育て支援拠点事業

##### 事業内容

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う。

##### 安来市の取組状況

【実績（平成25年度）】

- 施設数：5か所（平成25年4月1日現在）
- 延べ利用人数：607人日/月（0～2歳）  
1,055人日/月（0～5歳）

#### ②ファミリー・サポート・センター事業

##### 事業内容

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。

##### 安来市の取組状況

【実績（平成25年度）】

- 会員数：486人（依頼会員282人、援助会員122人、両方82人）
- 活動件数：1,676件

- 対象年齢：0歳～18歳未満

【利用料】

- 昼間（7：00～19：00）30分あたり250円
- 夜間（19：00～22：00）30分あたり300円
- 深夜（22：00～6：00）30分あたり500円
- 早朝（6：00～7：00）30分あたり300円
- ※病気の場合
- 昼間（7：00～19：00）30分あたり400円

### ③一時預かり事業

**事業内容**

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主に昼間において、保育所で一時的に預かる。

**安来市の取組状況**

【実績（平成25年度）】

- 実施施設数：8か所（公立4か所、私立4か所）
- 延べ利用児童数：2,782人

【利用料】

- 各保育所において決定

【利用対象者】

- 育児疲れの解消や緊急時の保育など、一時的に家庭での育児が困難となった児童（保護者の利用理由は問わない。）

### ④延長保育事業

**事業内容**

保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を越えて保育を行う。

**安来市の取組状況**

【実績（平成25年度）】

- 実施施設数：20か所（公立15か所、私立5か所）
- 1時間延長 20か所

【利用料】

- 各保育所において設定

### ⑤病児・病後児保育事業

**事業内容**

病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを就労などにより家庭で保育できない保護者に代わって、一時的に保育を行う。



## 安来市の取組状況

【実績（平成25年度）】

- 実施施設数：2か所
- 延べ利用児童数：32件

【利用料】

- 1人1日2,000円

【利用対象者】

- 0歳～5歳

（実施保育園以外の園児も利用可）

## ⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### 事業内容

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができないおおむね10歳未満の児童に対して、学校や公共施設などで、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する。（一般的に「学童保育」と呼ばれることが多い。）

※平成24年の法改正により、対象範囲がおおむね10歳未満から小学校就学児童までへ拡大

## 安来市の取組状況

【実績（平成25年度）】

- 実施施設数：11か所
- 利用児童数：261人（恒常利用）

【利用料】

- 各放課後児童クラブにおいて設定

【利用対象者】

- おおむね10歳までの小学生（特に支援を要する場合は、13歳）

## ⑦妊婦健康診査

### 事業内容

妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健診を行う。

【国が示している妊婦健康診査の実施基準】

- ◆妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで：4週間に1回
- ◆妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで：2週間に1回
- ◆妊娠36週(第10月)以降分娩まで：1週間に1回

上記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14回程度

## 安来市の取組状況

【実績（平成25年度）】

- 延べ受診者数：3,143人

※安来市では、母子健康手帳交付時に14回分の「妊婦一般健康診査受診票」を発行し、医療機関で健診を受ける。

## ⑧乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

### 事業内容

市の委託する助産師及び市の保健師が随時家庭訪問し、育児指導を行う。

### 安来市の取組状況

#### 【対象】

- 生後4か月児までの乳児のいる家庭

#### 【実績（平成25年度）】

- 延べ被訪問者数：乳児 252人、産婦 251人

## ⑨養育支援訪問事業、その他要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業

### 事業内容

#### 【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う。

#### 【その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るための取組に対する支援を行う。

### 安来市の取組状況

#### 【実績（平成25年度）】

- 延べ訪問件数：32件
- ケース検討会議：34事例66回

## ⑩子育て短期支援事業

### 事業内容

#### 【短期入所生活援助（ショートステイ）事業】

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる。

### 安来市の取組状況

#### 【実績（平成25年度）】

- 【ショートステイ】延べ利用児童数：3人

#### 【利用料】

- 【ショートステイ】2歳児以上 2,750円、2歳児未満・慢性疾患児 5,350円

※世帯の市民税課税状況により減額される。

## (4) 就学前・小学生ニーズ調査結果の概要

### ①調査の概要

#### ■調査の目的

国において平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、基礎自治体である市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

これを受けて、平成 27 年度を初年度とする『安来市子ども・子育て支援事業計画』の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見などを把握するために、「安来市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」）を実施しました。

#### ■調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	就学前児童調査	小学生調査
1.調査対象者と抽出方法	安来市に居住する0歳から5歳までの小学校入学前児童	安来市に居住する小学生児童
2.調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
3.調査期間	平成 25 年 11 月～12 月	平成 25 年 11 月～12 月
4.回収状況	配布数 1,454 人 回収数 725 人 回収率 49.9%	配布数 987 人 回収数 492 人 回収率 49.8%

#### ■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「N=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

算出されたパーセントは、小数第 2 位を四捨五入して、小数第 1 位までの表示としているため、その合計が必ずしも 100.0%にならない場合もあります。

また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は 100.0%を超えます。

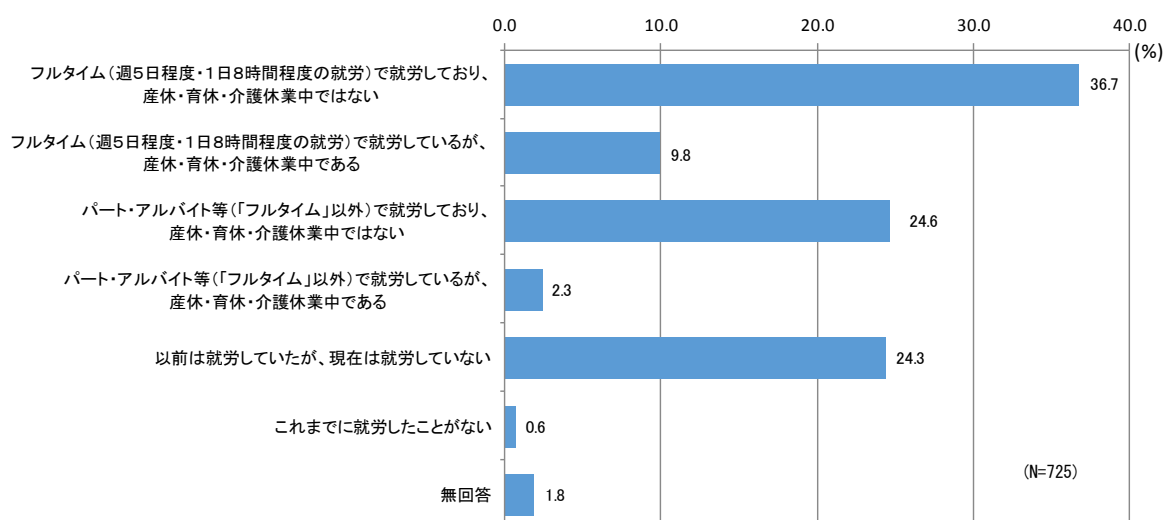
## ②就学前児童

### ■母親・父親の就労状況

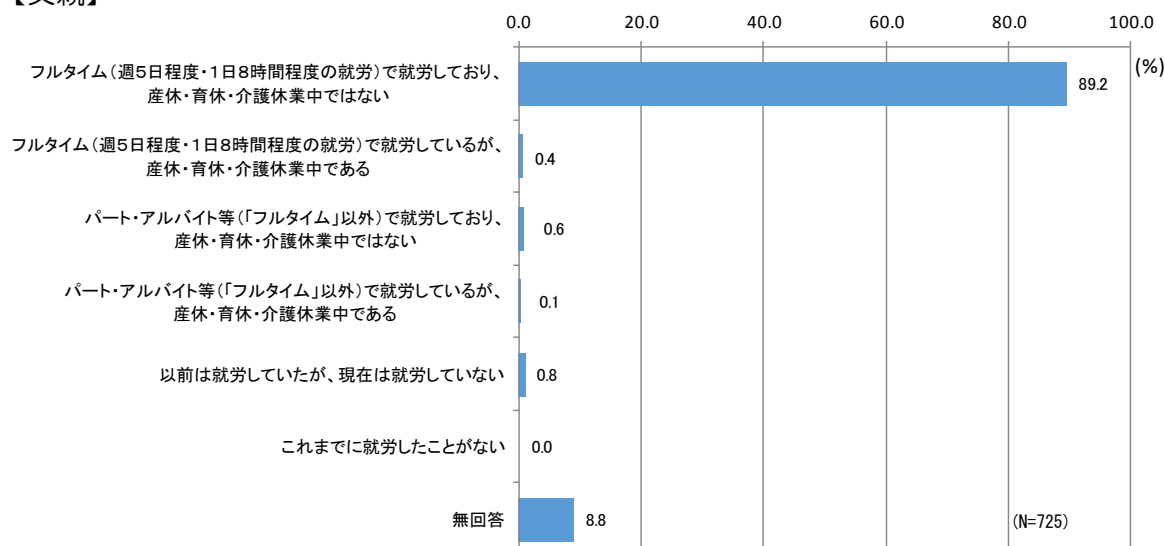
母親の就労状況をみると、「フルタイム（週5程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が36.7%で最も多く、ついで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が24.6%となっています。続いて「以前は就労していたが、現在は就労していない」が24.3%です。

父親の就労状況をみると、「フルタイム（週5程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が89.2%で全体の9割近くを占めています。

#### 【母親】



#### 【父親】



### ■母親のフルタイムへの転換希望

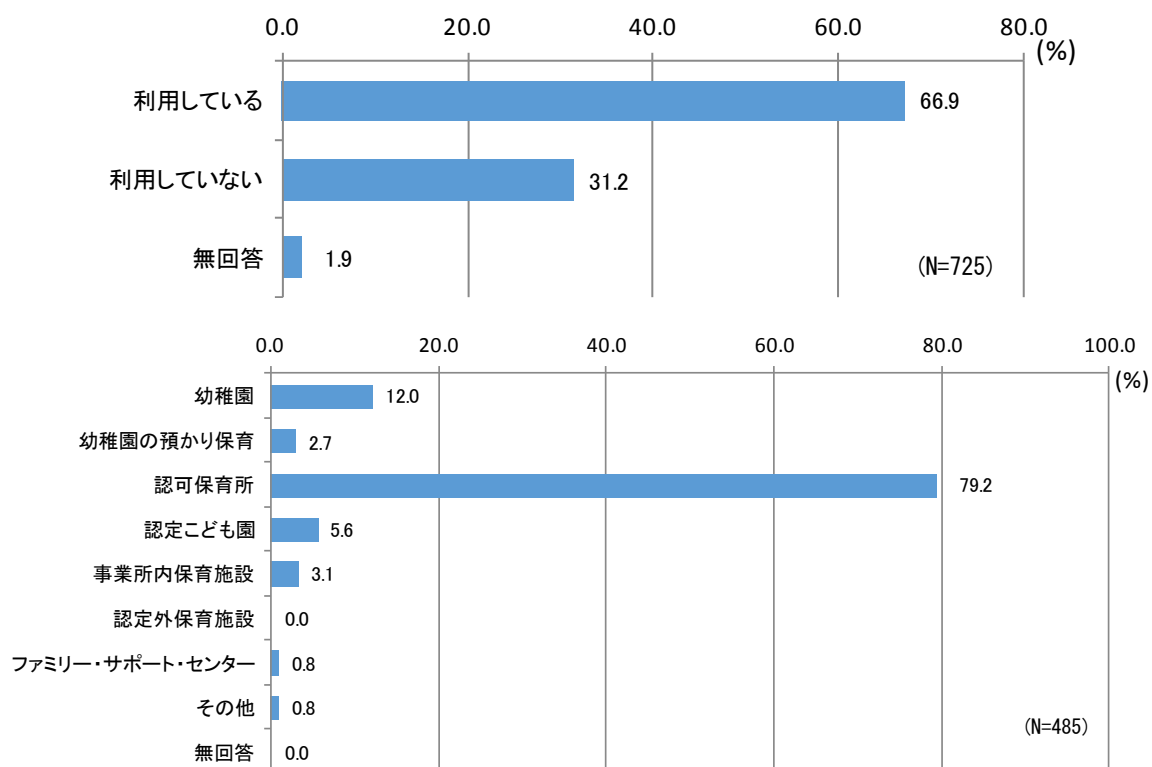
母親のフルタイムへの転換希望についてみると、「パート・アルバイトを続けることを希望」が47.2%で最も多くなっています。「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できない」(35.9%)「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込み」(11.3%)と、全体的なフルタイムへの転換希望の割合は47.2%ですが、実現できる見込みがあるのはそのうち11.3%と、フルタイムへの転換の実現が厳しい状況がうかがえます。

## ■現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向についてみると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が37.2%、「1年より先、一番下の子どもがある程度になったところに就労」が42.2%と、全体の就労意向は79.4%で、就労意欲は強くなっています。

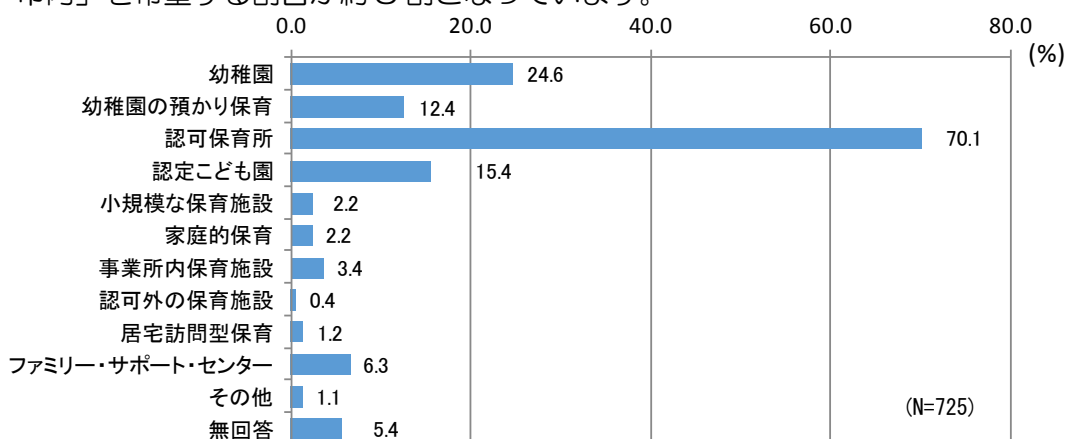
## ■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

現在「定期的な教育・保育事業」を「利用している」人の割合は66.9%となっており、そのうち「認可保育所」を利用している割合が79.2%と最も多くなっています。ついで、「幼稚園」の12.0%と続いており、その他の事業の利用割合は数%となっています。



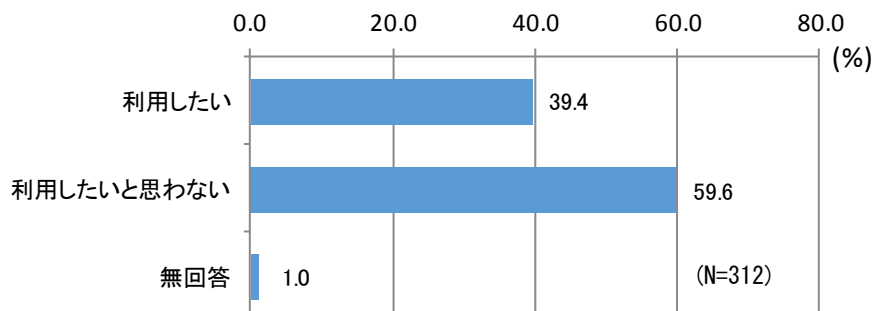
## ■今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

今後定期的に利用したい事業についてみると、「認可保育所」が70.1%と7割以上が希望しています。以下「幼稚園」(24.6%)、「認定こども園」(15.4%)、「幼稚園の預かり保育」(12.4%)と続いています。利用したい場所については、すべての事業において「安来市内」を希望する割合が約8割となっています。



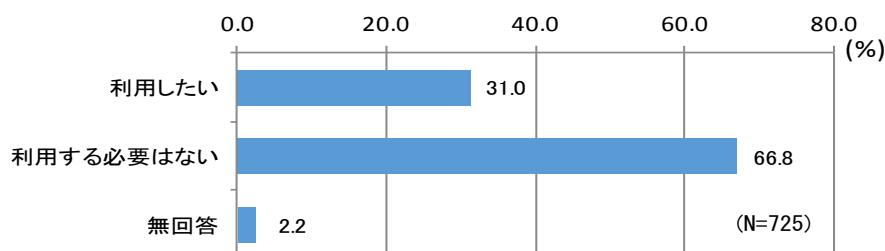
### ■病児・病後児保育の利用希望

子どもが病気やケガで父親または母親が仕事を休んで対処した人のうち、できれば病児・病後児のための保育施設等を「利用したい」と思った人の割合は、39.4%となっています。「利用したいとは思わない」と答えた人について、その理由をみると、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」(58.1%)、「親が休んで対応する」(58.1%) などとなっています。



### ■一時預かりの利用希望

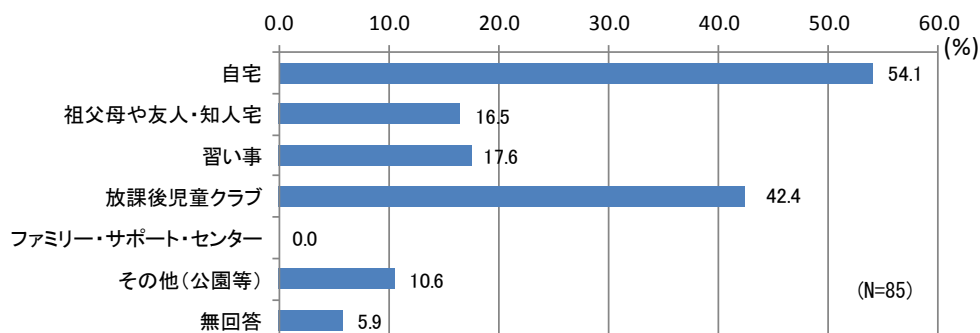
今後、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で利用する必要性については、「利用する必要はない」の割合が66.8%となっています。



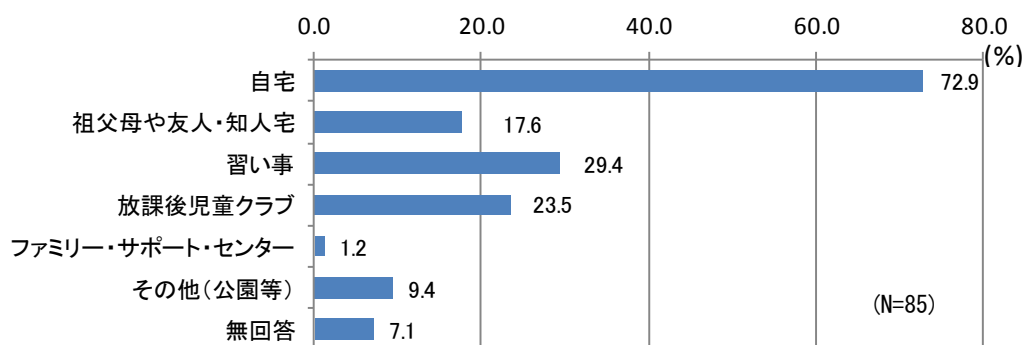
### ■放課後児童クラブの利用意向（就学前児童家庭）

「低学年」の時は、「自宅」が54.1%で最も多く、ついで「放課後児童クラブ」の42.4%と続いています。以下、「習い事」の17.6%、「祖父母や友人・知人宅」の16.5%となっています。また放課後児童クラブの利用希望日数は、「5日」が68.8%で圧倒的に多くなっています。「高学年」の時は、「自宅」が72.9%で圧倒的に多く、ついで「習い事」の29.4%と続いています。以下「放課後児童クラブ」の23.5%、「祖父母や友人・知人宅」の17.6%となっています。また放課後児童クラブの利用希望日数は、「5日」の42.1%が最も多くなっています。

#### 【低学年になったときに考えている平日の過ごし方】

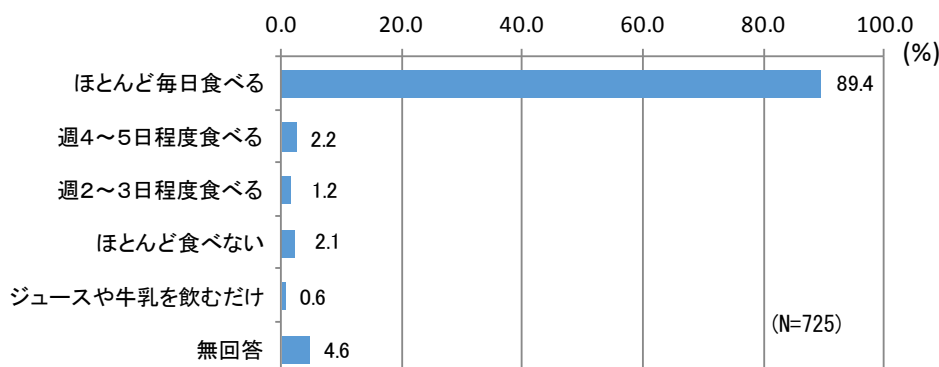


## 【高学年になったときに考えている平日の過ごし方】



## ■朝食の摂取状況

1週間のうち、何日朝食を食べているかについてみると、「ほとんど毎日食べる」が89.4%と全体の9割近くの割合となっています。

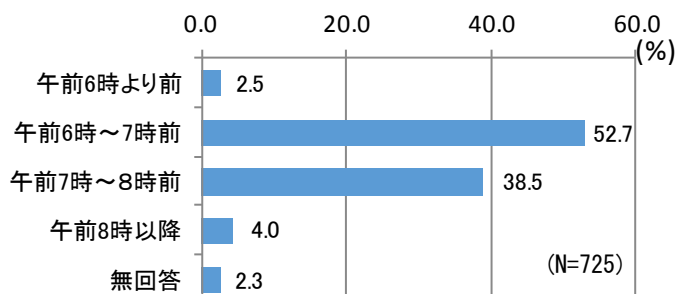


## ■平日の起床時刻・就寝時刻

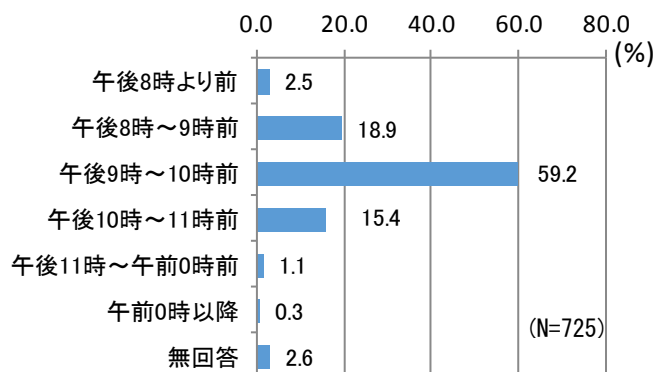
起床時刻についてみると、「午前6時~7時前」が52.7%、ついで「午前7時~8時前」が38.5%となっています。

就寝時刻についてみると、「午後9時~10時前」の59.2%が6割近くを占めていますが、「午後10時~11時」が15.4%と、平日にもかかわらず就寝時刻が午後10時を過ぎている子どもも見受けられます。

### 【起床時刻】



### 【就寝時刻】

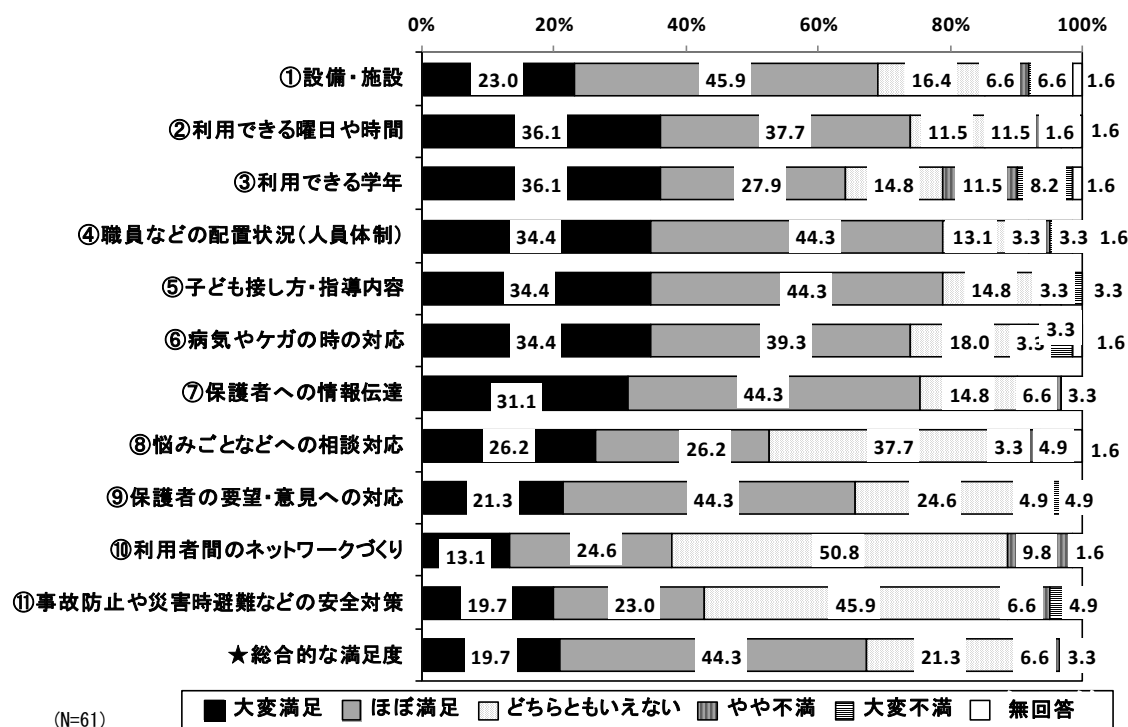


### ③小学生

#### ■放課後児童クラブの評価

満足度について、「大変満足」「ほぼ満足」を含めた割合が最も高かったのは「④職員などの配置状況（人員体制）」（78.7%）、「⑤子どもへの接し方・指導内容」（78.7%）と8割近くの満足度となっています。以下「⑦保護者への情報伝達」（75.4%）、「②利用できる曜日や時間」（73.8%）、「⑥病気やケガの時の対応」（73.7%）と続いています。一方、「大変満足」「ほぼ満足」を含めた割合が低めとなったのは「⑩利用者間でのネットワークづくり」（37.7%）、「⑪事故防止や災害時非難などの安全対策」（42.7%）で、満足度は30%～40%台となっています。

総合的な満足度については、「大変満足」「ほぼ満足」を含め64.0%となっています。



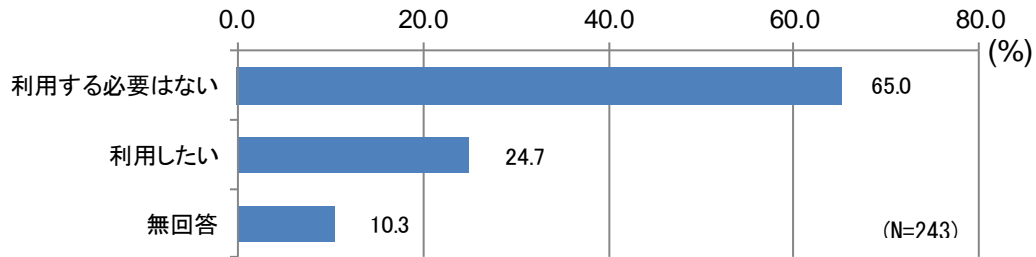
#### ■放課後児童クラブの利用意向（小学1年から3年生の児童をもつ家庭）

「低学年」の時は、「利用したい」と答えた割合は、平日が24.7%、土曜日が12.3%、日曜日・祝日が5.8%、夏休みや冬休みなど長期休暇期間中が39.5%となっています。長期休暇期間中の利用希望が最も多く、ニーズが高いことがうかがえます。「高学年」の時は、「自宅」が73.3%と最も多く、ついで「習い事」（30.9%）となっており、「放課後児童クラブ」を希望する割合は18.5%となっています。「放課後児童クラブ」の利用を希望する人のうち、利用を希望する日数は「5日」の45.2%が最も多くなっています。延長を希望する学年は、「小学6年生」が50.0%、「小学4年生」が33.3%となっています。

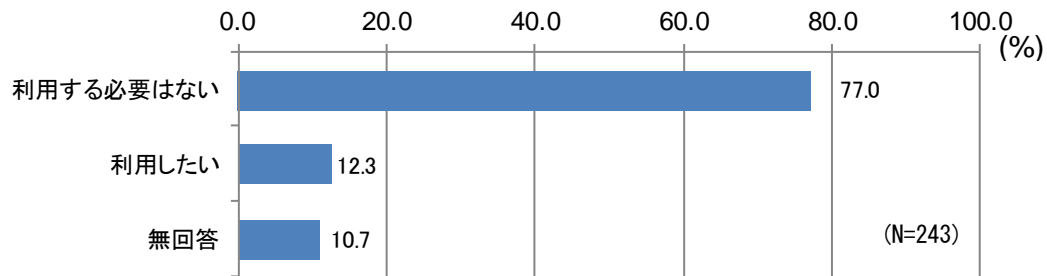


【低学年時の利用意向】

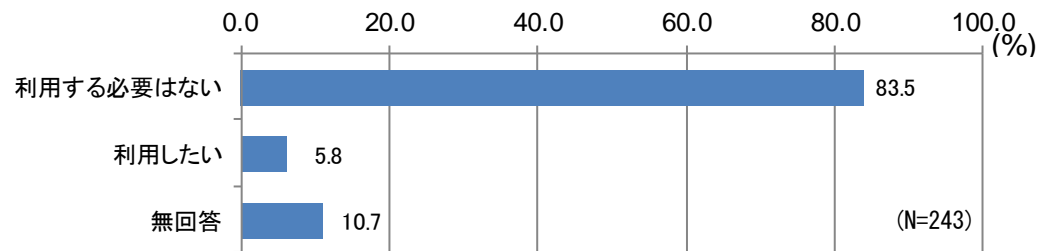
(1) 平日



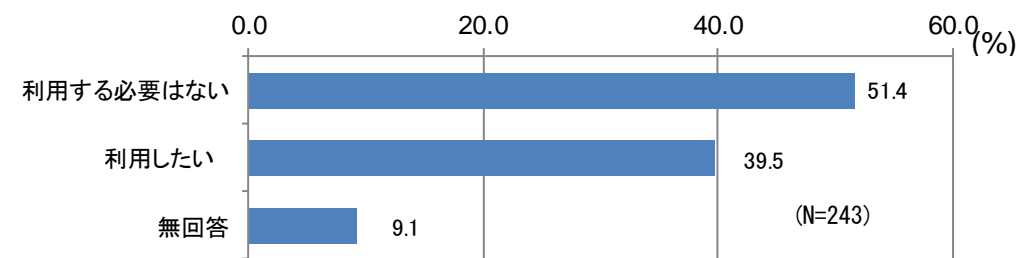
(2) 土曜日



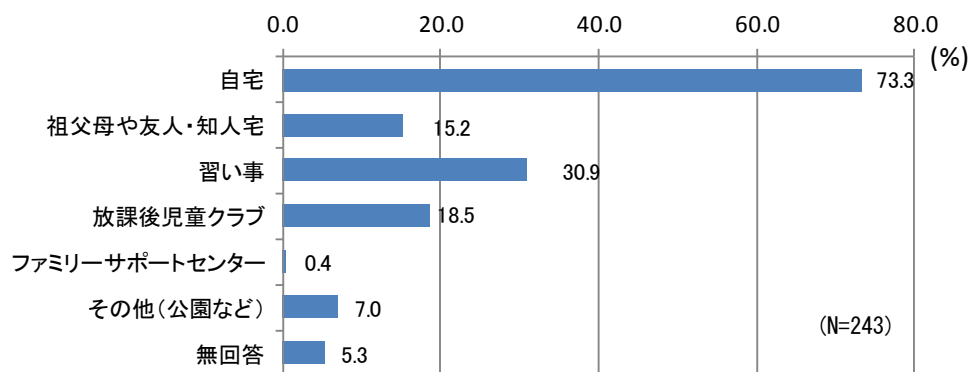
(3) 日曜日・祝日



(4) 夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中

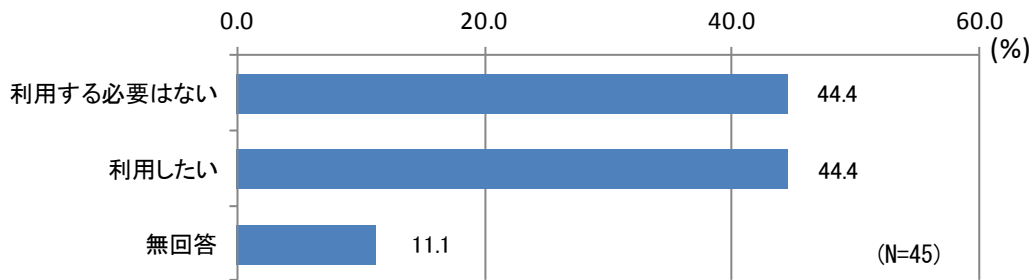


【高学年になったときに考えている平日の過ごし方】

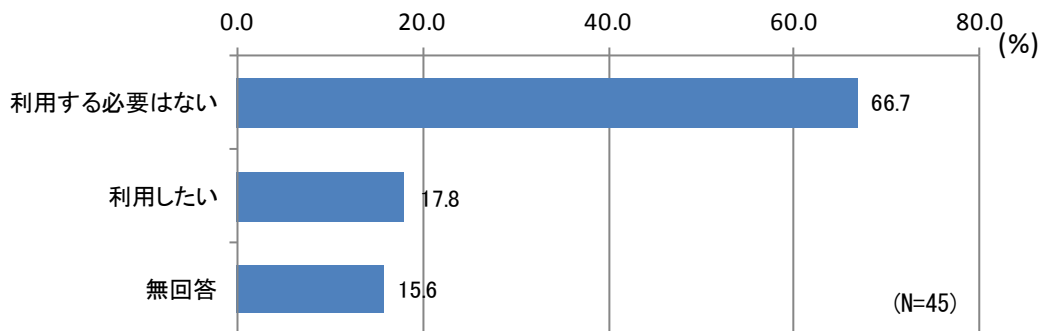


【高学年になったときに放課後児童クラブを希望する保護者の利用意向】

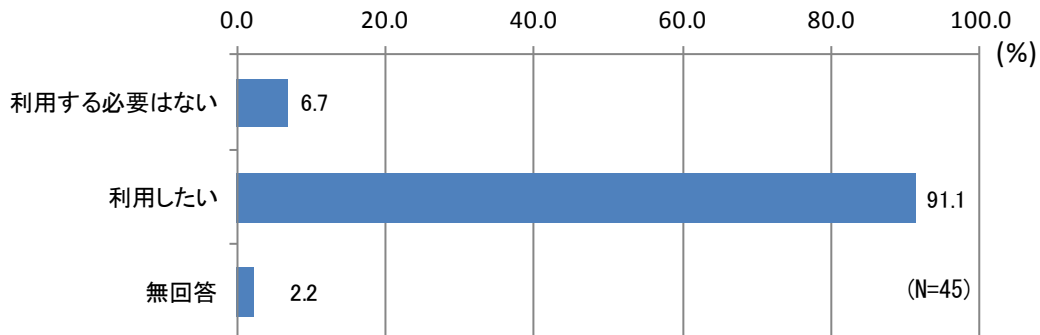
(1) 土曜日



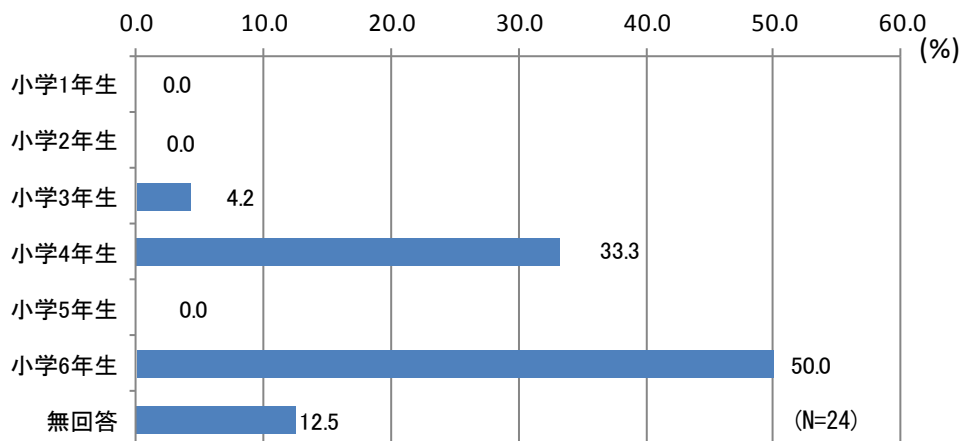
(2) 日曜日・祝日



(3) 夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中

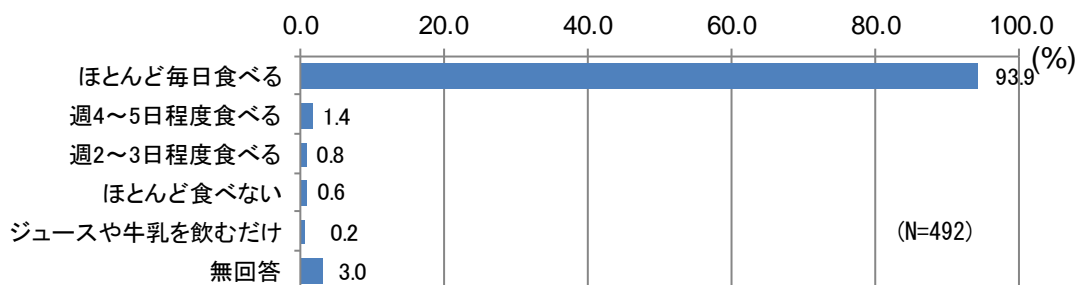


【放課後児童クラブを何年生まで利用したいか】



## ■朝食の摂取

1 週間のうち、何日朝食を食べているかについてみると、「ほとんど毎日食べる」が 93.9% と全体の 9 割以上の割合となっています。

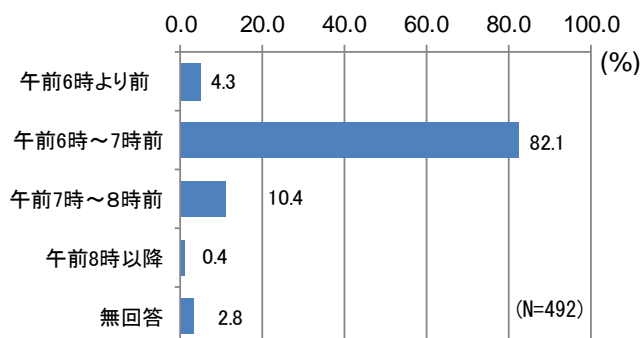


## ■平日の起床時刻・就寝時刻

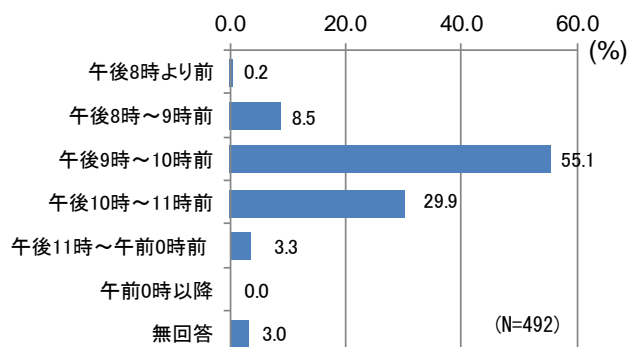
起床時刻についてみると、平日は「午前 6 時~7 時前」が 82.1% で 8 割以上を占めています。

就寝時刻についてみると、平日が「午後 9 時~10 時前」の 55.1% が 6 割近くを占めていますが、「午後 10 時~11 時前」が 29.9% と、平日にもかかわらず就寝時刻が午後 10 時を過ぎている子どもも見受けられます。

【起床時刻】



【就寝時刻】



## (5) 中学生・高校生アンケート調査結果の概要

### ①調査の概要

#### ■調査の目的

本調査は、市内の中学生、高校生が普段の生活のなかで、自分のことや身の回りのことについてどのようなことを考えているか、また、地域社会との係わりや将来についてどのようなことを考えているのかなどを調査し、これからの子どもたちが健全に成長し、暮らしていけるまちづくりのために活用することを目的に実施するものです。

#### ■調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	中学2年生調査	高校2年生調査
1.調査対象者と抽出方法	安来市内の中学校に通う中学2年生	安来市内の高校に通う高校2年生
2.調査方法	学校での配布・回収	学校での配布・回収
3.調査期間	平成26年2月	平成26年2月
4.回収状況	配布数 341 回収数 322 回収率 94.4%	配布数 238 回収数 232 回収率 97.5%

#### ■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「N=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数(回答者数)を示しています。

算出されたパーセントは、小数第2位を四捨五入して、小数第1位までの表示としているため、その合計が必ずしも100.0%にならない場合もあります。

また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は100.0%を超えます。

#### ■平成21年度の調査概要

【調査地域】安来市全域

【調査対象】市内5校に通学する中学3年生及び市内2校に通学する高校2年生

【調査方法】学校を通じて配布・回収

【調査期間】中学3年生：平成21年7月7日(火)～7月17日(金)

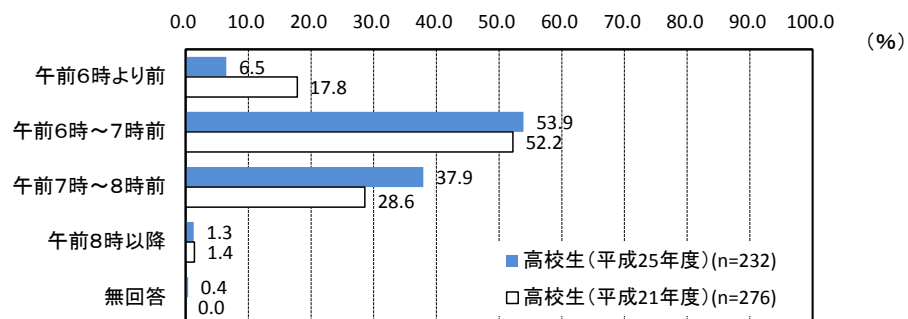
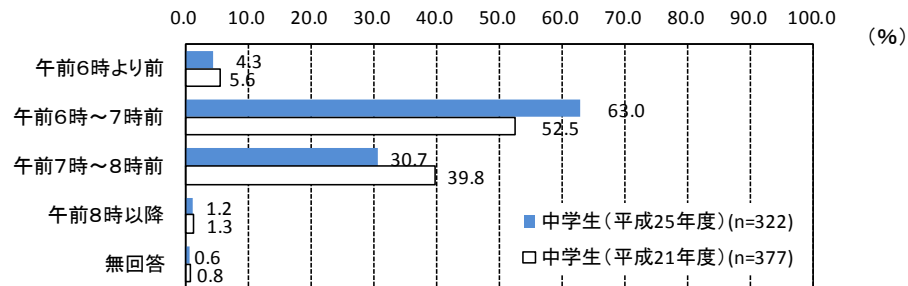
高校2年生：平成21年7月7日(火)～7月24日(金)

## ②中学生・高校生調査結果

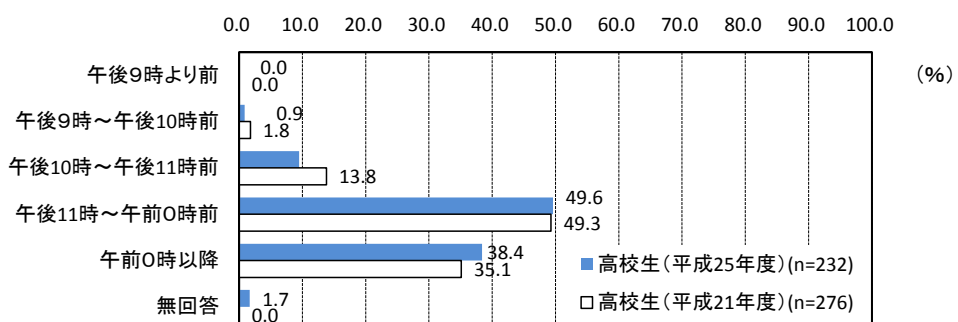
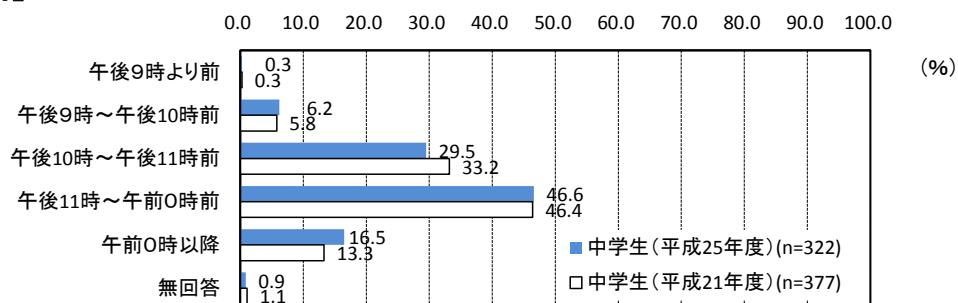
### ■平日の起床時刻・就寝時刻

平日の起床時刻では、中学生、高校生ともに「午前6時～7時前」がいずれも半数以上を占めて、もっとも多く、就寝時刻では、中学生、高校生ともに「午後11時～午前0時前」がもっとも多くなっていますが、高校生では「午前0時以降」も4割近くを占めています。

#### 【起床時刻】



#### 【就寝時刻】

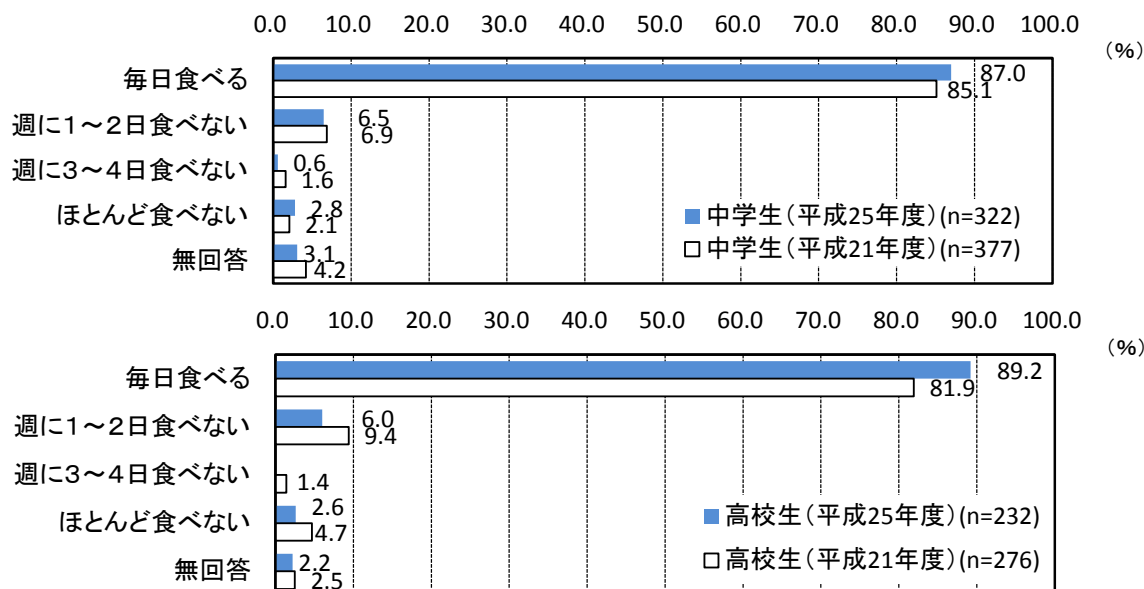


#### 【平成21年度調査との比較】

平成21年度調査と比較すると、中学生で若干起床時刻が早くなっているとともに、就寝時刻は反対に若干遅くなっています。

## ■朝食の摂取

朝食を食べているかについてみると、中学生、高校生ともに「毎日食べる」と答えた割合が全体の9割近くを占めています。一方「ほとんど食べない」と答えた生徒は中学生で2.8%、高校生で2.6%となっています。



### 【平成21年度調査との比較】

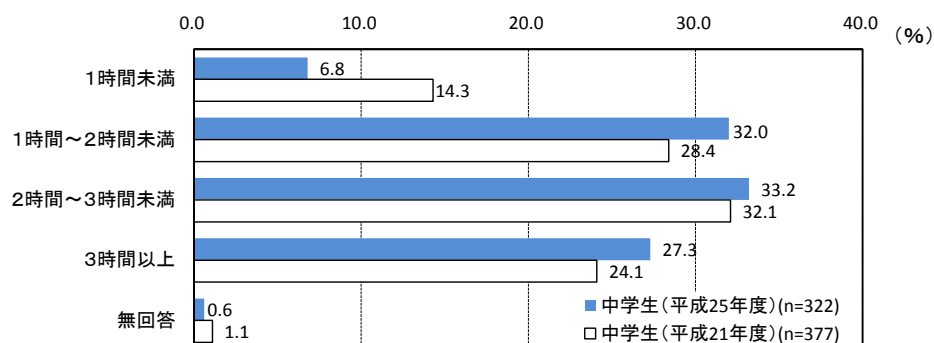
平成21年度調査と比較すると、「毎日食べる」と答えた割合は、中学生で1.9%、高校生で7.3%増加しています。また「ほとんど食べない」と答えた割合は中学生で0.7%増加していますが、高校生は2.1%減少しています。

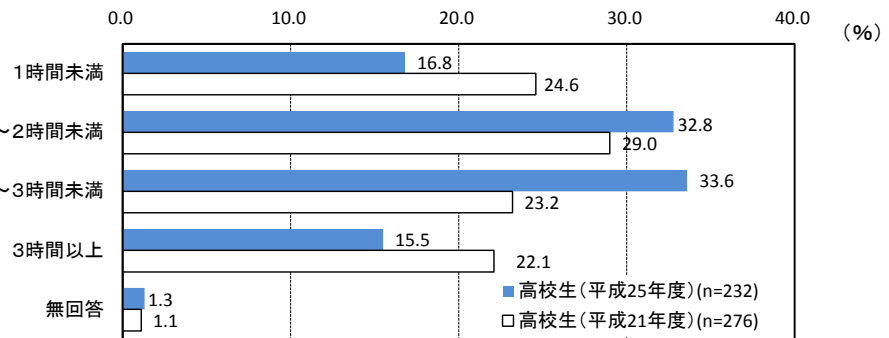
## ■平日のテレビやゲームの時間

平日のテレビやゲームをする時間は、中学生、高校生ともに、1時間から3時間未満が60%以上を占めています。

### 【平均時間】

●中学生	平成25年度調査	2.3時間	平成21年度調査	2.2時間
●高校生	平成25年度調査	2.0時間	平成21年度調査	1.9時間





**【平成 21 年度調査との比較】**

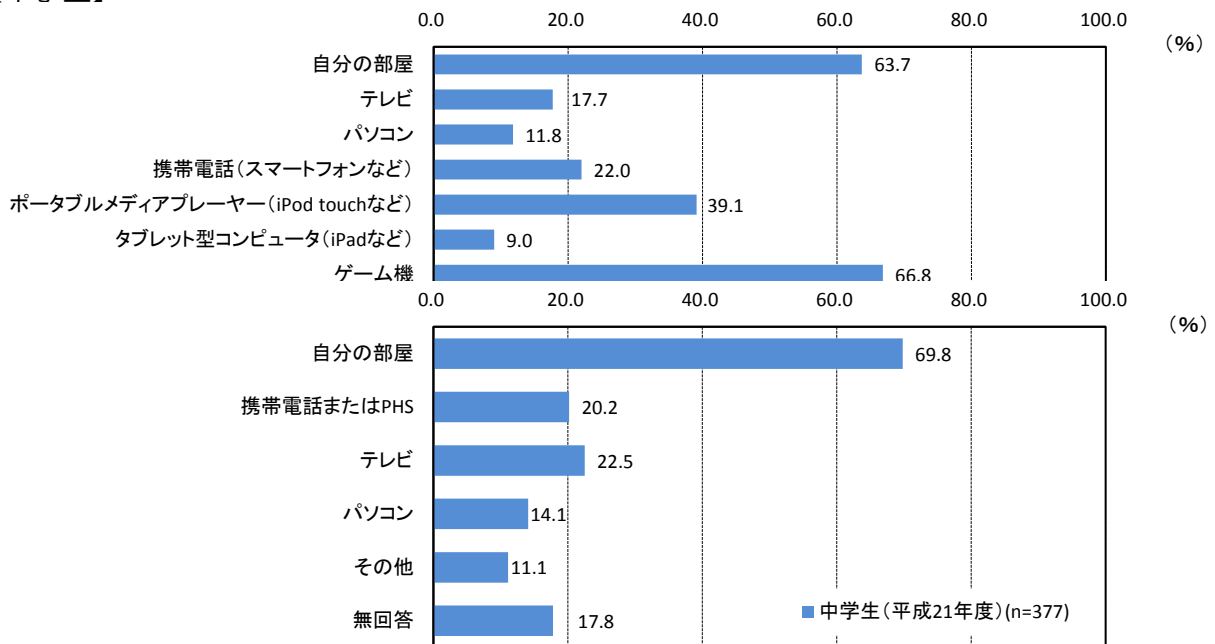
平成 21 年度調査と比較すると、中学生、高校生ともに、全体的に1時間～3時間未満の時間帯で長くなっています。

**■自分専用で持っているものについて**

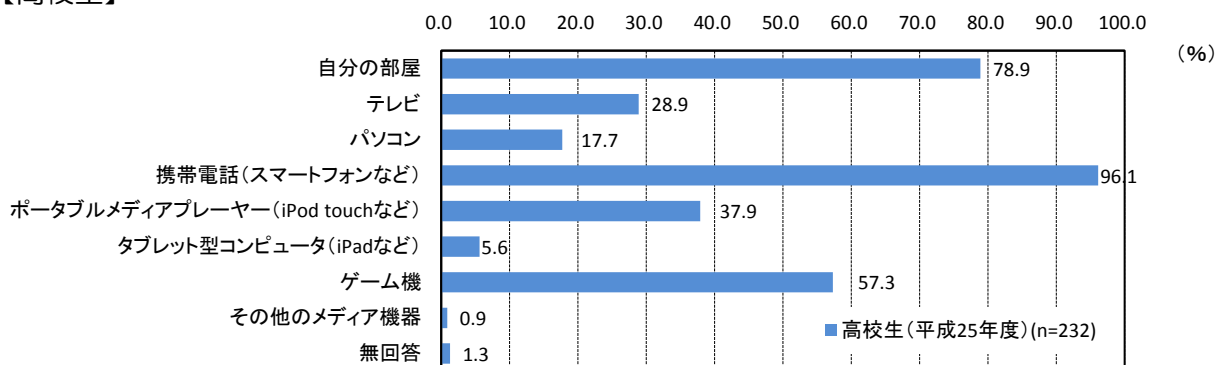
自分専用で持っているものについてみると、中学生は「ゲーム機」が66.8%、「自分の部屋」が63.7%と、ともに6割以上が持っていると答えています。

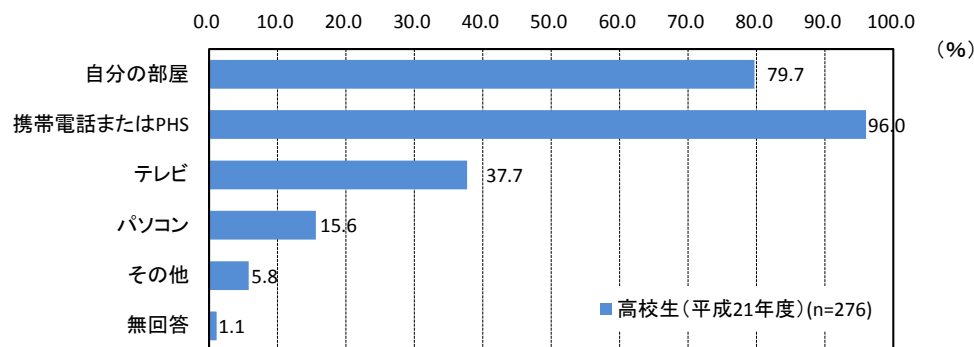
高校生は、「携帯電話（スマートフォンなど）」を持っている割合が96.1%で、中学生の22.0%と比較すると大半の生徒が持っていると答えています。ついで「自分の部屋」が78.9%と、中学生よりも自分の部屋を持つ割合が多くなっています。

**【中学生】**



**【高校生】**





### 【平成 21 年度調査との比較】

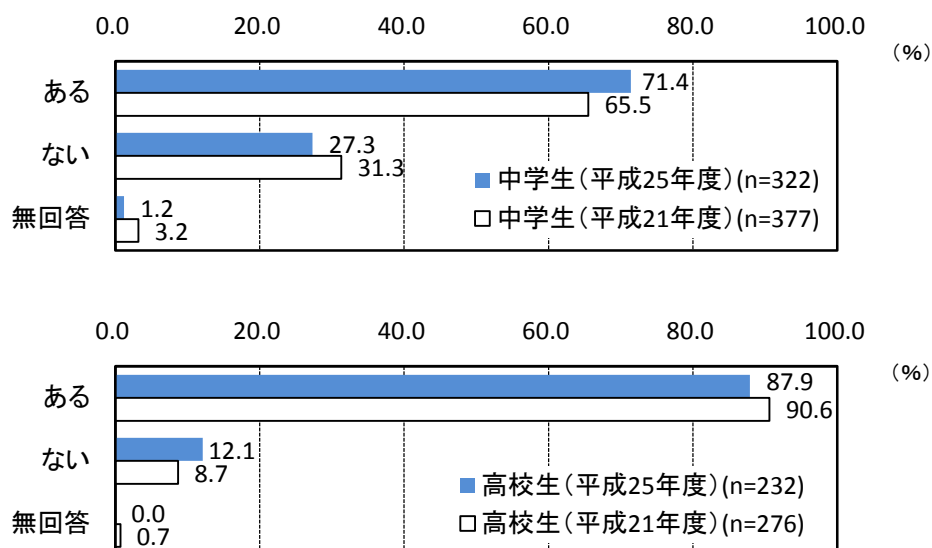
平成 21 年度調査と比較すると、「携帯電話またはPHS」の所有率は、平成 25 年度調査において PHS に代わりスマートフォン所有の割合が増えていると思われ、中学生は 1.8%増加、高校生は平成 21 年度調査とほぼ同じ割合となっており、高校生の「携帯電話」の所有率が非常に高くなっています。

また「自分の部屋」を持っている割合は、中高生共に平成 21 年度調査とほぼ同じ割合となっています。

### ■情報サイトへのアクセス経験

「あなたは、携帯電話やポータブルメディアプレーヤー (iPod touch など)、パソコンなどを利用して情報サイトへアクセスしたことがありますか」という質問に対して「ある」と答えた割合は、中学生が 71.4%、高校生が 87.9%となっています。

高校生は 9 割近くが情報サイトへアクセスした経験を持っています。



### 【平成 21 年度調査との比較】

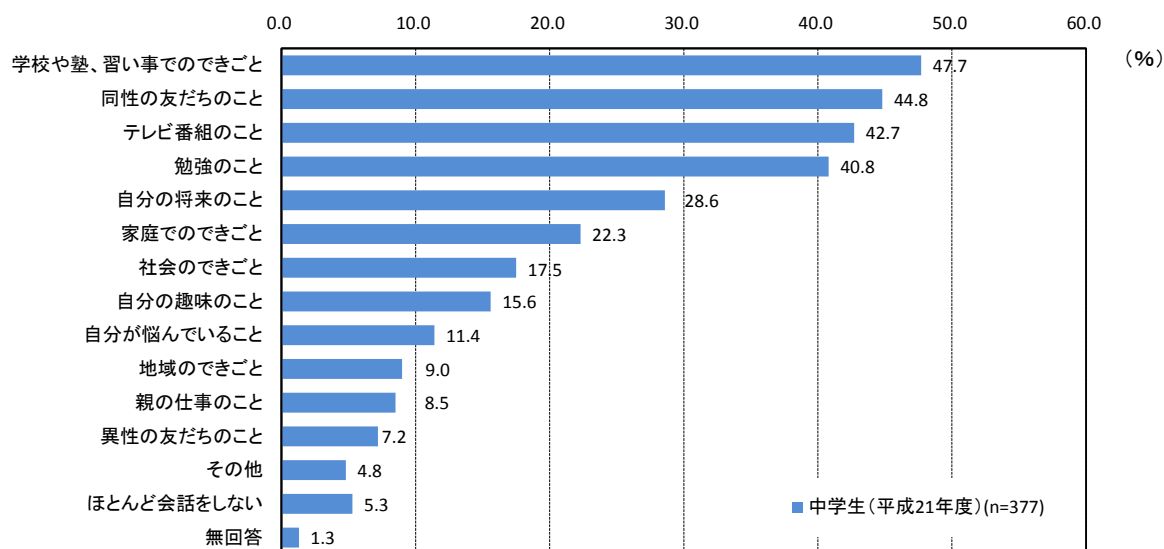
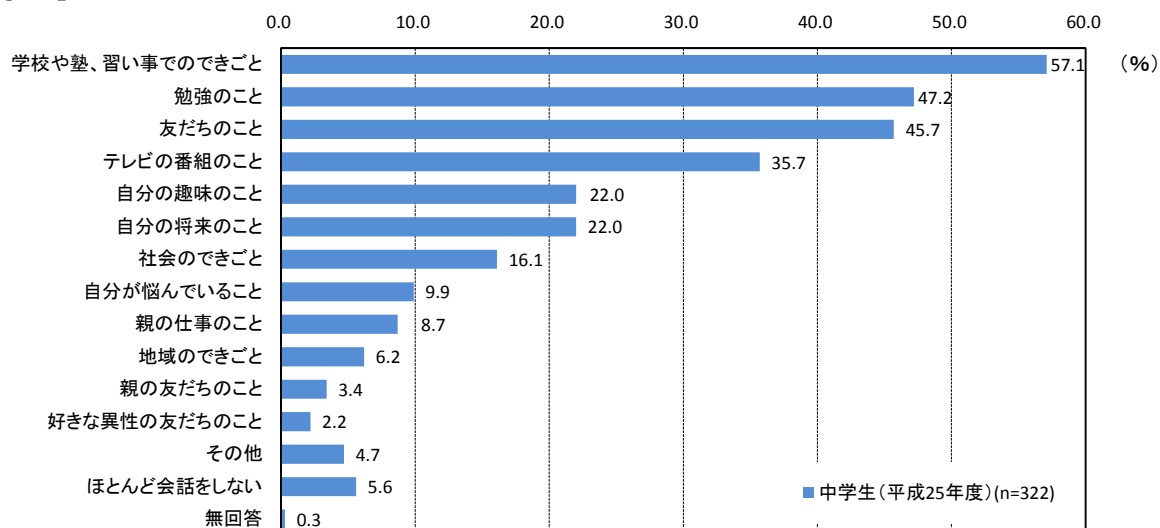
平成 21 年度調査と比較すると、中学生の情報サイトへのアクセス経験が 5.9%増加しています。高校生は平成 21 年度調査とほぼ同じ割合となっています。



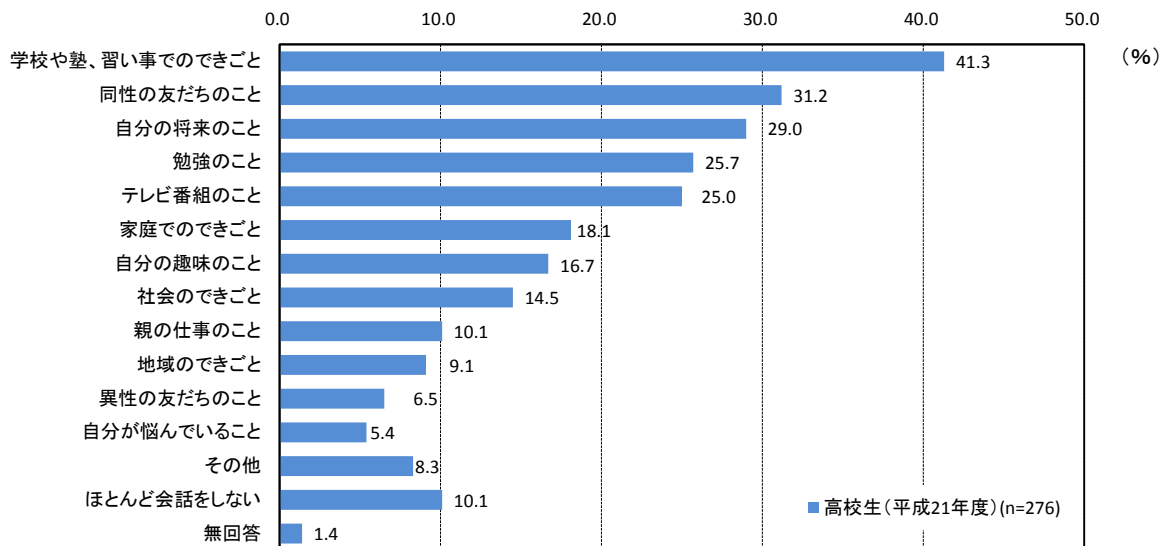
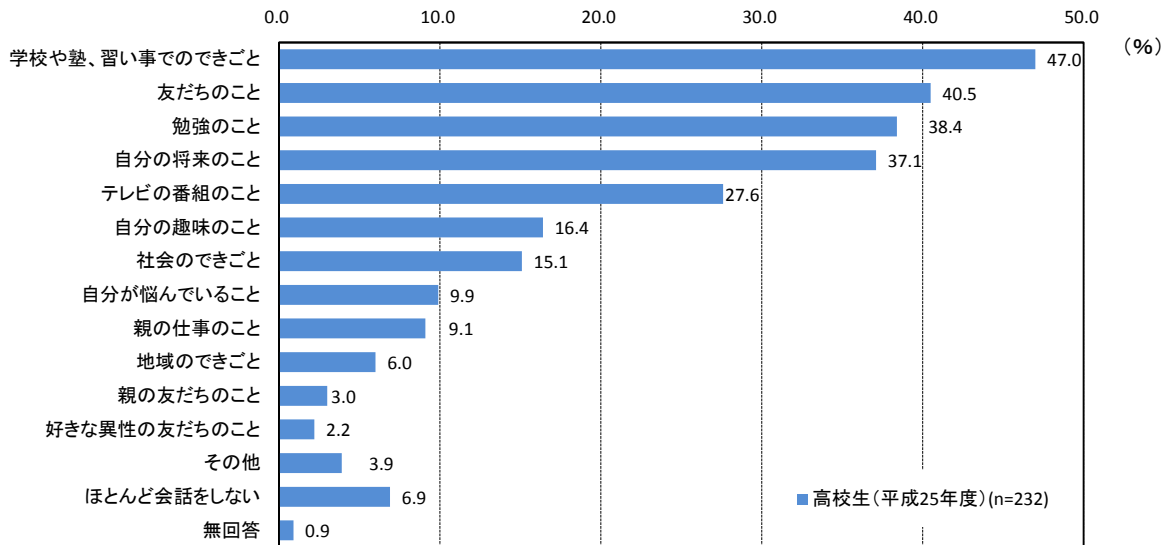
## ■家族との会話

家族の大人と、ふだんどのような話をしているかについてみると、中高生共に「学校や塾、習い事のできごと」、「勉強のこと」、「友だちのこと」が上位3項目を占めています。以下、中学生は「テレビの番組のこと」が35.7%で続いているのに対し、高校生は「自分の将来のこと」が37.1%で続いており、中学生よりも自分の将来について話をする機会が増えています。

### 【中学生】



## 【高校生】

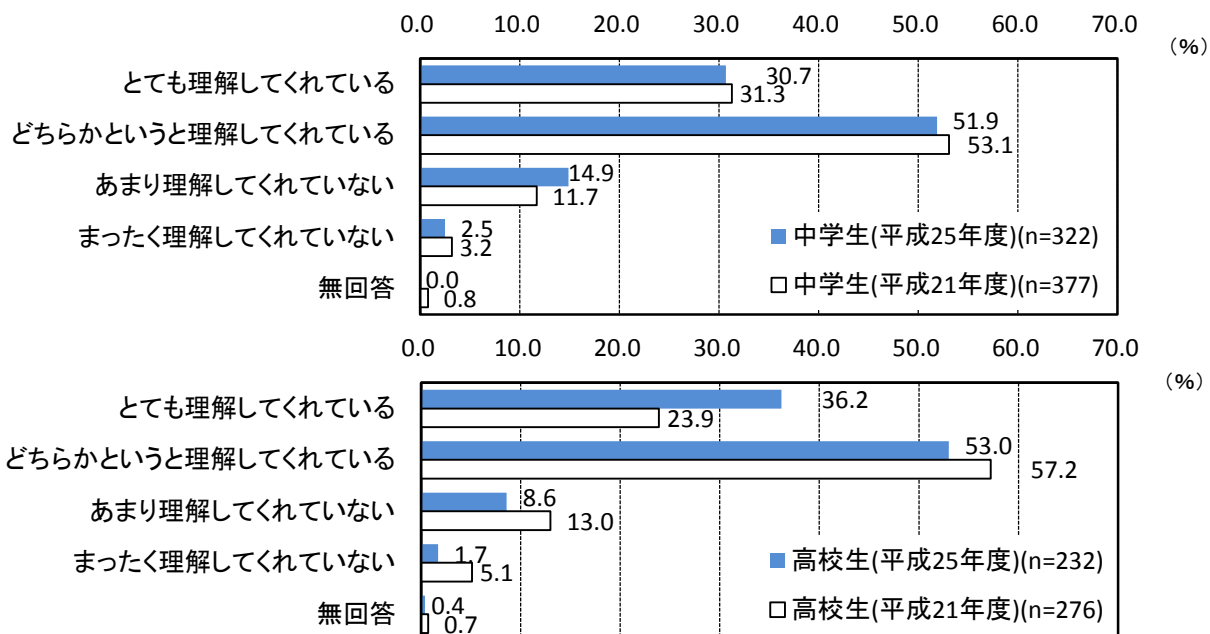


## 【平成21年度調査との比較】

平成21年度調査においては、中学生で「学校や塾、習い事のできごと」、「同性の友だちのこと」(平成25年度調査では「友だち」)、「テレビの番組のこと」、高校生では「学校や塾、習い事のできごと」、「同性の友だちのこと」、「自分の将来のこと」がそれぞれ上位3項目を占めており、平成25年度調査においては中高生共に「勉強のこと」が上位3項目内にあがっていることから、平成21年度調査時と比較すると、勉強に関する会話が増加しています。また「ほとんど会話をしない」と答えた割合は、中学生でほぼ同じ割合となりましたが、高校生は3.2%減少しています。

## ■家族の自分への理解

「家族の大人は、あなたのことをどれくらい理解してくれていると思いますか」との質問に対して、「とても理解してくれている」と「どちらかという理解してくれている」を合わせた割合は、中学生は82.6%、高校生は89.2%となっています。

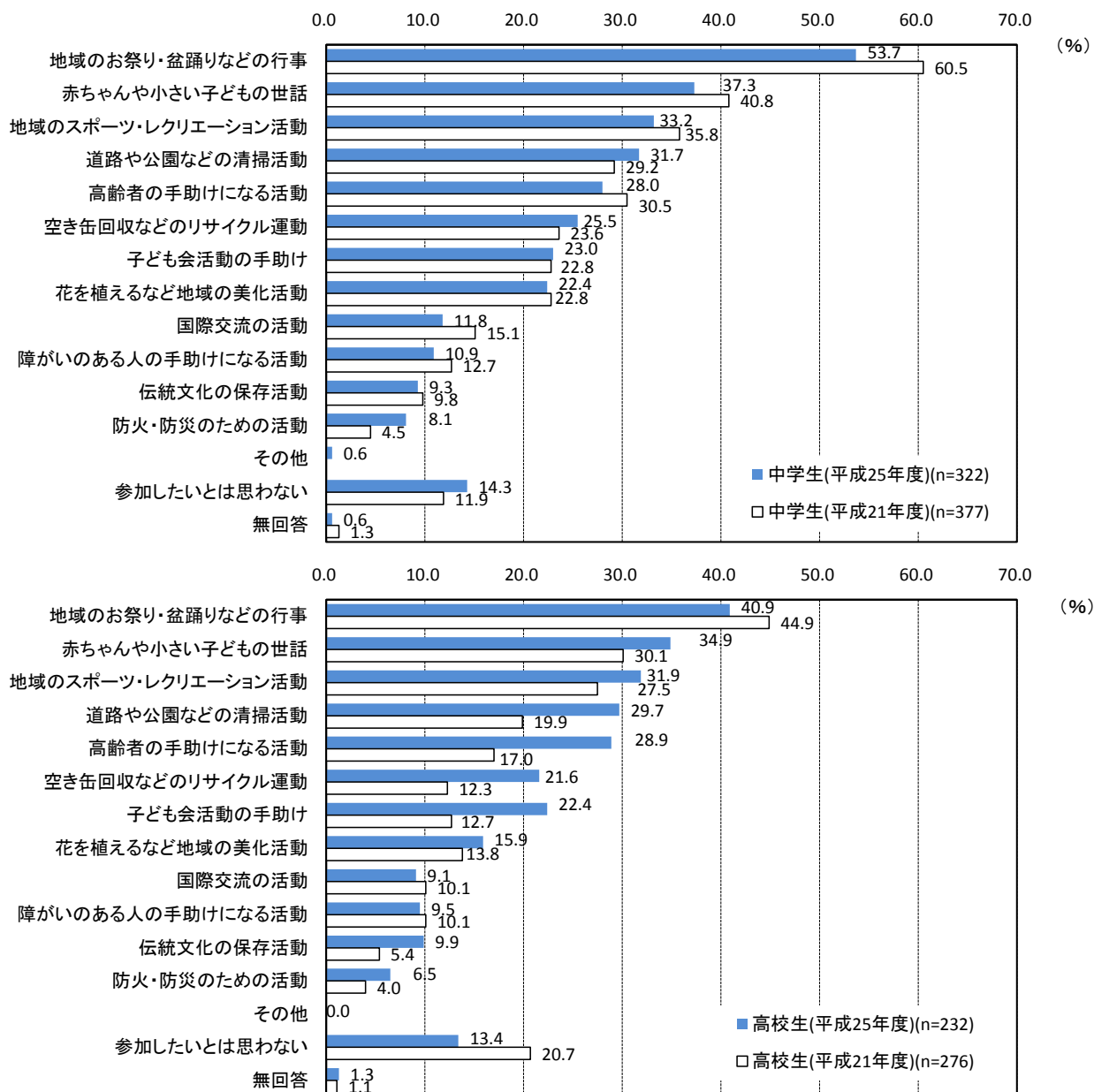


### 【平成21年度調査との比較】

平成21年度調査と比較すると、「とても理解してくれている」と「どちらかといえは理解してくれている」を合わせた割合は、中学生がわずかに減少しているものの、高校生は8.1%増加しています。

## ■参加してみたい地域活動内容

今後参加してみたい地域活動の内容についてみると、中高生ともに上位3項目は「地域のお祭り・盆踊りなどの行事」、「赤ちゃんや小さい子どもの世話」、「地域のスポーツ・レクリエーション活動」となっています。気軽に参加できるお祭りやレクリエーション、小さい子どもと触れ合うなどの地域交流に対する参加希望が多くなっています。一方、「参加したいとは思わない」と答えた割合は中学生で14.3%、高校生で13.4%となっています。



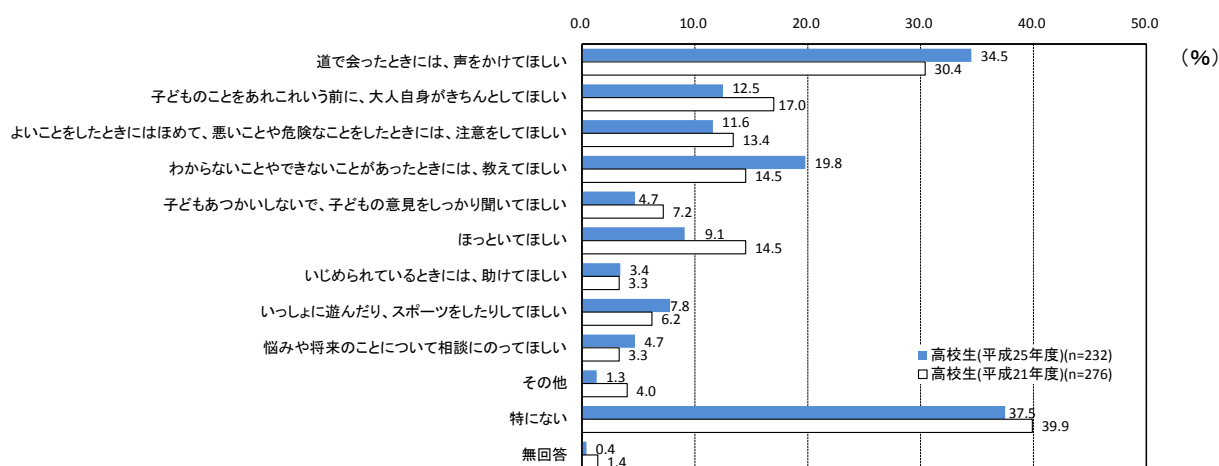
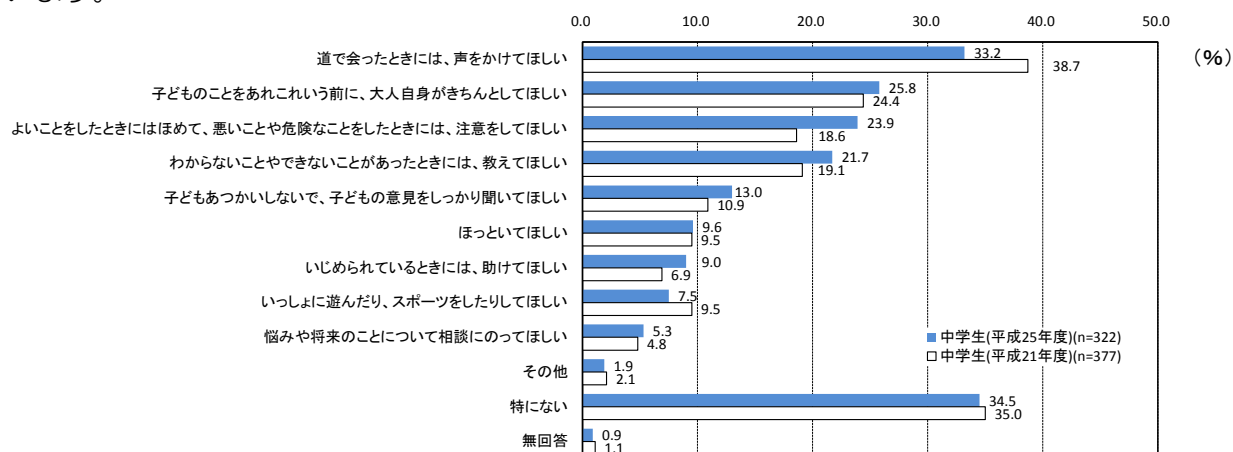
\*平成21年度調査では選択肢に「その他」はありませんでした。

### 【平成21年度調査との比較】

上位3項目について変化はありません。また「参加したいとは思わない」と答えた割合は、中学生が2.4%増加、高校生が7.3%減少しており、高校生の参加意欲は増加していますが、中学生の参加意欲はわずかに減少しています。

## ■地域の大人に望むこと

地域の大人に望むことについてみると、中高生ともに上位4項目は「道で会ったときには、声をかけてほしい」、「子どものことをあれこれいう前に、大人自身がきちんとしてほしい」、「よいことをしたときにはほめて、悪いことや危険なことをしたときには、注意をしてほしい」、「わからないことやできないことがあったときには、教えてほしい」となっています。一方「特にない」と答えた割合は、中学生で34.5%、高校生で37.5%と共に3割を超えています。



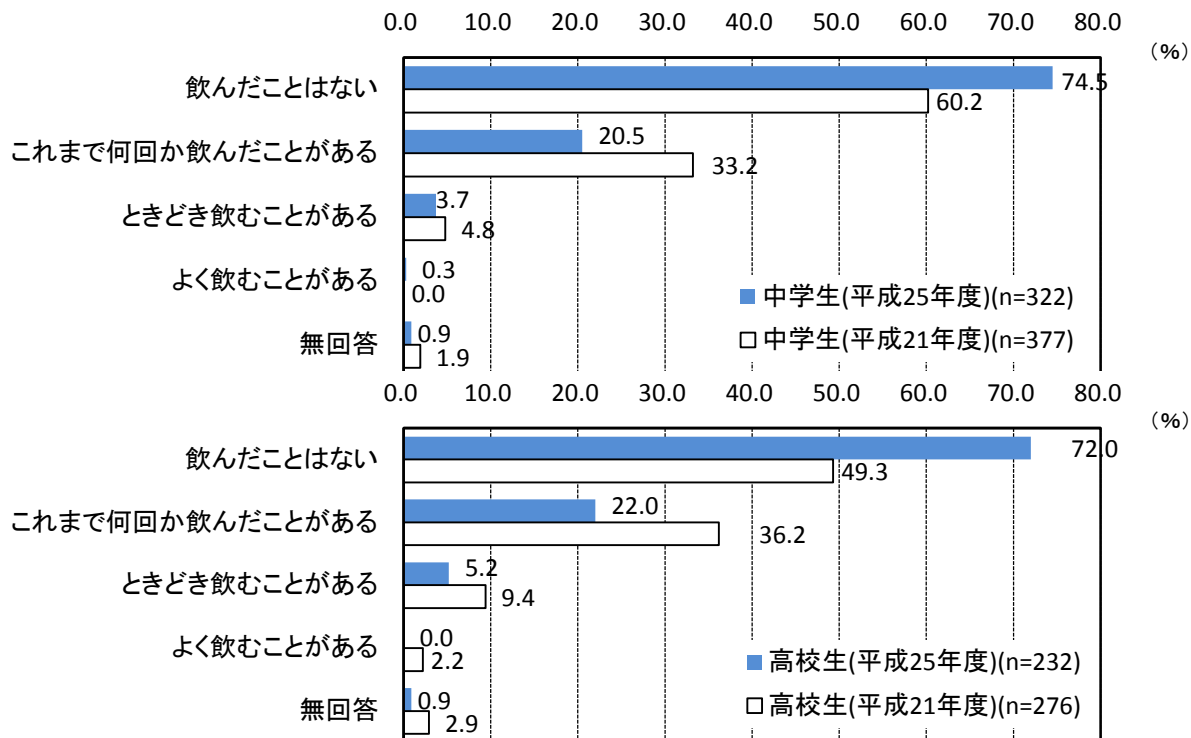
### 【平成21年度調査との比較】

中学生は、上位4項目に変化はありません。高校生については、平成21年度調査では「ほっといてほしい」が上位4項目に入っていますが、平成25年度調査では「よいことをしたときにはほめて、悪いことや危険なことをしたときには、注意をしてほしい」に代わっています。また「特にない」と答えた割合は、中高生共に、平成21年度調査とほぼ同じ割合となっています。

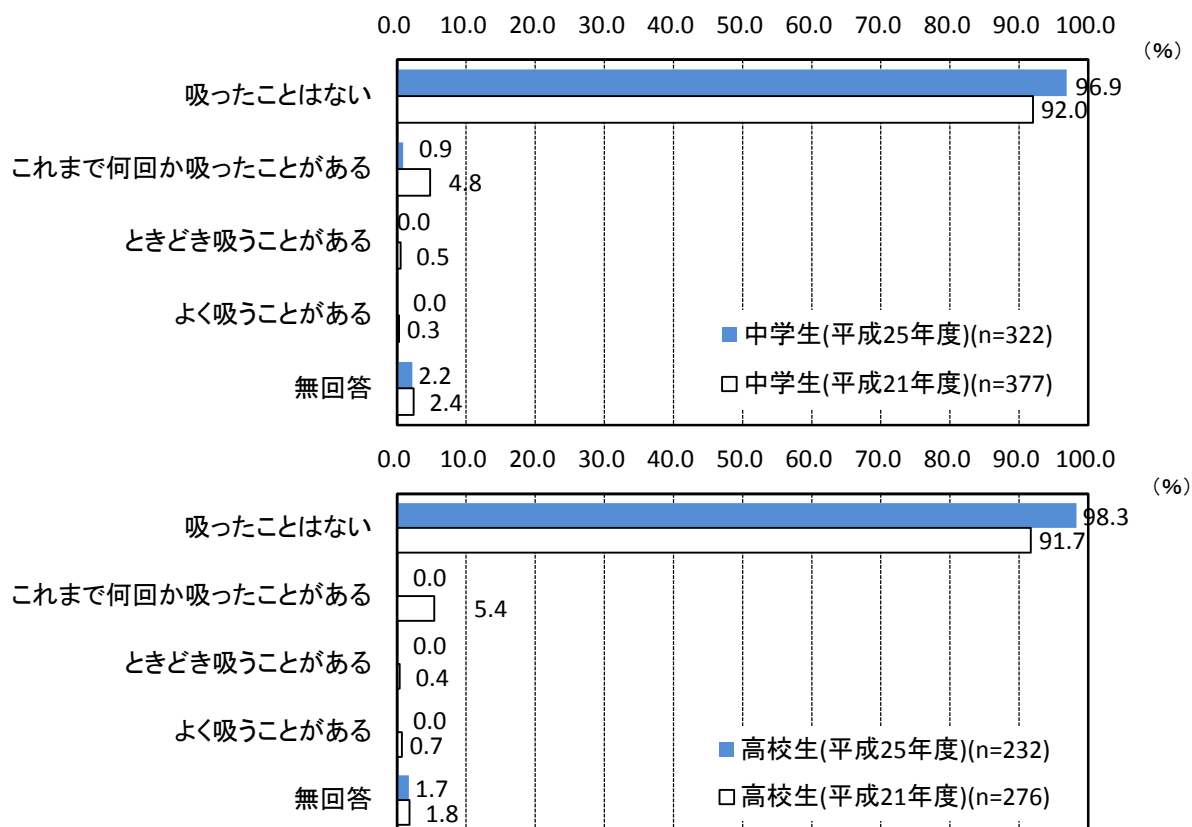
## ■ 飲酒・喫煙について

「飲酒」については、中学生、高校生ともに、飲酒経験がない生徒は7割以上を占めており、「喫煙」については、中学生、高校生ともにほぼ全員が喫煙経験はないと回答しています。

### 【飲酒】



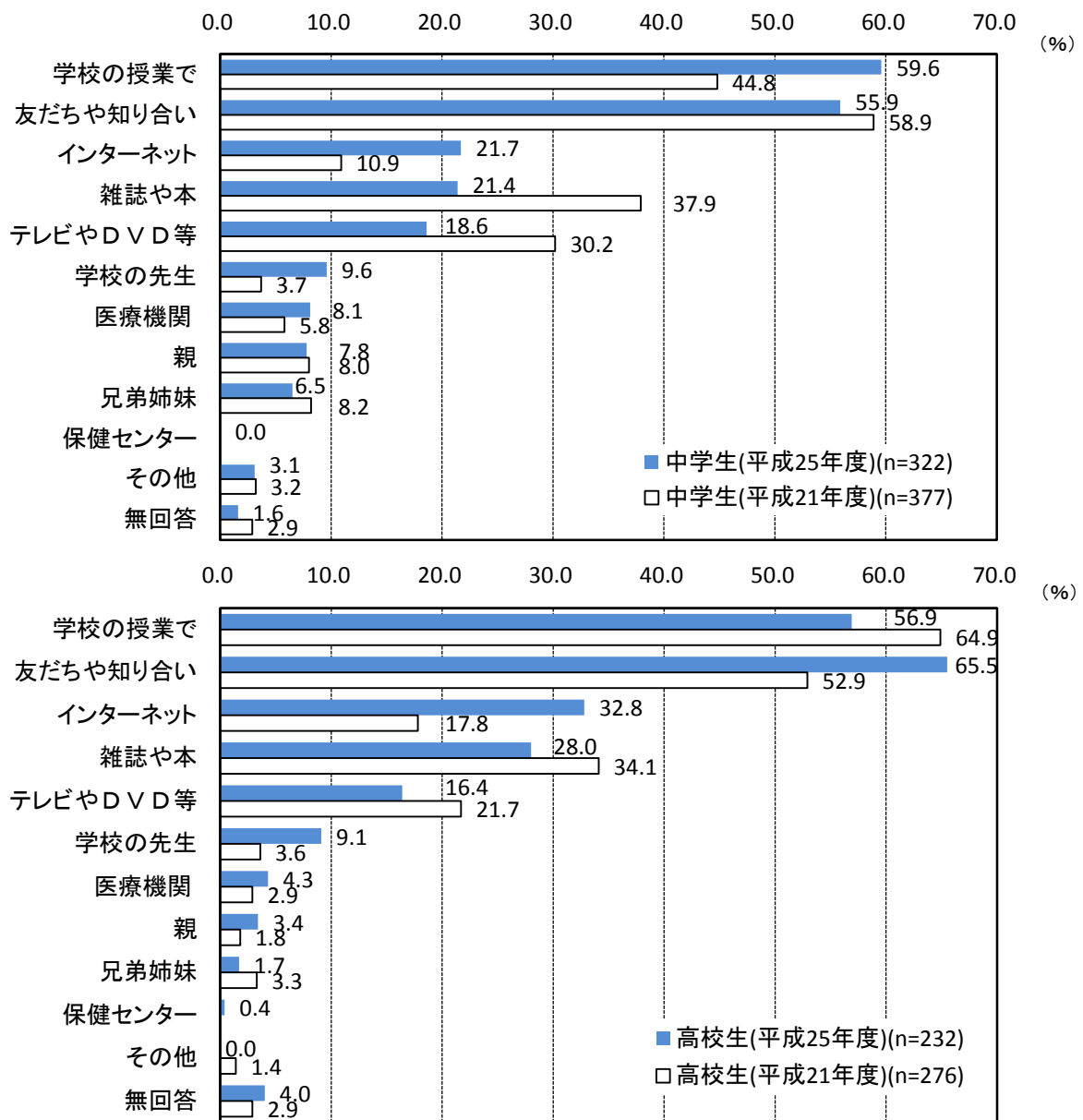
### 【喫煙】



平成 21 年度調査と比較すると、「これまで何回か飲んだことがある」を含めると飲酒経験者は、中学生で 13.5%、高校生で 20.6%減少しています。  
 また「これまで何回か吸ったことがある」を含めると喫煙経験者は、中学生で 4.7%、高校生で 6.5%減少しており、喫煙経験者の割合も減少傾向となっています。

### ■ 性情報の入手先

性に関する情報の入手先についてみると、中学生は「学校の授業で」が 59.6%、ついで「友だちや知り合い」が 55.9%となっています。高校生は「友だちや知り合い」が 65.5%で 6 割以上となっており、ついで「学校の授業で」が 56.9%と続いています。また高校生は「インターネット」、「雑誌や本」と答えた割合が中学生よりも多くなっています。



\* 前回調査では選択肢に「保健センター」はありませんでした。

### 【平成 21 年度調査との比較】

平成21年度調査と比較すると、上位2項目は同様となっており、中学生は「学校の授業で」が14.8%増加、高校生は「友だちや知り合い」が12.6%増加しています。また平成25年度調査ではスマートフォンの普及により、「インターネット」と答えた割合が、中学生で10.8%、高校生で15%増加しています。

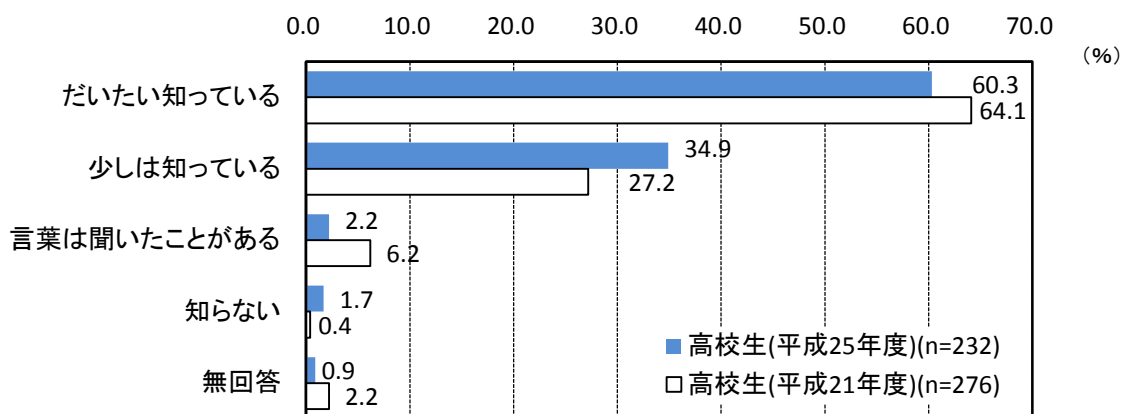
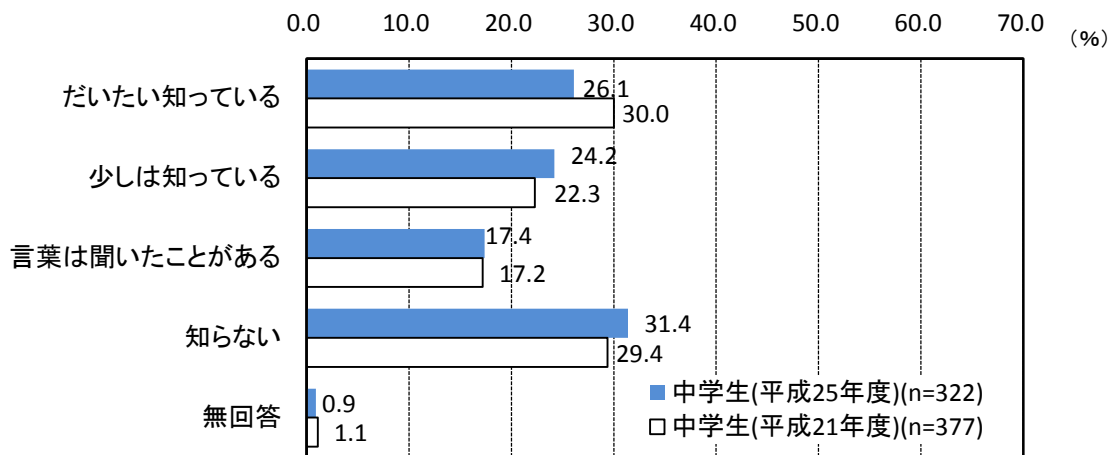
### ■避妊方法や性感染症の予防法の認知度

「避妊方法」については、「だいたい」「少し」を含め知っている生徒は、中学生で50.3%、高校生で95.2%を占めています。

「性感染症の予防法」については、「だいたい」「少し」を含め知っている生徒は、中学生で42.5%、高校生で86.7%を占めています。

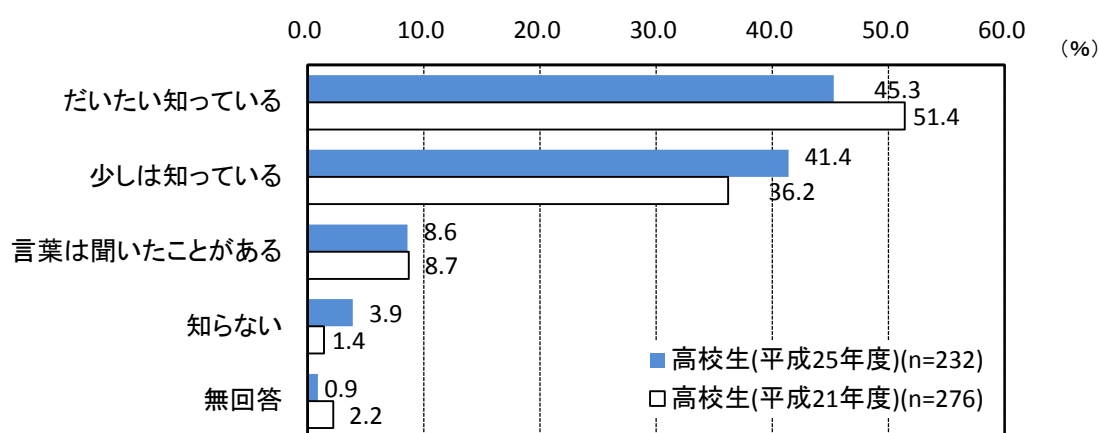
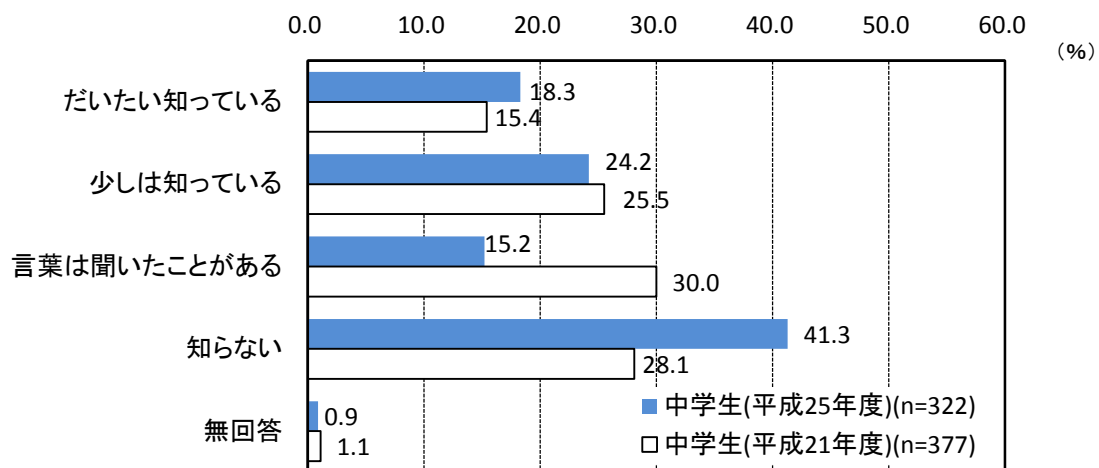
高校での認知率はいずれも9割前後の高い比率となっています。

#### 【避妊方法】



#### 【性感染症の予防法】



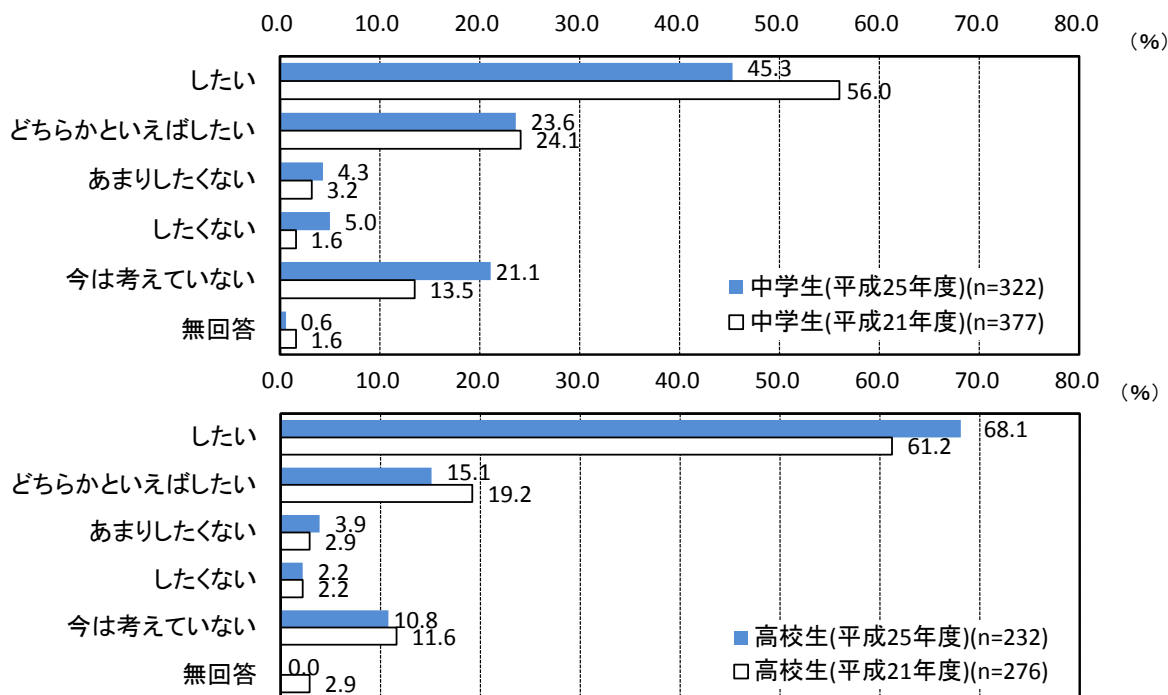


**【平成 21 年度調査との比較】**

平成 21 年度調査と比較して、「避妊方法」「性感染症の予防法」いずれも、「だいたい」「少し」を含む認知度に関きはありません。

## ■結婚願望の有無

将来結婚したいかについて、「したい」と「どちらかといえばしたい」を合わせた割合は中学生が68.9%、高校生が83.2%で、高校生の方が結婚を「したい」と思っている割合が多くなっています。一方「したくない」と答えた割合は中学生で5.0%、高校生で2.2%となっています。



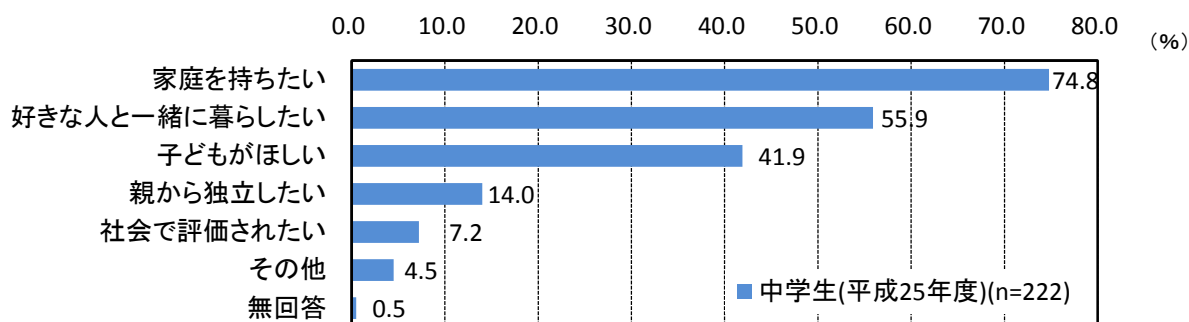
### 【平成21年度調査との比較】

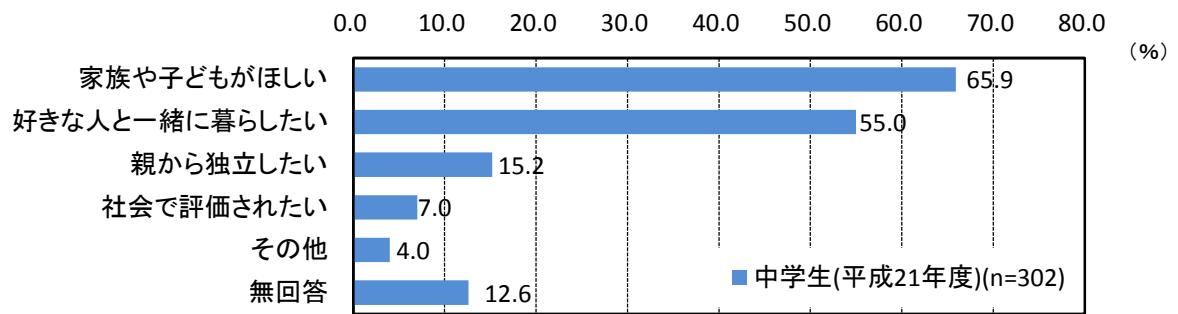
平成21年度調査と比較すると、「結婚をしたい」(「結婚したい」「どちらかといえばしたい」と答えた割合は中学生で11.2%減少しており、高校生で2.8%増加しています。また「今は考えていない」と答えた割合が、中学生で7.6%増加しており、中学生の結婚に対する願望がやや減少傾向にあります。

## ■結婚したい理由

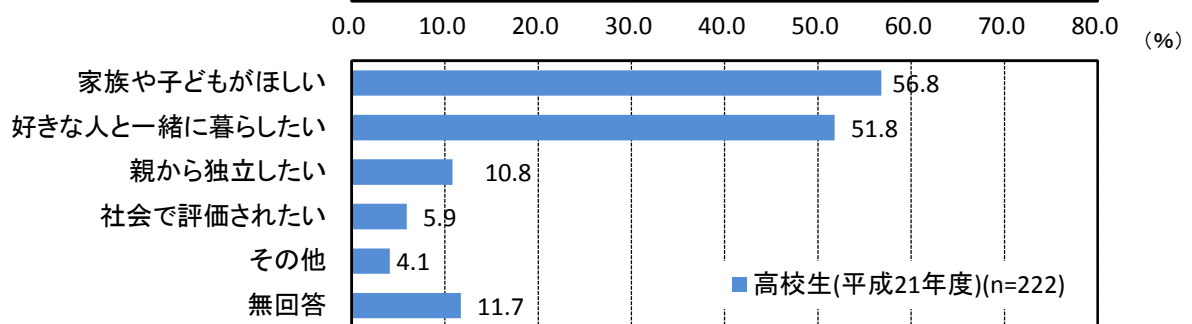
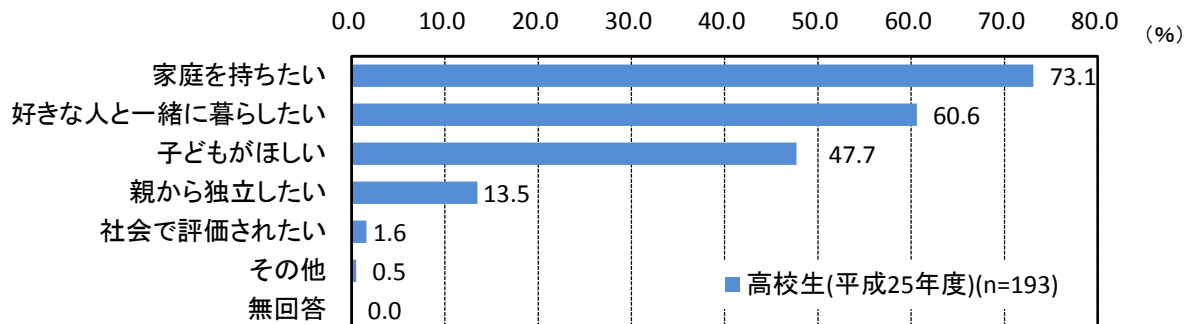
結婚願望がある生徒の、結婚したいと思う理由についてみると、中高生共に、「家庭を持ちたい」、「好きな人と一緒に暮らしたい」、「子どもがほしい」が上位3項目を占めています。

### 【中学生】





【高校生】

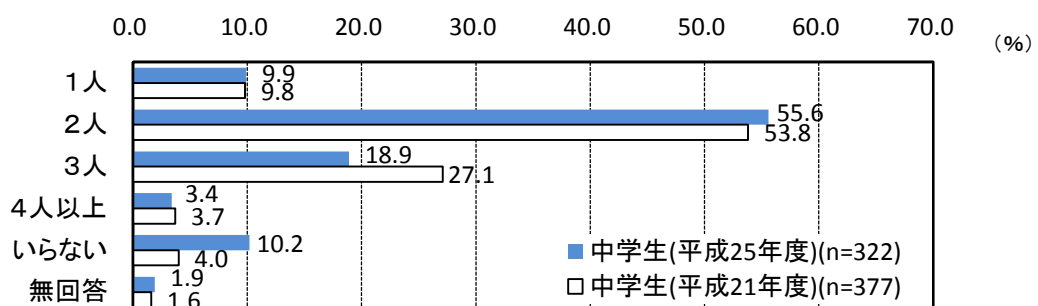


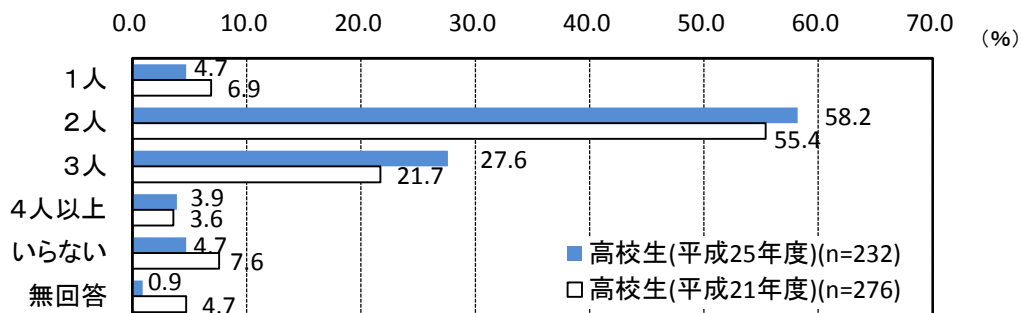
【平成 21 年度調査との比較】

平成 21 年度調査においては、「家庭を持ちたい」という選択項目がなかったため、上位 2 項目は中高生ともに「家族や子どもがほしい」、「好きな人と一緒に暮らしたい」となっており、結婚したい理由については平成 21 年度調査とほぼ同じような理由となっています。

■希望する子どもの人数

将来ほしいと思う子どもの人数についてみると、中高生共に、「2 人」が 5 割以上を占めています。ついで「3 人」と答えた割合は、中学生が 18.9%、高校生が 27.6%となっています。一方「いない」と答えた割合は中学生が 10.2%、高校生が 4.7%となっています。



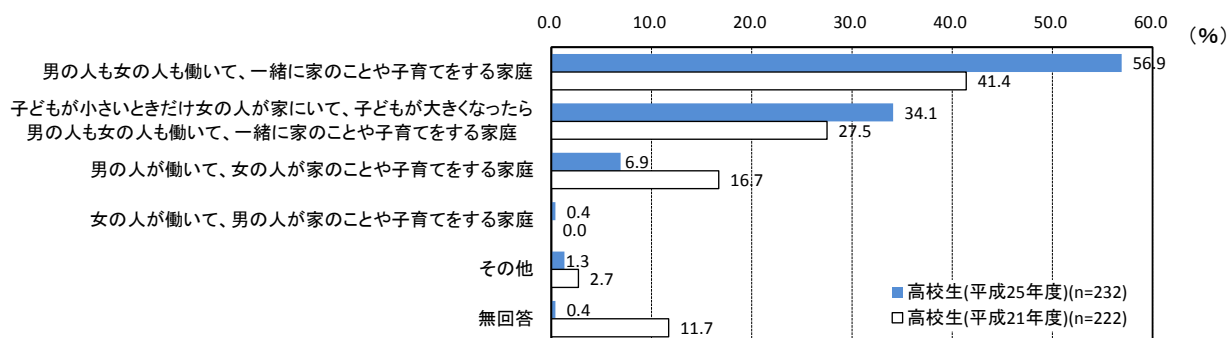
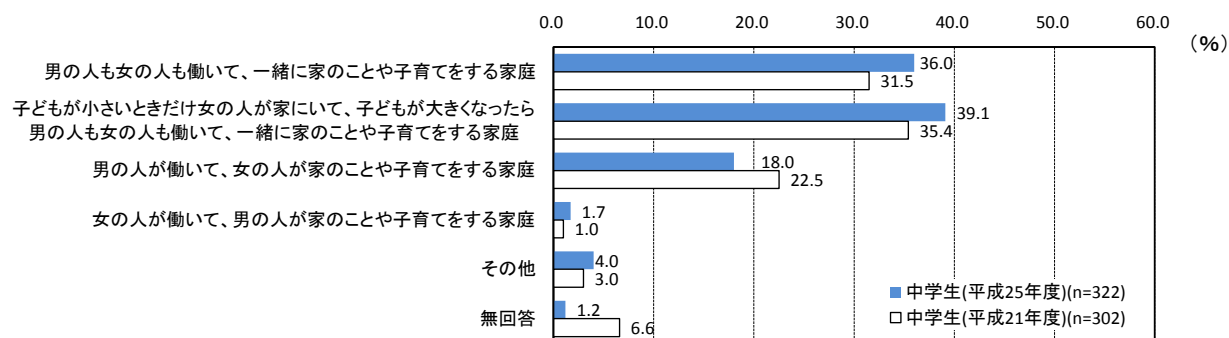


### 【平成 21 年度調査との比較】

平成 21 年度調査と比較すると、中高生共に、「2 人」と答えた割合は平成 25 年度調査とほぼ同じ割合となっています。また「いない」と答えた割合が中学生で 6.2% 増加しています。

### ■将来つくりたい家庭

将来つくりたい家庭についてみると、中学生は「子どもが小さいときだけ女の人が家において、子どもが大きくなったら男の人も女の人も働いて、一緒に家のことや子育てをする家庭」が 39.1% で最も多く、ついで「男の人も女の人も働いて、一緒に家のことや子育てをする家庭」が 36.0% 続いているのに対し、高校生は「男の人も女の人も働いて、一緒に家のことや子育てをする家庭」が 56.9% で圧倒的に多く、ついで「子どもが小さいときだけ女の人が家において、子どもが大きくなったら男の人も女の人も働いて、一緒に家のことや子育てをする家庭」が 34.1% で続いています。高校生の方が、中学生よりも、常に男女ともに働きながら協力して家事や育児をこなしていきたい、という意識が高くなっています。

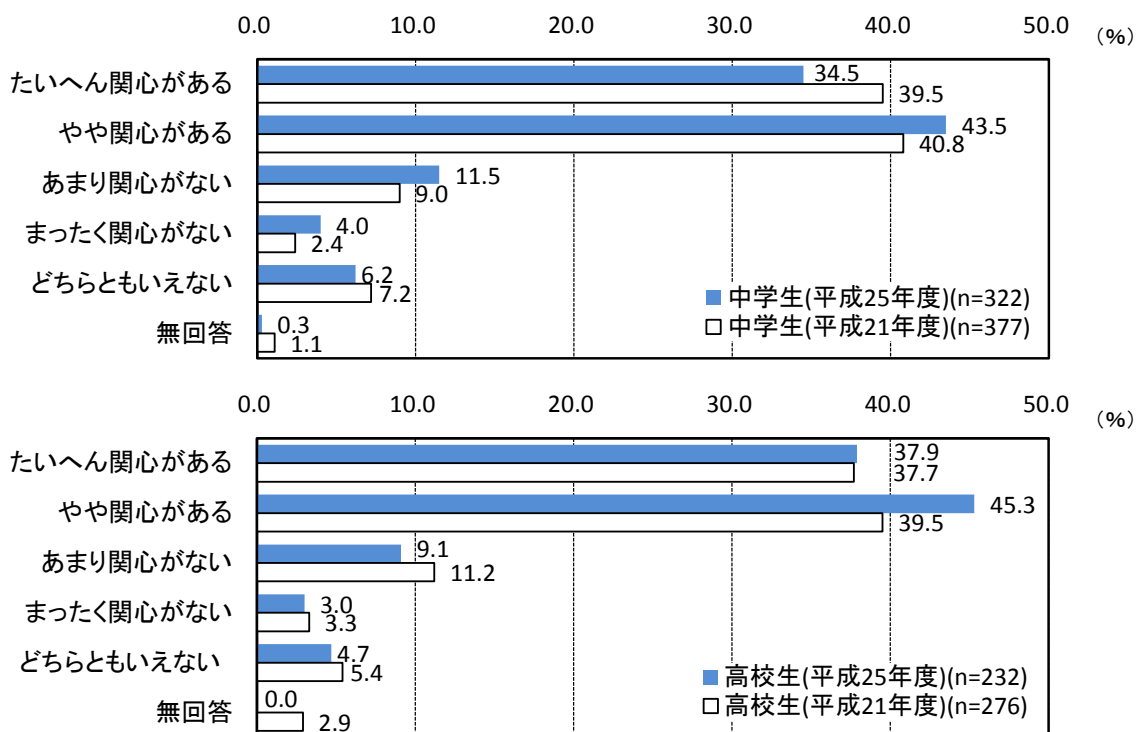


**【平成 21 年度調査との比較】**

平成 21 年度調査と比較すると、中高生共に答えた項目の多い順は同様となっています。高校生で「男の人も女の人も働いて、家のことや子育てをする家庭」をつくりたいと答えた割合は 15.5%増加しています。また「男の人が働いて、女の人が家のことや子育てをする家庭」がつくりたいと答えた割合は、9.8%減少しており、女性が働くという意識がさらに高まっています。

**■赤ちゃんや小さな子どもへの関心度**

赤ちゃんや小さな子どもの世話をしたり、遊び相手になったりすることへの関心について、「たいへん関心がある」と「やや関心がある」を合わせた割合は中学生が 78.0%、高校生が 83.2%となっています。高校生の方が関心度はやや高くなっています。

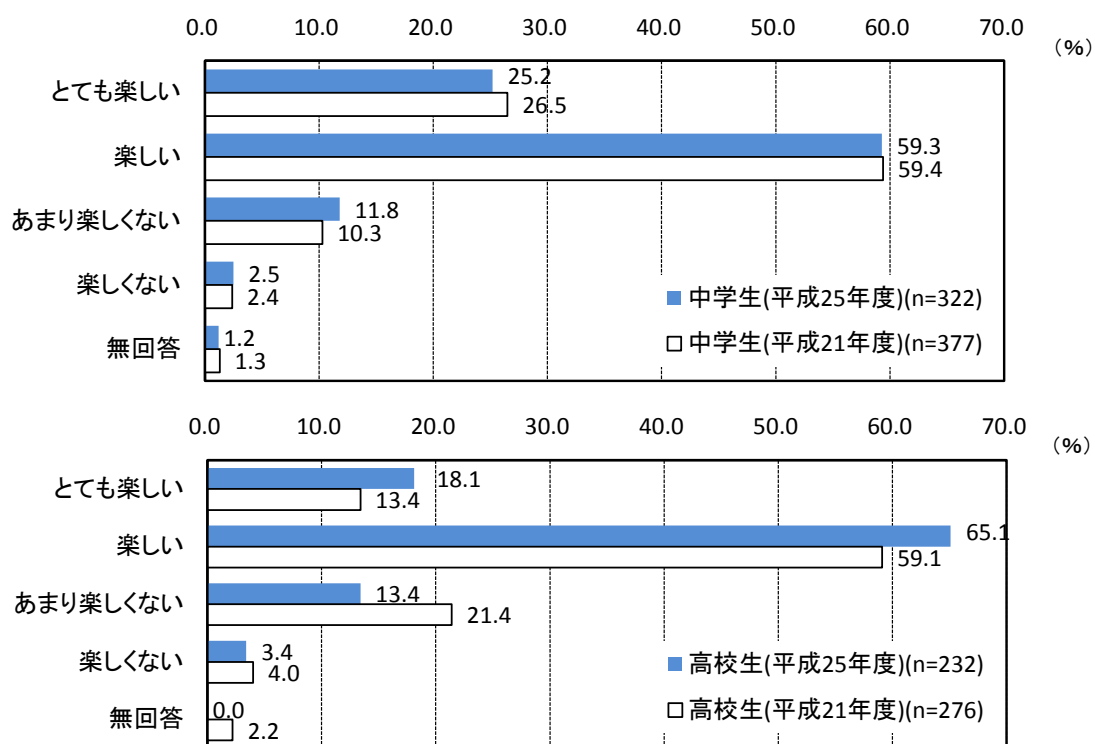


**【平成 21 年度調査との比較】**

平成 21 年度調査と比較すると、「たいへん関心がある」と「やや関心がある」を合わせた割合は中学生で 2.3%減少、高校生は 6%増加しています。

## ■毎日の生活の楽しさについて

「毎日が楽しい」と回答した生徒は、「とても」を含め中学生で84.5%、高校生で83.2%とほぼ同様な数字となっています。

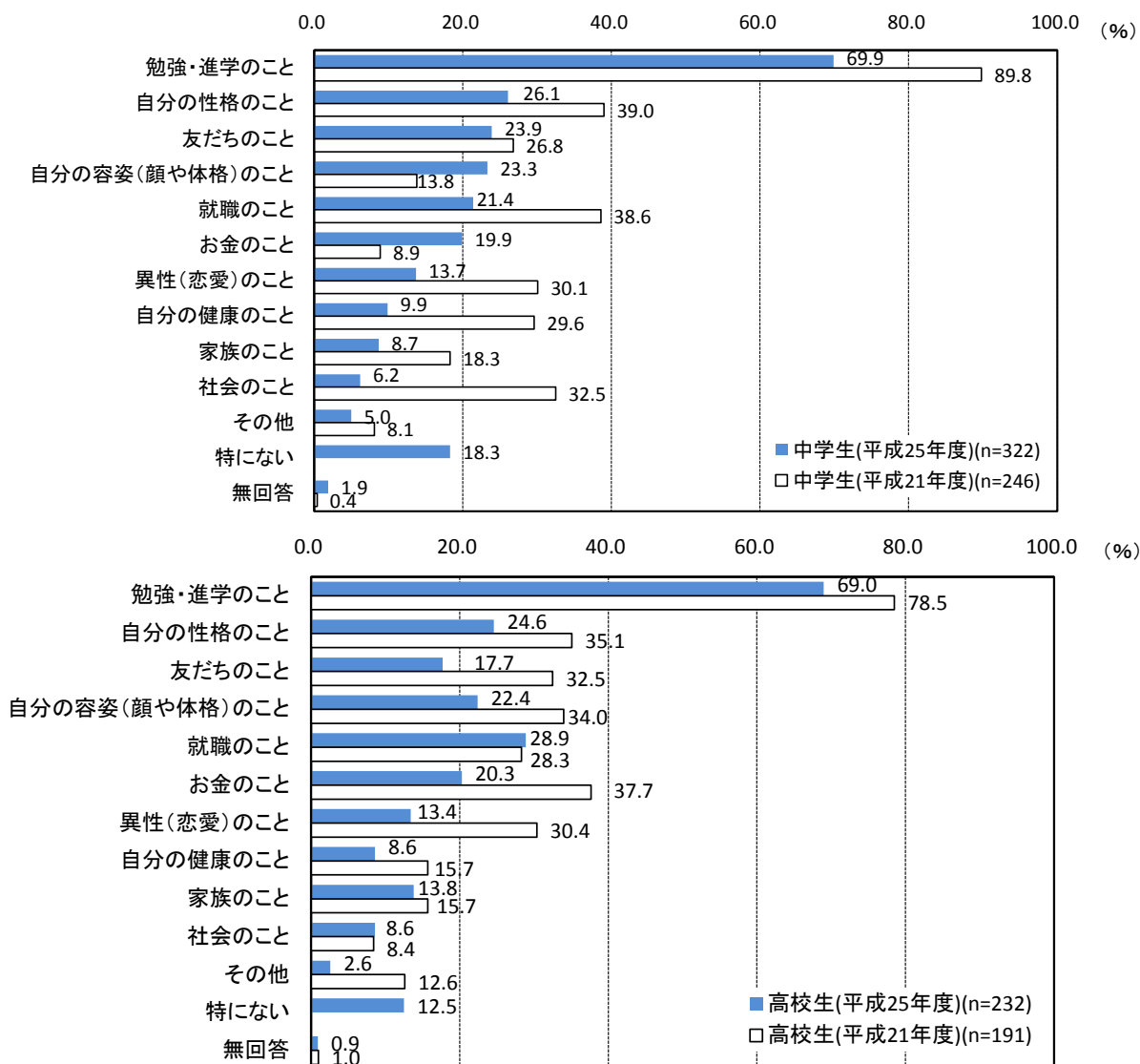


### 【平成21年度調査との比較】

中学生においては、ほぼ平成21年度調査と同様の結果となっていますが、高校生は、「とても」を含め「楽しい」と回答した割合が10.7%増加しています。

## ■悩みや心配ごとについて

現在の悩みや心配ごとについてみると、中学生は「勉強・進学のこと」が69.9%で圧倒的に多く、ついで「自分の性格のこと」が26.1%が続いています。高校生も同様に「勉強・進学のこと」が69.0%で最も多いものの、ついで多いのは「就職のこと」で28.9%となっており、中学生と比較すると、将来に対する悩みや心配ごとが多くなっています。一方「特にない」と答えた割合は中学生で18.3%、高校生で12.5%となっています。



\* 前回調査では選択肢に「特にない」はありませんでした。

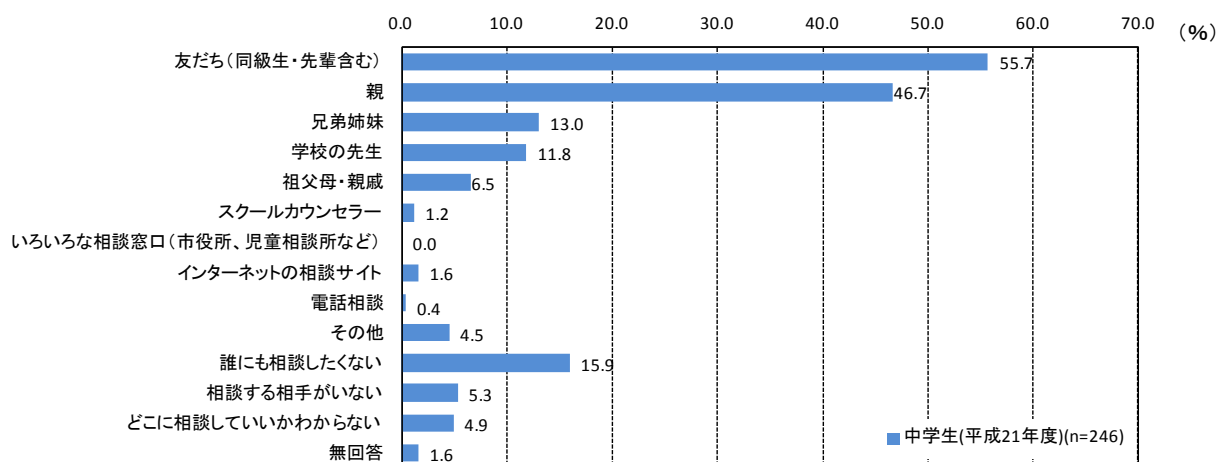
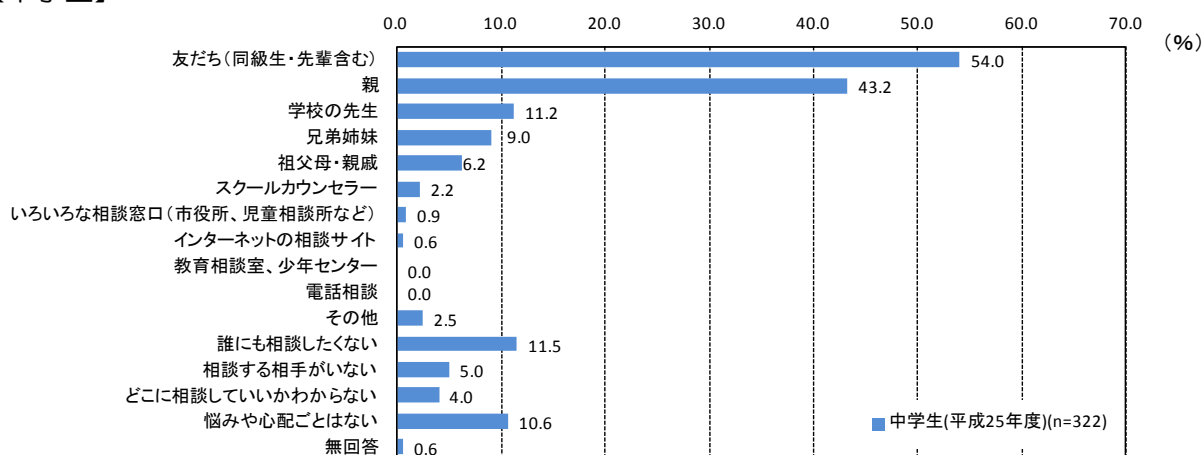
### 【平成21年度調査との比較】

平成21年度調査と比較すると、中高生共に「勉強・進学のこと」が圧倒的に多い点は変わりませんが、中学生は、平成21年度調査の上位3項目にあった「自分の性格のこと」が12.9%、「就職のこと」が17.2%それぞれ減少しています。高校生は、平成21年度調査の上位3項目にあった「お金のこと」が17.4%減少しています。また、「就職のこと」と答えた割合は平成21年度調査とほぼ同じ割合となっています。

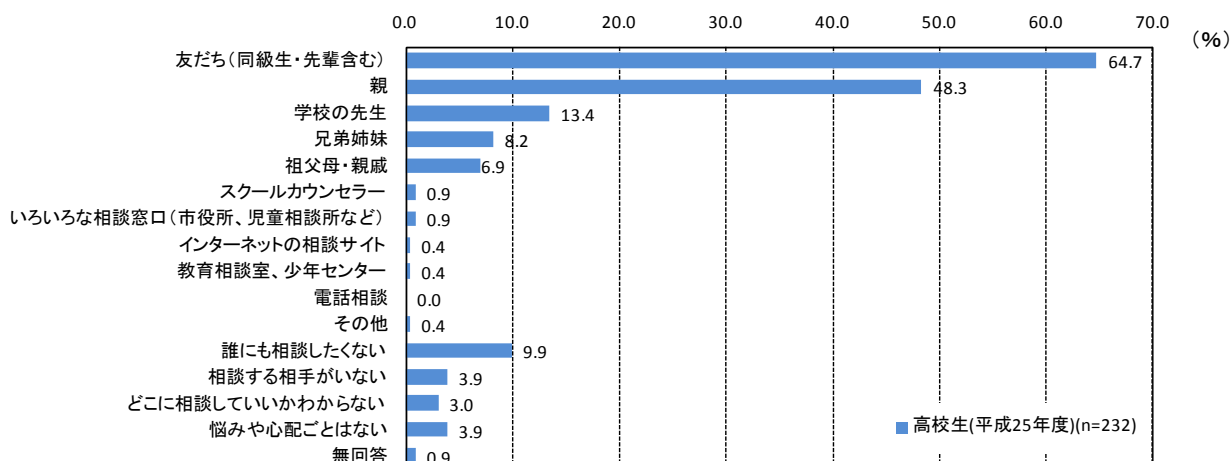
## ■悩みや心配ごとの相談先

悩みや心配ごとの相談先についてみると、中高生共に「友だち（同級生・先輩含む）」が最も多く、ついで「親」となっています。また「誰にも相談したくない」と答えた割合は中学生が11.5%、高校生が9.9%、「相談する相手がない」「どこに相談していいかわからない」と答えた割合がそれぞれ3.0%から5.0%となっており、悩みを抱えたままの状況が心配されます。一方「悩みや心配ごとはない」と答えた割合は中学生が10.6%、高校生が3.9%で、悩みや心配ごとがない割合は中学生の方がやや多くなっています。

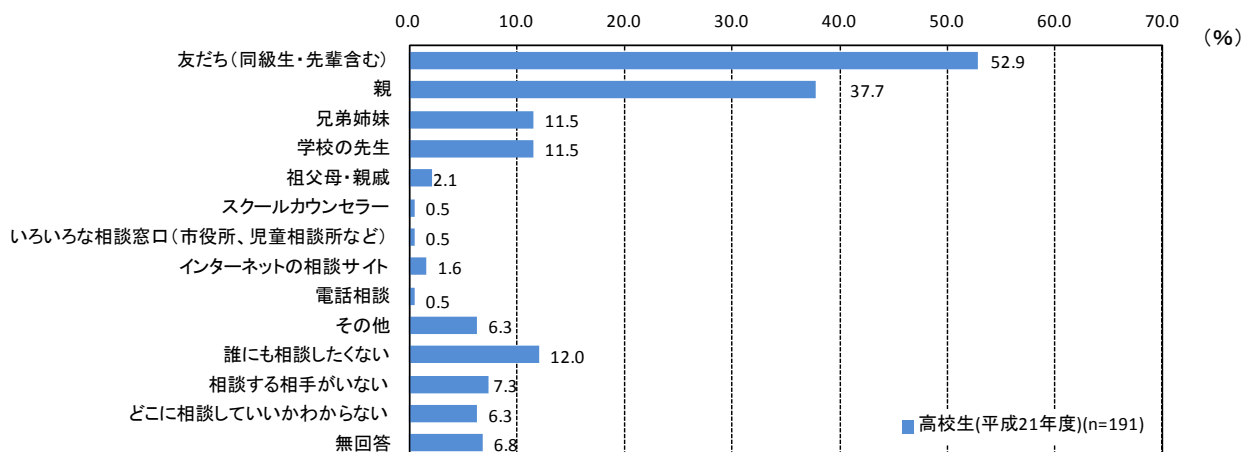
### 【中学生】



### 【高校生】





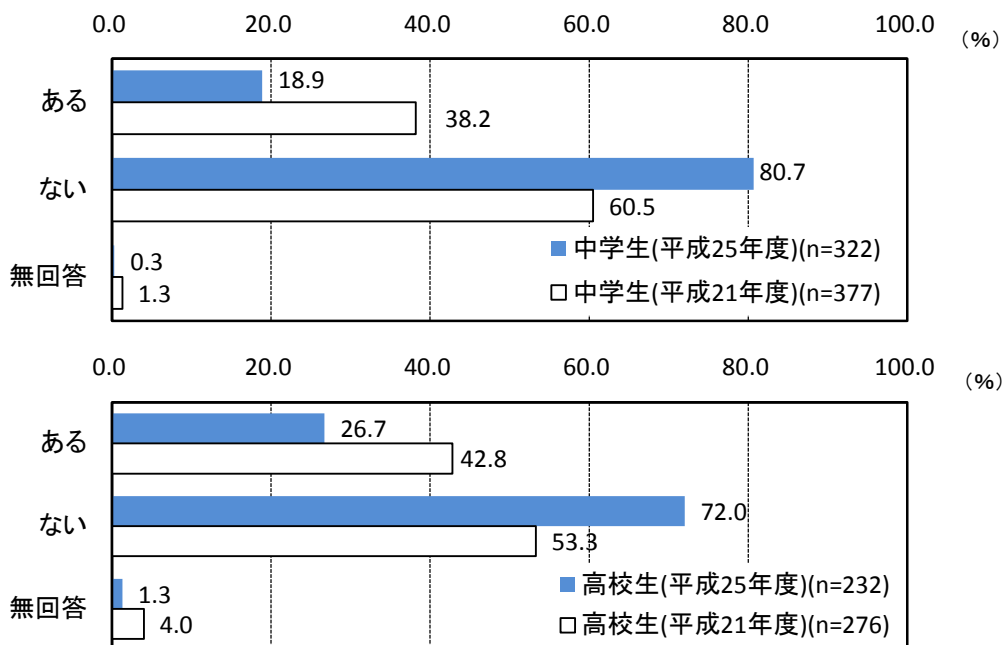


### 【平成 21 年度調査との比較】

平成 21 年度調査と比較すると、中高生共に、上位 2 項目は変わりません。「誰にも相談したくない」と答えた割合は、中学生で 4.4%、高校生で 2.1%それぞれ減少しています。

### ■いじめた経験

いじめた経験の有無についてみると、「ある」と答えた割合は中学生が 18.9%、高校生が 26.7%となっています。

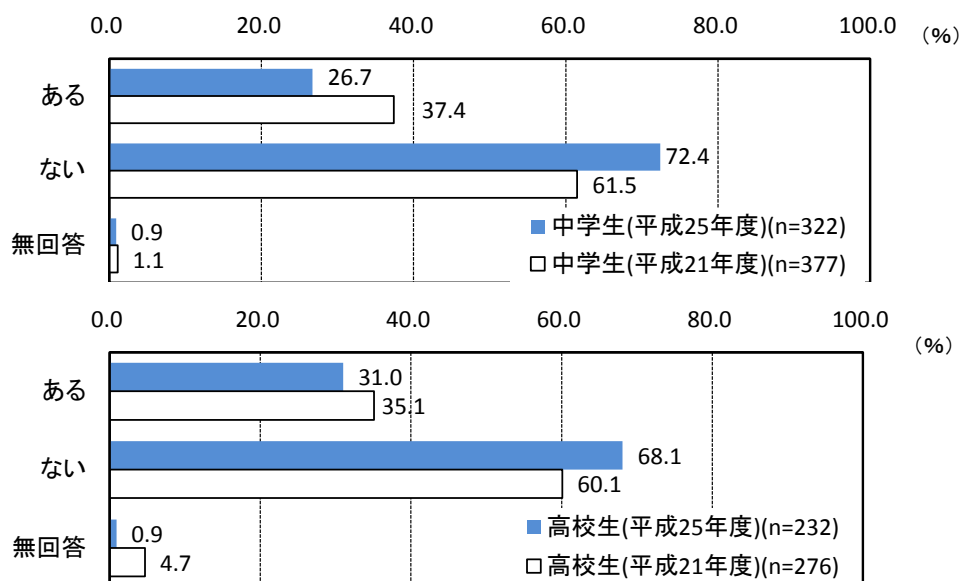


### 【平成 21 年度調査との比較】

平成 21 年度調査と比較すると、いじめた経験を持つ生徒が中学生では 19.3%、高校生で 16.1%減少しています。

## ■いじめられた経験

いじめられた経験の有無についてみると、「ある」と答えた割合は中学生が26.7%、高校生が31.0%と、中高生共に約3割がいじめられた経験を持っています。

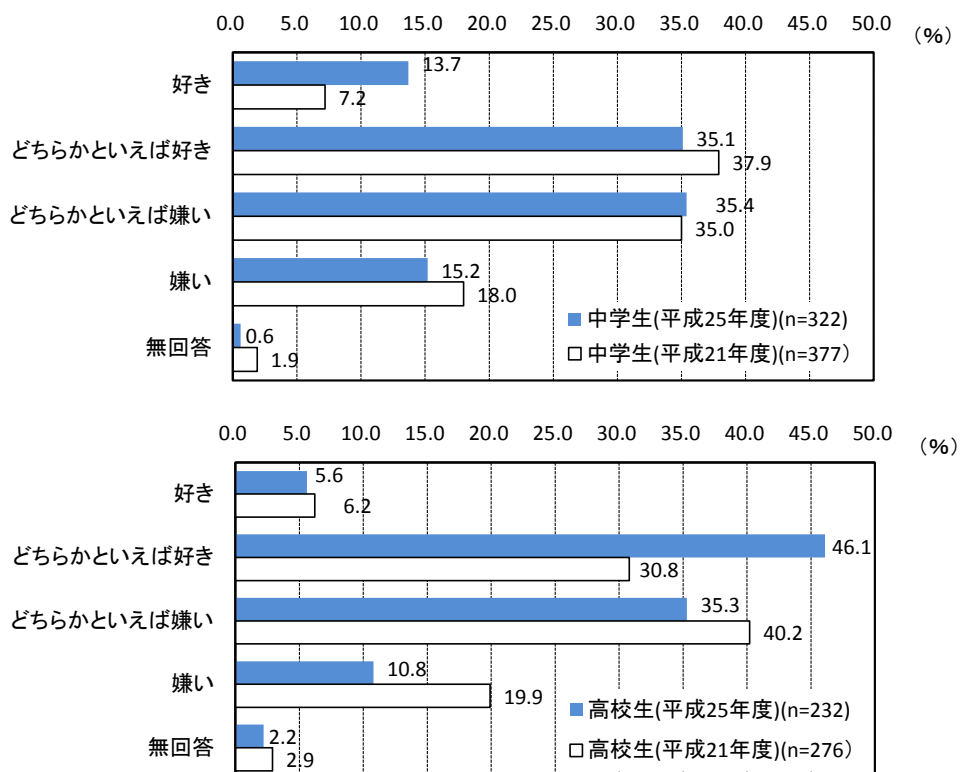


### 【平成21年度調査との比較】

平成21年度調査と比較すると、いじめられた経験を持つ生徒が中学生では10.7%、高校生では4.1%減少しています。

## ■自分ことが「好き」かについて

自分のことが「好き」と回答している生徒は、「どちらかといえば」を含め、中学生で48.8%、高校生で51.7%となっています。

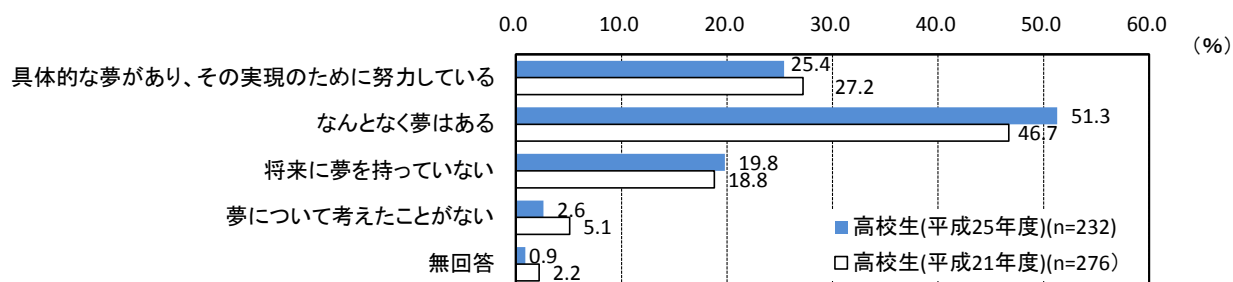
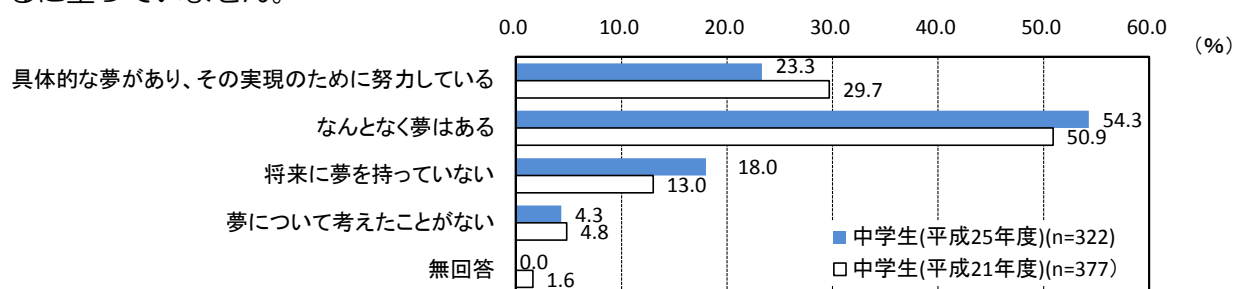


### 【平成 21 年度調査との比較】

平成 21 年度調査と比較すると、「どちらかといえば」を含め「好き」と回答した生徒は中学生では 3.7%、高校生では 14.7%と大きく増加しています。

### ■将来への夢

自分の将来に夢を持っているかについてみると、中高生共に 5 割以上の方が「なんとなく夢はある」と答えています。ついで「具体的な夢があり、その実現のために努力している」と答えたのが中学生は 23.3%、高校生は 25.4%となっています。一方「将来に夢を持っていない」と答えた割合は中高生ともに 2 割弱、「夢について考えたことがない」と答えた割合は中学生が 4.3%、高校生が 2.6%と、中高生共に約 2 割の生徒が将来の夢について考えるに至っていません。

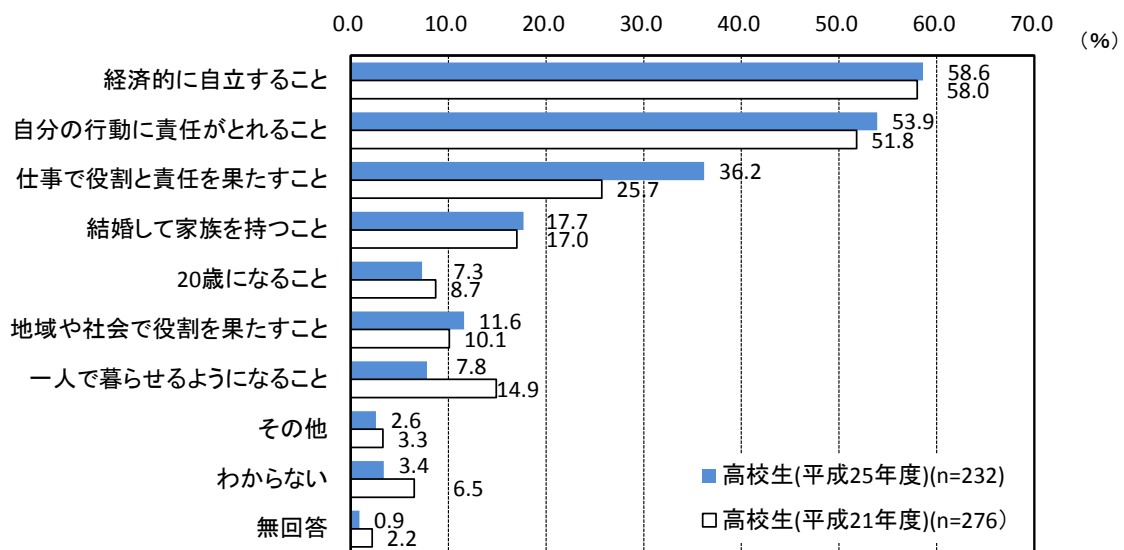
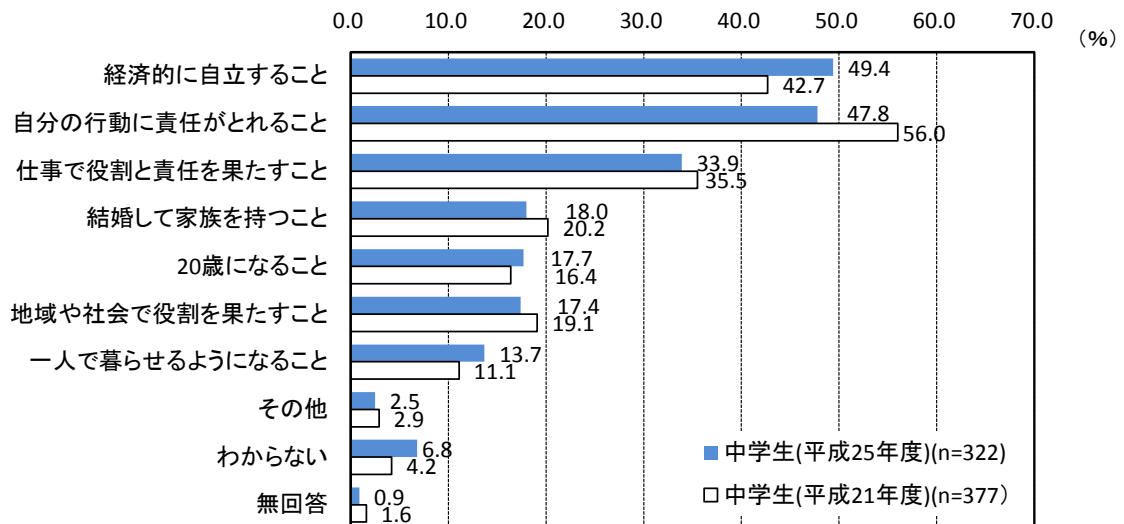


### 【平成 21 年度調査との比較】

平成 21 年度調査と比較すると、「具体的な夢がある」と答えた割合は中学生で 6.4%、高校生で 1.8%減少しています。一方、「将来に夢を持っていない」と答えた割合は中学生で 5%、高校生で 1%増加しています。

## ■大人になるということ

大人になるということはどういうことかと思うかについて、中高生共に上位3項目は「経済的に自立すること」、「自分の行動に責任がとれること」、「仕事で役割と責任を果たすこと」となっています。大人になることに対して、「責任」というイメージを多くの人が持っています。



### 【平成21年度調査との比較】

平成21年度調査と比較して、上位3項目に変化はありません。

#### 4. 安来市次世代育成支援行動計画の総括

「安来市次世代育成支援行動計画(後期計画)」の行動計画の基本目標ごととに纏括します。

※事業目標を数値設定していたものは事業評価欄に記載しています。

##### (1) 地域における子育て・子育て支援の充実

施策の方向	施策	具体的な施策・事業	事業評価	担当課									
1-1 地域における子育て支援サービスの充実	(1) 親子の交流の場の充実	① つどいの広場事業の充実 ② 子育て支援センターの拡充 ③ 子育てサークルの育成・支援	地域における子育て支援サービスの利用状況は、つどいの広場で約8,800人(年間)、子育て支援センター(広瀬保健センター内)では約3,000人(年間)を超える親子の利用がある。地域型子育て支援センターにおいても積極的に事業を実施した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>後期計画 事業目標</th> <th>実績(平成25年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つどいの広場</td> <td>2箇所</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>子育て支援センター</td> <td>基幹型1箇所 地域型3箇所</td> <td>基幹型1箇所 地域型3箇所</td> </tr> </tbody> </table>	項目	後期計画 事業目標	実績(平成25年度)	つどいの広場	2箇所	1箇所	子育て支援センター	基幹型1箇所 地域型3箇所	基幹型1箇所 地域型3箇所	子ども未来課
	項目	後期計画 事業目標	実績(平成25年度)										
つどいの広場	2箇所	1箇所											
子育て支援センター	基幹型1箇所 地域型3箇所	基幹型1箇所 地域型3箇所											
(2) 子育てに関する情報提供、相談体制の充実	① 子育てガイドブックの発行 ② インターネットを利用した子育て情報の提供 ③ 相談体制の充実	子育てサークルとの情報交換等によりサークルの活性化を図った。  全ての子育て家庭に配布している子育てガイドブック(H24改訂)、ホームページや各事業等の場を通じて子育て支援サービスを情報発信してきたことにより利用につながっていると考え。 一方、関係者との連絡会において情報交換等を行い、子育て支援の利用促進を図ったとともに、顔が見える関係づくりから相談につながってきた。	子ども未来課 教育委員会										
1-2 保護が必要な子ども、特別な配慮が必要な子育て家庭への支援	(1) 児童虐待防止対策の推進	① 地域虐待防止ネットワークの設置 ② 早期訪問、相談・支援体制の充実	児童虐待防止対策においては、要保護児童対策協議会設置以後、関係機関・団体との関係づくりから、早期支援、相談体制の充実に努めた。 新規相談件数は平成25年度は減少したが、年度を越えて継続的にかかわる相談は増加傾向にある。相談自体が複雑化しており、各種子育て支援事業の活用による支援を行う必要がある。 また、関係機関職員を対象とした児童家庭相談対応研修の開催により職員の資質向上に努めた。	子ども未来課									
	(2) ひとり親家庭の自立支援	① ひとり親家庭の自立支援の充実 ② 相談体制の充実	母子自立支援員及び職員の資質向上を図り、関係機関と連携し相談対応に努めた。相談件数については、年度による件数の増減はあるが、引き続き早期支援体制の確保が必要である。										

	(3)障がいのある子どもへの施策の充実	①早期発見、療育体制の設備 ②障がいのある子どもへの保育、療育の充実 ③生活安定のための支援の充実	発達障がい相談・支援は、関係部署との連携により一人ひとりの子どもにあわせた早期からの支援体制が整ってきた。(個別相談、療育ルーム、就学相談等)放課後等デイサービス事業を開始した。 各種制度の周知と緊急時等の受け皿の拡充が必要である。	子ども未来課 教育委員会 福祉課
1-3 子育て支援ネットワークづくり	(1)地域住民による子育て支援	①子育てを地域全体で支援する機運の醸成 ②ファミリー・サポート・センター事業の充実 ③子育てボランティアの養成	地域の子育て経験者や高齢者に子育てイベントへ参加協力を得て、各種子育て支援事業を展開した。 ファミリー・サポート・センターの会員数は増加傾向にある。アンケート結果では利用状況は横ばいだが、利用希望が増加している。	子ども未来課
	(2)子育て支援ネットワークづくり	①地域の子育て支援ネットワークづくり	今後も子育てサークルをはじめ、地域のサロン等の交流と情報共有を図りネットワークを拡充していく必要がある。	子ども未来課

(2) 子どもをすこやかに生み・育てる環境の整備

施策の方向		事業評価		担当課
施策	施策	事業評価	事業評価	
2-1 親子の健康の確保	(1)妊産婦保健対策の充実	①正しい知識の普及と不安の軽減	妊娠期から安心・安全な出産、子育てへの切れ目のない流れとして、生活習慣づくりや家族支援に努めてきた。妊娠情報をもとに必要により家庭訪問や医療機関との連携により支援につながっている。 アンケート結果によりマタニティ教室の利用、満足度は向上し、今後の利用希望も増えていた。	子ども未来課

	②よりよい生活習慣確立への支援	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>目標</th> <th>実績（平成25年度） （平成21年度より減少）</th> <th>平成20年度の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊娠11週以下の妊娠届出率</td> <td>74.4%</td> <td>63.5%</td> <td>72.4%</td> </tr> <tr> <td>妊娠中の喫煙率</td> <td>なくす</td> <td>1.8% （平成20年度より増加） （H25市独自アンケート）</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>妊娠中の飲酒率</td> <td>なくす</td> <td>58% （平成20年度より増加） （H25市独自アンケート）</td> <td>4.3%</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	目標	実績（平成25年度） （平成21年度より減少）	平成20年度の状況	妊娠11週以下の妊娠届出率	74.4%	63.5%	72.4%	妊娠中の喫煙率	なくす	1.8% （平成20年度より増加） （H25市独自アンケート）	0%	妊娠中の飲酒率	なくす	58% （平成20年度より増加） （H25市独自アンケート）	4.3%													
評価指標	目標	実績（平成25年度） （平成21年度より減少）	平成20年度の状況																												
妊娠11週以下の妊娠届出率	74.4%	63.5%	72.4%																												
妊娠中の喫煙率	なくす	1.8% （平成20年度より増加） （H25市独自アンケート）	0%																												
妊娠中の飲酒率	なくす	58% （平成20年度より増加） （H25市独自アンケート）	4.3%																												
(2)乳幼児保健対策の充実	①乳幼児健診等の充実	乳幼児健診の受診率は年度ごとに増減はあるものの増加傾向にある。健診の場合は、生活習慣の確立、子育て支援の場として捉え、臨床心理士等の専門職とともに家族支援を行っている。また健診未受診者や健診フォロー時には個別対応に努め、必要により保育所等と連携し対応を行う流れができた。子育てに自信がもてない母親の割合は1.6歳児、3歳児の場合に改善されていないが、相談相手は「いる」と回答した母親は9割以上であった。また子どもとよく遊ぶ父親の割合は減少している。	子ども未来課																												
	③母乳哺育の推進	生活の基礎となる生活習慣等の健康づくりにかかわる点（生活リズム、歯科、食習慣、飲酒、喫煙）において、目標値に達成しているものは少ないが、改善傾向にある。また、3歳児健診結果からは生活習慣の改善、目標達成は見られるが、1歳6か月児健診結果からの状況をみると改善傾向が乏しい。早期からの基本的な生活習慣づくりへの支援が大切である。	子ども未来課 教育委員会																												
	④子どもの事故予防	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>目標</th> <th>実績 （平成25年度） （平成20年度より増加）</th> <th>平成20年度の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4か月児 乳幼児健診受診率</td> <td>97.0%</td> <td>97.4% （平成20年度より増加）</td> <td>96.4%</td> </tr> <tr> <td>1歳6歳児</td> <td>97.0%</td> <td>94.0% （平成20年度より減少）</td> <td>94.6%</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>97.0%</td> <td>96.0% （平成20年度より増加）</td> <td>95.4%</td> </tr> <tr> <td>4か月児 子育てに自信がもてない母親の割合</td> <td>減らす</td> <td>3.8% （平成20年度より減少）</td> <td>5.4%</td> </tr> <tr> <td>1歳6歳児</td> <td>減らす</td> <td>19.0% （平成20年度より増加）</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>減らす</td> <td>22.6% （平成20年度より増加）</td> <td>21.9%</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	目標	実績 （平成25年度） （平成20年度より増加）	平成20年度の状況	4か月児 乳幼児健診受診率	97.0%	97.4% （平成20年度より増加）	96.4%	1歳6歳児	97.0%	94.0% （平成20年度より減少）	94.6%	3歳児	97.0%	96.0% （平成20年度より増加）	95.4%	4か月児 子育てに自信がもてない母親の割合	減らす	3.8% （平成20年度より減少）	5.4%	1歳6歳児	減らす	19.0% （平成20年度より増加）	11.2%	3歳児	減らす	22.6% （平成20年度より増加）	21.9%	子ども未来課 教育委員会
評価指標	目標	実績 （平成25年度） （平成20年度より増加）	平成20年度の状況																												
4か月児 乳幼児健診受診率	97.0%	97.4% （平成20年度より増加）	96.4%																												
1歳6歳児	97.0%	94.0% （平成20年度より減少）	94.6%																												
3歳児	97.0%	96.0% （平成20年度より増加）	95.4%																												
4か月児 子育てに自信がもてない母親の割合	減らす	3.8% （平成20年度より減少）	5.4%																												
1歳6歳児	減らす	19.0% （平成20年度より増加）	11.2%																												
3歳児	減らす	22.6% （平成20年度より増加）	21.9%																												





2-2 食育の推進	(1)食育の推進	①食に関する知識の普及啓発の促進 ②地産地消の推進 ③関係団体・機関との連携	<p>食育については、関係機関・団体とともに食育推進計画に基づき推進してきた。その結果特に中学生・高校生の朝食の欠食は減少傾向となった。しかし小学生の朝食の欠食は増加傾向にあるため、幼少期の親子への啓発が重要と考えられる。</p> <table border="1" data-bbox="375 515 742 1232"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>後期計画 事業目標</th> <th>実績 (平成25年度)</th> <th>平成20年度 の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">朝食を欠食している幼児の割合</td> <td>16歳児</td> <td>6.7% (平成20年度より減少)</td> <td>7.0%</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>7.7% (平成20年度より増加)</td> <td>5.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">朝食を欠食している児童・生徒の割合(1週間に一回でも欠食ありを含む。)</td> <td>小学生</td> <td>6.1% (平成20年度より増加)</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>9.9% (平成20年度より減少)</td> <td>14.9%</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>8.6% (平成20年度より減少)</td> <td>18.1%</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	後期計画 事業目標	実績 (平成25年度)	平成20年度 の状況	朝食を欠食している幼児の割合	16歳児	6.7% (平成20年度より減少)	7.0%	3歳児	7.7% (平成20年度より増加)	5.0%	朝食を欠食している児童・生徒の割合(1週間に一回でも欠食ありを含む。)	小学生	6.1% (平成20年度より増加)	3.1%	中学生	9.9% (平成20年度より減少)	14.9%	高校生	8.6% (平成20年度より減少)	18.1%	子ども未来課 教育委員会
評価指標	後期計画 事業目標	実績 (平成25年度)	平成20年度 の状況																						
朝食を欠食している幼児の割合	16歳児	6.7% (平成20年度より減少)	7.0%																						
	3歳児	7.7% (平成20年度より増加)	5.0%																						
朝食を欠食している児童・生徒の割合(1週間に一回でも欠食ありを含む。)	小学生	6.1% (平成20年度より増加)	3.1%																						
	中学生	9.9% (平成20年度より減少)	14.9%																						
	高校生	8.6% (平成20年度より減少)	18.1%																						
2-3 思春期保健対策の充実	(1)思春期保健対策の充実	①健康や性、生命に関する学習機会の充実 ②こころの健康づくりの推進	<p>中学生・高校生の飲酒・喫煙は減少した。社会的な環境整備と地域での継続した啓発活動、教育による成果と思われる。</p> <p>思春期における、こころの健康づくりの支援体制は関係機関等との連携を図り支援を行ってきた。平成25年度からはスクールソーシャルワーカーの介入支援を開始した。しかし悩み・心配事を抱えている子どもたちは多く、今後も支援が必要である。</p> <p>また命の大切さと妊娠・出産等を含めた人生設計も視野にいれた学習の機会は今後も必要である。</p> <table border="1" data-bbox="965 470 1316 1232"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>目標</th> <th>実績 (平成25年度)</th> <th>平成21年度 の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">未成年者の飲酒割合</td> <td>なくす</td> <td>24.5% (平成21年度より減少)</td> <td>38.0%</td> </tr> <tr> <td>なくす</td> <td>27.2% (平成21年度より減少)</td> <td>47.8%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">未成年者の喫煙割合</td> <td>なくす</td> <td>0.9% (平成21年度より減少)</td> <td>5.6%</td> </tr> <tr> <td>なくす</td> <td>0.0% (平成21年度より減少)</td> <td>6.5%</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	目標	実績 (平成25年度)	平成21年度 の状況	未成年者の飲酒割合	なくす	24.5% (平成21年度より減少)	38.0%	なくす	27.2% (平成21年度より減少)	47.8%	未成年者の喫煙割合	なくす	0.9% (平成21年度より減少)	5.6%	なくす	0.0% (平成21年度より減少)	6.5%	子ども未来課 教育委員会			
評価指標	目標	実績 (平成25年度)	平成21年度 の状況																						
未成年者の飲酒割合	なくす	24.5% (平成21年度より減少)	38.0%																						
	なくす	27.2% (平成21年度より減少)	47.8%																						
未成年者の喫煙割合	なくす	0.9% (平成21年度より減少)	5.6%																						
	なくす	0.0% (平成21年度より減少)	6.5%																						

			スクールカウンセラーの配置	22校 小学校・中学校	12校 小学校7校 中学校5校	小・中13校
--	--	--	---------------	----------------	-----------------------	--------

(3) 仕事と家庭の両立支援

施策の方向	施策	具体的な施策・事業	事業評価				担当課
			後期計画 事業目標	実績 (平成25年度)	平成21年度 の状況		
3-1 保育サービス等 の充実	(1)多様なニーズに対応した保育サービスの充実	①延長保育事業 ②一時預かり事業 ③特定保育事業 ④乳幼児保育事業 ⑤乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育) ⑥休日保育事業 ⑦保育施設の整備・拡充 ⑧保育サービス等の質の向上 ⑨子育て短期支援事業(シヨートステイ事業) ⑩ファミリーサポートセンター事業の充実	項目				子ども未来課 教育委員会 子ども未来課
			仕事をもつ家庭への支援として、各種保育サービスを展開し、保育ニーズに対応してきました。保育施設では生後57日入所施設を増やしました。				
			延長保育事業	20か所	20か所	20か所 内保育型児童館1	
			一時預かり事業	7か所	8か所	6か所	
			特定保育事業	1か所	1か所	1か所	
			乳幼児保育事業	19か所	15か所	14か所	
			乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)	2か所	2か所	2か所	
			休日保育事業	2か所	1か所	1か所	
			保育施設の整備・拡充	定員 1,350人以上 1か所は 保育型児童館	定員 1,360人 1か所は 保育型児童館	定員 1,350人 1か所は 保育型児童館	
			子育て短期支援事業(シヨートステイ事業)	1か所	1か所	1か所	
ファミリーサポートセンター事業の充実	1か所	1か所	1か所				

	(2) 放課後児童健全育成の実	①放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	放課後児童クラブは目標数まで達成していないが、相談対応、事業支援により開設箇所数は増加した。	子ども未来課 教育委員会 地域振興課								
			<table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>後期計画 事業目標</td> <td>実績 (平成25年度)</td> <td>平成21年度の 状況</td> </tr> <tr> <td>放課後児童クラブ</td> <td>14か所</td> <td>11か所</td> <td>9か所</td> </tr> </table>	項目	後期計画 事業目標	実績 (平成25年度)	平成21年度の 状況	放課後児童クラブ	14か所	11か所	9か所	
項目	後期計画 事業目標	実績 (平成25年度)	平成21年度の 状況									
放課後児童クラブ	14か所	11か所	9か所									
3-2 仕事と子育ての 両立支援と働き 方の見直し	(1)仕事と子育て の両立支援 (2)働き方の見 直し	①育児・介護休業制度等の普 及啓発の推進 ②企業への啓発・情報提供の 推進 ①男女共同参画への理解の 促進	企業との連携、啓発については、商工会議所、商工会を通じて制度の普及啓発を行ってきた。アンケートの結果では、母親の育児休暇の利用は増加していた。今後も企業との連携と利用促進につながるよう継続して働きかけの必要がある。	子ども未来課 商工観光課								
			安来市男女共同参画計画に基づき各分野で啓発を行った。。	人権施策推進 課								

#### (4) 子どもの健全育成のための教育環境の整備

4-1 あしたの親とな る若い世代への 支援	施策 (1)あしたの親 となる若い世 代への支援	具体的施策・事業 ①生命の尊さや家庭等に関 する教育の充実 ②小・中・高校生と乳幼児の 交流事業の実施 ③自立のための情報提供	事業評価 小学生、中学生の職場体験やボランティア活動により乳幼児にふれあう事業の取り組みを継続してきた。しかしアンケート結果では、小さい子どもにふれあう機会のある割合はあまり変動がなかった。 今後も生み育てることへの大切さなどの教育と交流事業の充実を図る必要がある。 若年者の就労支援に係る情報発信は今後も取り組んでいく必要がある。	担当課 教育委員会 子ども未来課								
4-2 子どもの生きる 力の育成に向け た教育環境等の 整備	(1)子どもの生 きる力の育成  ②学校や地域におけるふる さと教育、体験活動の推進  ③すこやかな体づくりの推 進  ④開かれた学校づくりの推 進	①学力向上に向けたきめ細 かな指導・支援体制の充実  ②学校や地域におけるふる さと教育、体験活動の推進  ③すこやかな体づくりの推 進  ④開かれた学校づくりの推 進	地域との連携による各種事業が積極的に取り組まれてきた。交流センター子どもクラブの拡充、ふるさと教育・体験活動など各地域において進められた。 平成25年度は「安来市子どもの育ちを支えるネットワーク会議」を立ち上げ、関係機関・団体で情報共有し各種事業に取り組みを始めた。一部地域にはコーディネーターを配置し事業の促進を図った。	商工観光課 教育委員会 教育委員会 地域振興課 子ども未来課 教育委員会 教育委員会								
			<table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>後期計画 事業目標</td> <td>実績 (平成25年度)</td> <td>平成21年度の 状況</td> </tr> <tr> <td>学校評議 委員設置</td> <td>小・中学校 8割以上</td> <td>10校/22校 (5割弱) (平成21年度より増 加)</td> <td>9校/22校</td> </tr> </table>	項目	後期計画 事業目標	実績 (平成25年度)	平成21年度の 状況	学校評議 委員設置	小・中学校 8割以上	10校/22校 (5割弱) (平成21年度より増 加)	9校/22校	
項目	後期計画 事業目標	実績 (平成25年度)	平成21年度の 状況									
学校評議 委員設置	小・中学校 8割以上	10校/22校 (5割弱) (平成21年度より増 加)	9校/22校									

		①幼児教育の充実	①幼児一体化の推進 ②幼稚園、保育所(園)、学校の連携	幼児の一体化については、関係部署とプロジェクト会議をもって協議を進め、課題整理と今後の方向にむけて確認、連携が図られてきた。 保幼小連携研修会を積極的(平成25年度は2回)に実施し、効果的な連携のあり方について教職員の見識を深めた。	子ども未来課 教育委員会 教育委員会
4-3 家庭や地域の教育力の向上	(1)家庭や地域の教育力の向上	①家庭教育に関する学習機会や情報の提供 ②親子読書等の推進 ③自然環境等を活用した多様な体験活動の充実 ④地域のスポーツ環境の整備	①家庭や地域の教育力の向上 ②親子読書等の推進 ③自然環境等を活用した多様な体験活動の充実 ④地域のスポーツ環境の整備	親学ファシリテーターの養成講座の実施や各種地域活動の充実が図られ、家庭・地域の教育力向上につながっている。	教育委員会 子ども未来課 教育委員会 教育委員会 地域振興課
	(2)青少年健全育成の推進	①青少年健全育成の推進 ②有害環境対策の推進	①青少年健全育成の推進 ②有害環境対策の推進	青少年健全育成協議会により地域全体で青少年を育む環境づくりに取り組まれてきた。また有害物(雑誌・ビデオ、酒・タバコ等)の規制が社会的にも進んできたことでの改善されてきた。	福祉課 教育委員会 地域振興課

(5) 安心して子育てできるまちづくり

5-1 子育てを支援する生活環境の整備	施策 (1)子育てを支援する生活環境の整備	具体的施策・事業 ①道路、公共施設等におけるバリアフリー化の推進 ②公共施設において子どもや親子に配慮したトイレの整備 ③快適な公共住宅の供給 ④安心して遊べる公園等の整備	事業評価 公営住宅、公共施設の整備や道路危険箇所の点検・整備が進められた。また遊具点検等の公園管理を実施した。 平成24年度から平成25年度にかけて緑地公園再整備に取り組んだ。 アンケート結果では、子育てしやすいまちだと思いと回答した人が増加していた。	担当課 土木建設課 建築住宅課 土木建設課
------------------------	--------------------------	--	---	--------------------------------

5-2 安全・安心なま ちづくりの推進	(1)子ども等の 交通安全の確 保	①交通安全教育の推進 ②通学路の点検の実施 ③チャイルドシートの正し い使用の徹底	幼稚園・保育所・学校等での交通安全教育や通学路危険箇所の点検・整備が進めら れた。 <table border="1" data-bbox="341 622 485 1227"> <tr> <td data-bbox="341 987 421 1227">項目</td> <td data-bbox="341 779 421 987">実績 (平成26年4月調査)</td> <td data-bbox="341 622 421 779">平成21年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 987 485 1227">チャイルドシート使用率</td> <td data-bbox="421 779 485 987">61.9%</td> <td data-bbox="421 622 485 779">54.8%</td> </tr> </table> (全国：警察庁とJAF合同調査)	項目	実績 (平成26年4月調査)	平成21年度	チャイルドシート使用率	61.9%	54.8%	子ども未来課 市民参画課 子ども未来課 教育委員会 子ども未来課 市民参画課
項目	実績 (平成26年4月調査)	平成21年度								
チャイルドシート使用率	61.9%	54.8%								
	(2)子どもを犯 罪等から守る 環境の整備	①子どもを犯罪等の被害か ら守る活動の推進 ②防犯灯など防犯設備の整 備	地域における通学路の安全パトロール、見守り活動が活発になった。 また、防犯灯の助成事業により設置が進んだ。 通学路の安全確保及び街頭犯罪の発生抑止のため防犯カメラを設置した。	子ども未来課 教育委員会 総務課 危機管理課 子ども未来課						

## 5. 安来市の子ども・子育て支援の課題

### 1. 教育・保育施設の充実

- ニーズ調査結果における現在の教育・保育事業の利用状況は「認可保育所」が圧倒的に多くなっています。今後の利用希望では、「認可保育所」に加えて「幼稚園」のニーズも多くなっています。また、新制度で核となる「認定こども園」や「幼稚園の預かり保育」などのニーズも「認可保育所」と「幼稚園」に続いて多く、ニーズ量に見合うだけの質・量両面での事業量の確保が必要です。
- 教育・保育を一体的に捉えた視点で就学前の幼児・保護者のニーズに応えるために制度の枠にとらわれることなく支えていく体制作りも必要と考えられます。
- 既存施設における施設・設備の充実とともに、幼稚園教諭や保育士の技術・技能を含む質の向上とともに、ニーズ量に見合う人材の確保も大きな課題となっています。
- 個々の幼児・児童の体質に合わせた食事等への配慮のための設備や専門の人材の確保等も課題となっています。

### 2. 地域における子ども・子育て支援の充実

- 一時預かり事業や病児・病後児保育事業などに対する就学前保護者のニーズはともに 3割以上と比較的多く、地域における子ども・子育て支援の中では重要な事業であり、ニーズにあった事業内容の充実を図る必要があります。
- ショートステイ事業については、保護者の仕事等利用目的に対する有効な支援、さらには緊急一時利用や DV により経済的に困窮している保護者への対応も含め一層の充実が必要です。
- 利用者が限定されるとはいえ、就学前保護者の「地域子育て支援拠点事業」の現在の利用状況は約 1割、同じく「ファミリー・サポート・センター事業」は約 3%といずれも低く、引き続き事業のPR活動を行うとともに、「ファミリー・サポート・センター」については、入会時の指導や確認の徹底や援助会員のレベルアップのための研修の充実等を図る必要があります。
- 放課後児童対策（放課後児童クラブ等）については、就学前のニーズ調査では6年生までの利用を希望する保護者が2割以上を占めること、土曜日や夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中での利用希望が多いこと等、今後の需要拡大が予想されることから、今後のニーズへの的確な対応を図るため、保護者の就労やその他の状況など置かれている実情を反映した統一的な受け入れ基準の整備など、適切な児童の受け入れを行い、保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、障がい児等配慮を要する児童に対応する指導員の確保が必要です。さらには、認定こども園等多様な受け入れ体制づくりも検討する必要があります。
- 保護者が気軽に相談できる体制としては、「地域子育て支援センター・つどいの広場」のほか、「子育ての総合相談窓口（子ども未来課）」等があります。ただ、ニーズ調査結果による利用経験をみると、就学前では「地域子育て支援センター・つどいの広場」が 49.0%、「子育ての総合相談窓口（子ども未来課）」が 28.0%といずれも半数以下の利用経験となっています。今後、子育てが楽しいと思う保護者をもっと増やすためには、

妊娠前の段階、妊婦の段階などそれぞれのステージに応じて、これら相談事業の周知徹底を図り、悩みや不安に応えられる公的な支援のあり方が求められます。

- 各種子育て情報等の発信については、従来の市報やホームページ・パンフレット等のほか、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）に対応したページ作りも視野に入れ、より気軽に利用できるような環境づくりを検討する必要があります。
- 隣近所との付き合いは希薄化しているものの、一方で地域活動やグループ活動への参加意欲は、就学前、小学生ともに高まっています。特に「スポーツ活動」「文化・音楽活動」等への参加希望が多く、地域でのイベントや活動の充実、地域交流の中での経験等に対して、期待が大きくなっています。
- 身近な相談先や情報の入手先としては、自分と同じ立場である親同士での相談や情報交換については比較的敷居が低く、より気軽に相談できることから、特に母親同士が集まれる場を設け、子育て全般や保育所・幼稚園・学校などの情報交換をするとともに、母親のストレス発散の機会をつくることが求められています。
- 併せて、市、小中学校や保育所・幼稚園、PTA、家庭などがきちんと連携をとり、市全体で子ども達を守っていく体制をつくることが求められています。

### 3. すこやかに生み育てる環境づくり

- 安定した妊娠期を過ごし、安心・安全な出産にむけての支援が今後も必要です。特に若年妊婦や育児不安等の強い妊婦等への支援が求められています。
- よりよい生活習慣の確立にむけて、妊娠期から出産、子育て期へと継続的に支援をしていく必要があります。特に乳幼児期には、生活リズム等の基本的な生活習慣づくりが必要で、乳幼児健診の受診率の向上を図ることが重要です。
- 中学生・高校生のアンケート結果から、生活リズム（起床・就寝時間、朝食の摂取）は改善傾向にあり、喫煙・飲酒は少なくなってきましたが、今後も継続して生活習慣の改善等取り組んでいく必要があります。また、メディア機器の利用は多く、情報の氾濫等による弊害が起こっています。あわせて子どもたちは何かしら悩みや心配ごとを抱えていることから、適切なメディア機器の利用や心の健康づくりへの支援体制が必要です。
- 次世代を担う思春期の心身の健康づくりが今後の子育て家庭につながっていくため、思春期の保健対策の充実が求められています。

### 4. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

- 「養育支援訪問事業」「児童虐待防止ネットワーク」「乳児家庭全戸訪問事業」等本市の児童虐待防止対策の取組は重要です。ニーズ調査でも、就学前、小学生ともに、保護者にとって「児童虐待」については身近な問題として捉えられている状況があり、これら諸事業の周知徹底を通して、地域や保護者が情報共有できる環境づくりが必要です。
- 社会的養護については、虐待を受けた子ども、障がい児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等への対応として、施設整備や人材等の面で充実を図る必要があります。
- ひとり親家庭については、「児童扶養手当支給事業」「福祉医療費助成制度」「母子寡婦福

社資金貸付の受付・相談」等の経済的支援を中心とした取組が充実してきており、新制度における多様な教育・保育事業の提供と併せ、制度周知等も含め事業の継続実施が必要です。

- 障がい児に対する各種サービスの充実とともに、発育・発達の確認や健康の障がいとなる要因の早期発見の継続実施や関係機関と連携して、発達障がい児の早期治療を充実する必要があります。併せて、学校での細かい対応を図るための学校支援員の配置等を検討する必要があります。

## 5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

- 就学前児童での「育児休業制度」の利用をみると、母親利用 44.3%、父親利用 0.4%となっており、母親の利用経験者は約 4 割を超えています。ただ、男女での取得状況の差は依然として大きく、母親、父親ともに利用できるような環境になるよう企業に働きかける必要があります。
- 子育てをしながら就労している人の悩みとしては、ニーズ調査で就学前、小学生ともに「子どもと接する時間が少ない」、「急な残業が入ってしまう」等があがっており、企業に対する働きながらも子育てがしやすい環境づくりの要請やそのための支援等「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取組が強く求められています。
- 父親の育児参加を進めていくために、子育てに参加するためのきっかけとなるようなイベントや講座を設け、今後とも、企業等の協力のもと、これら諸事業の充実を図る必要があります。

## 6. 安心・安全な子育て環境の充実

- 今後、重要と考えられる施策として、安心・安全な子育て環境においては、交通安全対策や防犯対策は欠かせない取組であり、現在実施されている交通安全指導や交通安全教室等の継続実施、歩行者にやさしい道路整備など事業の充実を図る必要があります。また、乳幼児連れの親子が安心して外出し遊べるような公園の整備も求められています。

## 7. 青少年の健全育成の充実

- 本市の青少年健全育成事業は、地域の教育力、有害環境対策、次代の親意識の醸成など多岐にわたっており、それぞれの分野で充実した事業メニューとなっています。今後の青少年の健全育成事業の展開上、子どもの心身を鍛えるための重要な役割として継続する必要があります。

### ※「障害」の「害」という漢字表記について

安来市では、平成22年4月1日より、「障害」という用語が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記することとしたため、本計画書においてもこれに従った表記としました。

ただし、法令、条例およびこれらに基づく規則等、また、他の機関の大会名等の固有名詞を用いる場合などは除きます。





## 第Ⅱ部

# 子ども・子育て支援の 基本的考え方

## 1. 基本理念

以下の国の「基本指針」における「子ども・子育て支援の意義」や「安来市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本理念等を踏まえ、本計画への基本的なビジョンを明確にします。

### 【国の基本指針より】

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

以上のように、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められ、育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べたような、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図るとともに、施設設備等の良質な環境の確保が必要です。

以下に、国の「基本指針」を踏まえた、基本理念を考える上での視点を整理します。

### **視点1 未来を担い、創造する子どもたちを育む**

説明：本市がめざす都市将来像との整合性と本市の未来を担う子どもたちの健全な成長に資する視点

- ◆家族形態が多様化する中、親の孤立化や家庭教育力の低下防止の視点
- ◆子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に地域力を活用した子育てが重要であるという視点
- ◆子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを産み育てられる視点
- ◆男女ともに子育てと社会参画を両立できるまちづくりの視点

### **視点2 子どもたちの可能性と夢を引き出す**

説明：親が本市で子どもを産み育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができるような環境づくりの視点

- ◆子どもたちが、心身ともに健全に育つことが重要であり、そのために大人の責務が大切であるという視点
- ◆子どもが「確かな生きる力」を身につけ、成長し自立できるまちづくりを進めるという視点

### **視点3 地域の見守りと気づきで創る子どもたちの未来**

説明：家族、地域、行政、企業等が、子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを暖かく応援し、支えあっていくという視点

- ◆子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる生活空間の整備の視点
- ◆子どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備など、地域社会が地域の子どもの成長に積極的に係わることのできる環境整備の視点

このような基本的な視点をもとに、基本理念を設定します。

## **基本理念**

**子育てをみんなで応援 笑顔あふれるまちづくり**

## **2. 家庭・地域・事業者・行政の役割**

### **(1) 家庭の役割**

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的な生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに子どもの成長段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

また、家庭では、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにする必要があります。

### **(2) 地域の役割**

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との係わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、地域は、家庭環境、心身の障害の有無等にかかわらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動している団体と地域住民それぞれが、行政と連携し、互いに補い合いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

### **(3) 事業者の役割**

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、働きやすい職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がワーク・ライフ・バランスの認識を深めることが重要です。

### **(4) 行政の役割**

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図って行きます。

基本的視点

未来を担い、創造する  
子どもたちを育む

子どもたちの可能性  
と夢を引き出す

地域の見守りと気づき  
で創る子どもたちの未来

基本理念

子育てをみんなが応援  
笑顔あふれるまちづくり

## 基本目標

1 子育て家庭への支援の充実

2 すこやかに生み育てる環境づくり

3 子どもの健全育成のための教育環境の整備

4 子育てと仕事の両立支援

5 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

6 安心・安全なまちづくりの推進

## 主要施策の方向

①子育て支援サービスの充実

②経済的負担の軽減

③相談体制、情報提供の充実

①親子の健康への支援

②食育の推進

③思春期の保健対策

①学校における教育環境の整備

②家庭の教育力の向上

③子育てを支える地域社会の形成

①就業環境の整備

②保育サービスの充実

③放課後児童クラブの充実

①児童虐待防止策の充実

②ひとり親家庭等の自立支援

③障がいのある子どもがいる家庭への支援

①子どもの安全の確保

②犯罪等の被害にあわないための環境の整備

③子育てを支援する生活環境の整備



### 3. 基本目標と主要施策の方向

- 基本理念に基づき、施策の方向を示すことによって、安来市次世代育成支援行動計画（後期計画）を継承する主要施策の今後のあり方を具体的に示します。

#### 目標1 子育て家庭への支援の充実

##### ①子育て支援サービスの充実

本市では、地域子育て支援センターの園庭開放をはじめ、子育てに関する相談事業や情報提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援や一時預かりを実施しています。

今後とも、子育て支援センターを子育ての拠点と位置づけ、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援に継続して努めます。

また、子育て中の親子や子育てを経験した者等が、気軽に交流できる地域の子育て支援の場づくりや高齢者も含めた多世代交流の場づくりを推進します。

また、ファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育事業の充実を通して、不定期な保育ニーズへの対応など、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、子育てに関する養育支援の充実を図ります。

主任児童委員を中心とした民生委員・児童委員活動等により、子育て家庭の様々な事情の収集や状況把握を基に、個々の家庭に対する子育て支援の対応を図ります。

##### ②経済的負担の軽減

本市では、保護者の子育てに関わる経済的負担の軽減に寄与するため、児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、各種経済的支援を継続的に進め、充実を図るとともに、生まれる前からの支援として、不妊治療に係る費用負担の一部助成の継続や多子世帯への支援等の充実に努めます。

##### ③相談体制、情報提供の充実

地域との関わりの希薄化などにより、身近で気軽に相談できる相手が少なくなることによって、地域での孤立化による子育てへの不安感の増加などを背景に、相談内容の多様化、複雑化が一層深刻化しています。

とくに妊産婦については、妊娠・出産による心身の変化や育児と家事の両立に悩むことも少なくありません。地域子育て支援センター、子育てサロン等の地域での支援事業をタイミングよく情報発信していく必要があります。

さらに、情報提供については、既存のパンフレット等の有効活用のほかスマートフォン等携帯端末を活用した相談受付や子育てイベント・子育て教室への参加予約等がネット上でできる多様な手法を検討します。

## **目標2** すこやかに生み育てる環境づくり（すこやか親子21）

### **①親子の健康への支援**

子どもを産み、安心して健やかに育てるため、そして生涯を通じた健康維持のためには、母子保健は欠かせないものです。

とくに、安全な妊娠や出産のため、母子健康手帳交付等の機会を利用し、妊娠期、育児期の対処方法を検討し、若年の妊婦・母親や育児不安の強い母親への支援を行います。親が安心して子育てができる環境整備や健やかな子どもの成長のため、母子保健の理念の普及や啓発をはじめ、援助を必要とする妊産婦に対する訪問や相談の一層の充実に努めます。

また、小児期の健康管理については、発育・発達段階に応じた健康診査を行うとともに、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育等の一層の充実に努めます。

### **②食育の推進**

楽しい食事は、健康な体を作るだけでなく望ましい生活のリズムの基本となるものです。

そのためにも、子どもから思春期、大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、心と身体の健康づくりを推進します。

子どもの健康や適切な食習慣に関して親への情報発信を行い啓発を図ります。保育所（園）・幼稚園では発育・発達段階に応じた子どもの「食べる力」を育めるよう支援していきます。さらに学校では「心身の健康」「食品を選択する能力」「感謝の心」などを養うよう「食育」の推進・充実に努めます。

あわせて、食に関わる健康な歯を作るため、歯科に関する事業の充実に努めます。

### **③思春期の保健対策**

心と身体のバランスのとれた成長を促すために、まず基本的な生活習慣を身につけておくことが大切です。そのため、継続して生活習慣づくりへの啓発を行います。

子どもを取り巻く環境は、スマートフォン等の普及による多様な情報の氾濫により、一層多様化、複雑化してきており、薬物の乱用、喫煙や飲酒による心身への影響が非常に危惧されています。思春期の子どもたちが、正しい知識を持ち、適切な対応を取れるように啓発活動や環境づくりに努めます。

また、次世代の親となる子どもたちに成長に応じた性に対する正しい知識を身につけるための保健教育を推進します。

## **目標3** 子どもの健全育成のための教育環境の整備

### **①学校における教育環境の整備**

子どもの「生きる力」を育成するために、個々に応じた指導の充実を図り、基礎的な学力を重視し、知識・技能の習得に努めます。また基礎的な学力を基盤とした学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力など「生きる力」を身につけさせます。

さらに、豊かな人間性を育むため、子どもが地域の一員であることを自覚し、郷土愛や他人を思いやり、社会に対して責任感を認識できるよう、乳幼児とふれあう機会の提供や職業教育の一層の推進など指導方法や指導体制の工夫改善を図っていきます。

中・高校生等の若い世代に対して、子育てについて知る機会を提供することなどを通して、生命の尊さや男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義などを引き続き教育・啓発していきます。

いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりに努め、児童・生徒の心の問題に対応していきます。

さらに、子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、スポーツ少年団の活動支援等スポーツ環境の充実を図っていきます。

学校評議員制度や学校評価を活用し、特色ある学校づくりに努めるとともに、学校運営の透明性を高める等地域に開かれた学校づくりに継続して取り組みます。

また、学校施設の開放により、子どもの居場所づくりを進めるとともに、さまざまな世代が集う地域コミュニティの形成についても継続的に取り組んでいきます。

### **②家庭の教育力の向上**

昨今、家庭での教育力の低下が指摘され、地域等での家庭教育への支援が一層求められています。本市では、「親学プログラム（社会全体で家庭教育支援の機運が醸成されることを目的に地域における子育て支援・家庭教育支援に活用できる参加型学習支援プログラム）」を活用し、基本的な生活習慣や親としての役割および子どもとの関わり方の気づきを促す学習機会の充実を図るとともに、親同士の関係づくりや家庭および地域の教育力の向上に取り組みます。

### **③子育てを支える地域社会の形成**

学校教育だけでは学ぶことの出来ない親子のふれあいや祖父母等との交流の中で身についた知識等は貴重なものです。

昨今の社会構造の変化に伴い、人とふれあう機会が少なくなっている今の子どもたちに、基本的な生活習慣を伝えていくための取り組みが必要となっています。

そのため、地域が積極的に子どもの教育や子育て支援にかかわる環境づくりを進め、学校・家庭・地域の連携協力を推進する各事業が有機的に連携する仕組みを作り、子どもに関わるボランティアや関係団体等の活動や活動に関わる人材の養成を図るとともに、子どもへ

のさまざまな体験活動等の充実を図るため、家庭、地域、学校等の連携強化に努めます。

## **目標4** 子育てと仕事の両立支援

### **①就業環境の整備**

既婚女性の就労が定着してきている中、仕事と生活の調和が実現し、誰もが多様な生き方・働き方が選択できる社会に向けての取組が子育て支援策の柱として求められています。

そのため、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりに継続して取り組みます。

また、父親が子育てに参加できるような各種講座等の取組を行うなど、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境を整備する必要があります。

そのため、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取組を継続して、進めます。

### **②保育サービスの充実**

就労形態の多様化など、さまざまな社会的変化に伴い、休日保育・延長保育・一時預かりなど保護者の保育ニーズは多様化しています。

通常保育については、事業計画における量の見込みと確保の内容による需給計画を通して、対応を図っていくとともに、延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取組にしたがって、内容の充実に努めます。

とくに、保護者からの要望が強い病児・病後児保育については、質・量両面でその充実に努めます。

また、幼児・児童への食事についてはアレルギーを抱える子どもへの適切な対応をします。

### **③放課後児童クラブの充実**

本市では、放課後や週末、長期休業中等に子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に放課後児童クラブを設置しています。

「小1の壁」問題が示すように、就学児の放課後の居場所問題は深刻です。

今後は、保護者の就労やその他の状況など置かれている実情を反映した統一的な受け入れ基準の整備など、適切な受け入れによる保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、配慮を有する児童の受け入れの対応や指導員の確保を図ります。

## **目標5** 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

### **①児童虐待防止策の充実**

新聞、テレビ等マスコミ報道が伝える児童虐待については、全国的に増加しており深刻な社会問題となっています。

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本市においても、関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実します。

さらに、社会的養護については、養護施設の理解を深めるための広報の充実とともに、施設養護をできる限り里親等家庭的養育環境の形態にしていくように努めます。

### **②ひとり親家庭等の自立支援**

昨今、離婚の増加等により、ひとり親家庭が増加しています。

ひとり親家庭の置かれている生活状況は、子育てと生計の担い手を一人で負うため、日常生活でさまざまな問題に直面しています。

今後とも、ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、就業が困難なひとり親家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

併せて、家事援助、育児支援等の生活支援の充実を図ります。

### **③障がいのある子どもがいる家庭への支援**

ノーマライゼーションの理念のもとに、障がい児の健全な発達を支援し、社会全体が障がい児を温かく見守る環境づくりのため、障害福祉計画に基づく居宅介護、放課後等デイサービス、短期入所等のサービス等の充実を図るため、利用者への情報提供を継続して進めるとともに、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

また、発達障がいを含む障がい児の多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図るとともに、さまざまなサービス等を組み合わせた総合的な生活支援のためのケアマネジメントの実施体制づくりに継続して取り組みます。

## **目標6** 安心・安全なまちづくりの推進

### **①子どもの安全の確保**

子どもを交通事故から守るためには、地域と学校、警察などの関係機関・団体と連携し、交通事故の減少に向けた取り組みを強化する必要があります。

そのため、交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を小さいときから身につけることが第一であることから、幼児期の交通安全指導や交通安全教室の開催等の充実を通して、今後も子どもたちの交通安全意識の高揚に努めます。

### **②犯罪等の被害にあわないための環境の整備**

子どもが被害者となる事件が全国各地で発生しており、年々、凶悪化する傾向にあることから、子育て中の親にとって大きな不安要因のひとつとなっています。

本市においても、登下校時等での不安要因は、決して解消されるものではありません。そのため、子どもを犯罪などから守るために、防犯対策協議会の活動等地域の防犯パトロールなどの防犯活動等、犯罪の発生しない環境づくりに継続して努めます。

### **③子育てを支援する生活環境の整備**

市内の道路は、国道を中心に、県道、市道が幹線道路として整備されていますが通学路に歩行者専用道路がなかったり、道幅が狭い道路もあるなど、安全な道路環境とはいえない状況にあります。

そのため、安全性の確保やまちづくりの観点に立って、バリアフリー化など子どもや保護者にやさしい計画的かつ効率的な道路整備に努めます。

また、子どもが社会性を培うために欠かすことができない身近な遊び場として、公園や児童遊園等の計画的な整備と適切な管理を図ります。

# 第Ⅲ部

## 事業計画

ここでは「第Ⅱ部」の基本目標を踏まえ、国の「子ども・子育て支援事業計画」の必須項目や任意項目等を基本に、具体的な取組について整理しました。

## 1. 子育てと仕事の両立支援及び子育て家庭支援のための具体的な取組

「子育て家庭への支援の充実」や「子育てと仕事の両立支援」に関連する「教育・保育施設の充実」及び「地域子ども・子育て支援事業」の具体的な取組について整理しました。

### (1) 教育・保育提供区域の設定

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。

- 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。

#### 視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか

各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。

#### 視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか

- 人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。
- 本市では「市全域」を教育・保育提供区域とします。
- 地域子ども・子育て支援事業については、各事業の性格から利用者のニーズが異なるため、区域の設定に当たっては、広域性、地域性を加味する必要があり、この点を踏まえ「市全域」を提供区域とします。
- 放課後児童健全育成事業については、提供区域を原則「小学校区」とする。ただし、諸事情により提供区域の調整が必要な場合はこのかぎりでない。



■地域子ども・子育て支援事業別区域設定■

事業区分	区域設定	考え方
地域子育て支援拠点事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
ファミリー・ヒート・センター事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
時間外保育事業 (延長保育)	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
病児・病後児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、提供区域は原則「小学校区」とする。ただし、諸事情により提供区域の調整が必要な場合はこのかぎりでない。
妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
利用者支援事業	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域とする。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	新規事業のため、今後の国の審議状況を踏まえて検討する。

(2) 教育・保育提供体制の確保

①教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」についてニーズ調査結果をもとに、安来市に居住する子どもの「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定しました。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定しました。

1) 年齢の設定

年齢の設定は、以下のように設定します。

教育・保育施設及び地域型保育事業		算出対象 児童年齢
1号認定	(認定こども園及び幼稚園) <専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭>	3~5歳
2号認定①	(幼稚園) <共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭>	3~5歳
2号認定②	(認定こども園及び保育所) <共働き家庭>	3~5歳
3号認定	(認定こども園及び保育所＋地域型保育事業) <共働き家庭>	0~2歳

## 2) 需要量と確保の方策

### 平成 27 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		132人	73人	663人	396人	185人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	270人	149人	755人	400人	190人
	地域型保育事業※2					
	合計②	270人	149人	755人	400人	190人
②－①＝		138人	76人	92人	4人	5人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

### 平成 28 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		127人	70人	639人	396人	185人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	270人	149人	755人	400人	190人
	地域型保育事業※2					
	合計②	270人	149人	755人	400人	190人
②－①＝		143人	79人	116人	4人	5人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

### 平成 29 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		117人	65人	590人	396人	185人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	270人	149人	755人	400人	190人
	地域型保育事業※2					
	合計②	270人	149人	755人	400人	190人
②－①＝		153人	84人	165人	4人	5人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

平成 30 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		117人	65人	591人	396人	185人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設 <sup>※1</sup>	270人	149人	755人	400人	190人
	地域型保育事業 <sup>※2</sup>					
	合計②	270人	149人	755人	400人	190人
②－①＝		153人	84人	164人	4人	5人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

平成 31 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		117人	65人	591人	396人	185人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設 <sup>※1</sup>	270人	149人	755人	400人	190人
	地域型保育事業 <sup>※2</sup>					
	合計②	270人	149人	755人	400人	190人
②－①＝		153人	84人	164人	4人	5人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

## ②教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に係らず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

認定こども園の円滑な整備を促進するため、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿った適切な利用が可能となるよう、認定こども園の移行に必要な施設整備や職員配置基準等が整った施設から、順次、認定こども園への移行を図ります。

認定こども園への移行の際には施設の状況や地域性、スムーズな就学移行に配慮した配置を行います。

併せて、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。

## ③教育・保育の質の向上

ニーズ調査結果等から、幼児期の教育へのニーズが高まっており、幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

小学校へ入学した1年生が授業や集団行動に適応できない・なじめない状態にならずに小学校生活への滑らかな接続ができるよう幼稚園における幼児教育・保育所における保育の段階からいわゆる「小1プロブレム」への取り組みを進めていきます。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

## ④産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

本市においては、小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査結果を受けて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所の整備を行っていきます。

とくに、現在、0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則一歳到達時）からの認定こども園、幼稚園、保育所等の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境整備について検討します。

### (3) 地域子ども・子育て支援事業の充実

#### ①地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策と施策の方向

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査等をもとに、安来市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業(※3)」の「現在の利用状況」+「利用希望」を踏まえて設定します。

※3 放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児保育事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、延長保育事業等

設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

そして、地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るための13事業の基本的な施策の方向を示します。

#### 1)地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

##### 事業概要

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や園庭開放等を行う。

##### 対象年齢

0歳児～2歳児

##### 単位

人日/年間

##### 需要量と確保の方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	607人日	607人日	607人日	607人日	607人日
②確保方策	607人日	607人日	607人日	607人日	607人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

##### 施策の方向

少子化や就労形態の多様化に対応し、いつでも気軽に相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの心身の健やかな発達を促進するため、関係課との連携による親子のふれあいの場の創出に努めます。

## 2) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

### 事業概要

子どもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものを会員として相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

### 対象年齢

0歳児から18歳、ただし事業計画に掲載する対象は1年生から6年生とする。

### 単位

人日/週

### 需要量と確保の方策(小学生)

低学年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
②確保方策	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
高学年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
②確保方策	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
合計	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	25人日	25人日	25人日	25人日	25人日
②確保方策	25人日	25人日	25人日	25人日	25人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

### 施策の方向

ファミリー・サポート・センターの継続的なPRを行うとともに、相互援助活動が安全にスムーズに行えるように、入会時の指導や確認を徹底するとともに、併せて、援助会員のレベルアップのための研修の充実等を図ります。

併せて、病児・病後児保育事業への取組についても検討します。

### 3)-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 1号認定

#### 事業概要

保育認定を受けない子どもの通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う。

#### 対象年齢

3歳児～5歳児

#### 単位

人日/年間

#### 需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,478 人日	2,387 人日	2,205 人日	2,207 人日	2,207 人日
②確保方策	2,478 人日	2,387 人日	2,205 人日	2,207 人日	2,207 人日
②-①=	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

### 3)-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 2号認定で幼稚園希望

#### 事業概要

保育認定を受けて幼稚園等を利用している子どもの通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う。

#### 対象年齢

3歳児～5歳児

#### 単位

人日/年間

#### 需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	19,000 人日	18,303 人日	16,908 人日	16,928 人日	16,928 人日
②確保方策	19,000 人日	18,303 人日	16,908 人日	16,928 人日	16,928 人日
②-①=	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

### 3)-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

#### 事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった保育認定を受けない子どもに主に昼間において保育所等で保育を行う。

#### 対象年齢

0歳児～5歳児

#### 単位

人日/年間

**需要量と確保の方策**

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,506 人日	2,506 人日	2,506 人日	2,506 人日	2,506 人日
②確保方策	2,506 人日	2,506 人日	2,506 人日	2,506 人日	2,506 人日
②-①=	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

**施策の方向**

本計画においての「一時預かり」事業としては、「幼稚園における在園児を対象としたもの（1号認定者）」、「2号認定に対する定期的なもの」及び「それ以外（保育園における預かり保育）」の3つの形態での量の確保方策が求められていますが、今後とも継続して保育が必要な保護者や緊急時での預かりを必要とする保護者が増加することが予想され、量の確保とともに、預かり時間中での安心・安全の確保のための人材や設備等の充実を図ります。

**4) 時間外保育事業（延長保育）****事業概要**

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行う。

**対象年齢**

0歳児～5歳児

**単位**

人/年間

**需要量と確保の方策**

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	606 人	593 人	569 人	569 人	569 人
②確保方策	610 人	610 人	610 人	610 人	610 人
②-①=	4 人	17 人	41 人	41 人	41 人

**施策の方向**

保護者の就業形態の多様化に伴い、今後ともニーズが高くなることが予想されることから、さらなる時間延長の可能性、設備等整備や人材の確保等についての課題整理を通して、課題解決に向けた具体的な取組について事業者等との調整を図ります。



## 5) 病児・病後児保育事業

### 事業概要

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う。

### 対象年齢

0歳児～5歳児

1年生～6年生（ファミリー・サポート・センター事業において実施）

### 単位

人日/年間

### 需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	404 人日	396 人日	377 人日	380 人日	380 人日
②確保方策	520 人日	520 人日	520 人日	520 人日	520 人日
②－①＝	116 人日	124 人日	143 人日	140 人日	140 人日

### 施策の方向

病気による突発的・単発的な保育ニーズである本事業は、保護者からのニーズが高い事業ではあるものの、時期的に利用度の差が大きく、人材確保など費用対効果の観点から事業を実施する施設等の増設は難しい状況ですが、ニーズには対応できるよう計画し、事業の周知について積極的に行ない、子育て家庭を支援していきます。

また、ファミリー・サポート・センター事業の利活用のあり方についても検討します。

一方、このような子どもの病気時での対応がスムーズに図れるよう、保護者が子どもの看護のために休暇を取得できる環境づくりを企業等への要請や取組のあり方について検討します。

## 6) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

### 事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生の保育を行う。

### 対象年齢

1年生～6年生

### 単位

人/年間

## 需要量と確保の方策

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	312 人	303 人	311 人	296 人	285 人
②確保方策	261 人	266 人	278 人	282 人	285 人
②-①=	△51 人	△37 人	△33 人	△14 人	0 人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	147 人	142 人	138 人	135 人	131 人
②確保方策	59 人	84 人	109 人	124 人	131 人
②-①=	△88 人	△58 人	△29 人	△11 人	0 人
合 計	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	459 人	445 人	449 人	431 人	416 人
②確保方策	320 人	350 人	387 人	406 人	416 人
②-①=	△ 139 人	△ 95 人	△ 62 人	△ 25 人	0 人

## 施策の方向

事業実施にあたっては、引き続き子どもの健全育成を図る活動拠点である交流センターや学校等とも連携し、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進します。

とくに、特別な支援を要する子どもたちの受け皿づくりのための設備等の環境整備のほか、専門的な知識や技能を有する人材の確保等を検討します。

放課後児童クラブが設置されていない小学校区については既存のクラブを活用するなど、市内の児童誰もがこの事業を利用できる方策を検討します。

また、放課後児童クラブ間のネットワーク強化を図っていきます。

なお、地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う放課後子ども教室については、希望する学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を推進していきます。

今後は総合的な放課後対策として「放課後子ども総合プラン」の推進について取り組んでいきます。

### ※放課後子ども総合プランとは

すべての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを目的に、国において策定された方針。

## 7) 妊婦健康診査

### 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」

「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

**対象年齢**

妊婦

**単位**

回

**需要量と確保の方策**

回数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,738 回	3,738 回	3,738 回	3,738 回	3,738 回
②確保方策	3,738 回	3,738 回	3,738 回	3,738 回	3,738 回
②－①＝	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

**施策の方向**

妊婦健康診査については、今後とも母子保健の観点からもっとも重要な事業であり、継続して取り組んでいきます。

併せて、本事業をはじめとした母子保健施策については、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取組を推進していきます。

**8) 乳児家庭全戸訪問事業**

**事業概要**

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

**対象年齢**

0歳児

**単位**

人/年

**需要量と確保の方策**

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	267 人	267 人	267 人	267 人	267 人
②確保方策	267 人	267 人	267 人	267 人	267 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

**施策の方向**

乳児家庭にとって重要な事業であることから、今後とも子育てに関する情報提供や養育環境等の把握に継続的に取り組んでいきます。

## 9) 養育支援訪問事業

### 事業概要

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する。

### 対象年齢

—

### 単位

人(支援対象人数)

### 需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	70 人	70 人	70 人	70 人	70 人
②確保方策	70 人	70 人	70 人	70 人	70 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

### 施策の方向

養育支援の必要な家庭・保護者にとっては重要な事業であり、今後とも、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を継続的に取り組むとともに、「要保護児童対策協議会」の機能強化を図るための取組に対する支援を行う「その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業」の充実も併せて行います。

## 10) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

### 事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う。

### 対象年齢

0歳児～18歳児

### 単位

人(支援対象人数)/日

### 需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日
②確保方策	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日
②-①=	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

### **施策の方向**

保護者の利用目的に対応する有効な支援サービスとして充実を図るとともに、今後も、増加が予想される緊急一時利用やDVにより経済的に困窮している保護者への対応を図ります。

## **11) 利用者支援事業(新規事業)**

### **事業概要**

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

### **需要量と確保の方策**

市全域を対象として1箇所設置する。

### **施策の方向**

国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

## **12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規事業)**

### **事業概要**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う。

### **需要量と確保の方策**

目標値は設定しない。

### **施策の方向**

国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

## **13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規事業)**

### **事業概要**

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する。

### **需要量と確保の方策**

目標値は設定しない。

### **施策の方向**

国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

## 2. すこやかに生み育てる環境づくり(すこやか親子 21)

### (1) 親子の健康の確保

安心して出産し、子育てに臨んでいくためには、安定した妊娠期の生活が必要です。そのために必要な情報発信や、若年・高齢妊婦や不安感のある妊婦とその家族へ家庭訪問等を通じて支援を行います。

また、すこやかな子どもの成長にむけて、乳幼児家庭訪問や健診等を継続して実施します。特に基本的な生活習慣を身に着けていく大切な時期として健康教育等を充実していきます。あわせて地域の関係団体等と連携して子どもの健康づくり、子育て支援に努めます。

### (2) 食育の推進

成長段階に応じた適切な食の提供と食への関心を高め、子どもの心身の健康づくりにつなげていきます。特に乳幼児期からの適切な食習慣づくりにむけて、離乳食教室等を通じ家族への啓発を図ります。また、保育所(園)・幼稚園での、菜園活動やクッキング、各種行事で子どもたちに食への関心を高めるよう働きかけ、親へも食育について啓発を行います。そして学校での授業や給食の時間等を活用し子どもたちの食に関する理解を深め、適切な食事が選択できる力や食に関する家庭や地域等のかかわりについても学習を深めるように努めます。

歯科においても、成長過程に応じた歯科教育と家庭、保育所(園)、幼稚園、学校、地域でフッ化物の利用等歯を守るための活動を推進します。

推進にあたっては、食育推進計画をもとに関係機関・団体と連携を図り取り組みます。

### (3) 思春期の保健対策

次世代の健康を支えていくために、今の子どもたち自らが、心身に関心を持ち、将来を生きるための健康の維持向上に取り組めるよう関係機関と連携し啓発、教育を行います。具体的には学校、地域での基本的な生活習慣づくりや喫煙・飲酒等の予防教育と家庭への情報発信を行います。

また将来を見据え、親となる子どもたちへ命を育む視点も取り入れ生と性を育む保健教育の充実を図ります。

あわせてさまざまな悩みを抱えている思春期の子どもたちへの相談・支援体制の充実が必要です。これまでの関係部署、機関との関係性をいかし、早期からの支援を図ります。

## 3. 子どもの健全育成のための教育環境の整備

### (1) 学校における教育環境の整備

少人数指導や習熟度別学習など指導方法の工夫改善を行い、一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援体制の充実を図ります。

そのため、指導方法についての研修に努めるとともに、学力調査の結果を各校において分析し、それを踏まえた指導の重点化を図っていきます。

併せて、学習集団としての学級づくりにも努めます。

また、子どもの豊かな人間性を育てていくため、学校と地域が連携・協力して、ふるさと教育や自然体験活動、芸術・文化体験活動などを推進します。

そのため、学社連携、融合の意義や効果について理解を深め、双方向の連携ができるよう、学校・地域へ働きかけるとともに、学社融合にあたり、教育委員、社会教育委員、交流センター連絡協議会の連携強化を図ります。

さらに、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲および能力を育成するため、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

そのため、スポーツ指導者の養成、スポーツ少年団等の活動支援、総合型スポーツクラブの育成などを推進します。

## **(2) 家庭の教育力の向上**

家庭の教育力の向上を図るため、多くの保護者が集まる機会や家庭教育学級等を活用し、家庭教育の知識や子どもとの関わり方、保護者の役割などについて学習する機会、情報の提供を行います。

そのため、各学校・園のPTA研修会、市のPTA連合会の研修会の機会を活用して、家庭教育の知識や子どもとの関わり方、親の役割などについて学習する機会、保護者同士が語り合える機会を設けます。

## **(3) 子育てを支える地域社会の形成**

従来から活動している民生委員・児童委員の他、NPOやボランティア団体による活動は、子育て支援において重要な役割を果たしてきており、行政と自発的に活動する市民とが連携することで、子どもや子育て家庭へのきめ細かな支援が可能となるため、ボランティアのための講座や活動の場づくりに努めます。

とくに、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する育児経験豊かな主婦等を効果的に活用することは大切であり、活躍の場や機会づくりを併せて検討します。

さらに、自発的に子育て支援に取り組む活動により、地域の一人ひとりの日々の生活の中における子どもの見守りや子育て家庭を助ける意識につなげ、地域における子育てをお互いが支援し合える気運を醸成していきます。

## 4. 子育てと仕事の両立支援

### (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

共働き家庭やひとり親家庭が増加する中、子育てについての様々な負担をできるかぎり軽減するため、社会全体で支える環境を整備する必要があります。

また、仕事と生活の調和の実現については、国においては「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むとともに、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

そのため、本市では、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集及び提供などを行い、育児休業及び短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備の促進等に努めます。

### (2) 事業主の取組の促進

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業の表彰制度や企業の取組を紹介するインターネットへの掲載等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進に努めます。

### (3) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する市民の理解の促進や仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。

また、インターネットによる周知・広報等を通じた子育てに関する理解の促進等ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発等を推進します。

併せて、子育てができる働き方の実現のための男性の育児休業の取得促進等職場や地域社会全体への意識啓発等を推進します。

## 5. 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

### (1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みが必要です。

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、児童相談所による支援を求める等関係機関との連携強化が不可欠です。



### ①相談体制づくりや関係機関との連携強化

本市における虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、地域の関係機関の連携および情報収集・共有により支援を行う要保護児童対策協議会の取組の強化に努めます。

具体的には、同協議会に、本市の担当課のほか、児童相談所、保健所、児童委員、保育所及び児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関、NPO、ボランティア等の民間団体等幅広い関係者の参加と更なるネットワーク化を図ります。

また、同協議会の効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応等のため、専門性を有する職員の配置や講習会等への参加等を通じた本市の体制強化及び資質の向上を図ります。

さらに、児童相談所へ適切な援助を求めることや、一時保護等の児童相談所の介入が必要と判断した場合の連絡など、県との連携強化を図ります。

### ②発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

また、市内の児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市が効果的に情報提供や共有を行うための連携体制の構築を図ります。

さらに、虐待の発生予防、早期発見等のため、児童委員やNPO、ボランティア等の民間団体等を積極的に活用します。

### ③社会的養護施策との連携

子ども・子育て支援を推進するにあたっては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携等社会的養護の地域資源の活用にも努めます。

地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。

## (2)ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、母子父子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費支給等の養育支援、さらには自立支援給付による就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

### (3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもが地域で共に成長するためには、公的なサービスの充実とともに市民一人ひとりが理解を深め、地域で子どもたちとその家族を温かく見守っていくことが必要です。

そのためには、社会への適切な情報の周知のほか、適切な子育てができるための家族への支援を行うなど体制の整備を図ります。

本市では、障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を継続して推進します。

また、身近な地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実や就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、保育所等訪問支援の活用を通して支援の充実に努めます。

広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいのある子どもについては、専門家等の協力も得ながら一人ひとりの特性に応じた適切な支援等を行なうことが必要です。

そのためには、本人や保護者に対し、十分な情報提供と乳幼児期からの発達相談や就学相談を行い、子どもたちが可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるようを支援します。

併せて、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が必要な支援等について共通理解を深めるとともに、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図ることにより、保護者の受容を支え、その後の円滑な支援につなげていきます。

また、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設、放課後児童クラブ等は、関係機関との連携を通して障がい児の受け入れを推進します。

## 6. 安心・安全なまちづくりの推進

### (1) 子どもの安全の確保

警察、保護者、保育士、教師等との連携を密にし、交通事故防止のため、子どもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等を通して歩行中の安全な通行方法や交通ルールの理解および交通マナーの向上とともに、交通安全協会の事業として交通安全教育を継続して推進します。

また、保護者等を交えて子どもから見た通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努めるほか、通学路の危険箇所の点検・把握やスクールゾーンの設定など、登下校時の交通安全に継続して取り組みます。

さらに、乳幼児の保護者に対して、チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法につい

て普及・啓発活動を推進するとともに、チャイルドシートの再利用など利用しやすい環境づくりを進めます。

## **(2) 犯罪等の被害にあわないための環境の整備**

子どもを犯罪等の被害から守るため、家庭や地域、学校、警察などが連携して、防犯教室の開催や広報啓発活動、学校施設等の安全の確保を推進します。

また、通学路等のパトロール活動や子どもの緊急避難場所である「子ども110番の家」等の防犯活動を促進するとともに、ボランティア活動等への継続的な支援に努めます。

さらに、子どもが犯罪等の被害に遭わないよう、地域の協力を得ながら、通学路や公園等に防犯灯などの防犯設備の整備・改善を推進します。

## **(3) 子育てを支援する生活環境の整備**

子どもや乳幼児連れの家族などすべての人が安全に安心して通行できる道路環境を整備するとともに、安心して外出できるよう道路、公園、公共交通機関、公共施設等のバリアフリー化を進めます。

また、公共施設において、ベビーベッド、ベビーチェア、子どもサイズの便器、授乳室の設置など、子どもや乳幼児連れの保護者が安心・快適に利用できるトイレ等の改修整備を推進します。

引き続き、子育てに適した安全で快適なファミリー向け住宅の供給に努めます。

さらに、子どもや親子が安心して遊べる公園等の改修や遊具等を含めた維持・管理に努めます。

## **7. 計画の推進体制**

### **(1) 関係機関等との連携**

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する保育ニーズに応えられるよう、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、また子ども・子育て支援を行う実施主体同士も密接な連携が必要であり、本市においてはそのための支援に努めます。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

## **(2) 計画の達成状況の点検・評価**

本市では、「安来市子ども・子育て推進会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況等（教育・保育施設の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、この結果を公表します。

併せて、事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価していきます。

また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。

### **【個別事業の進捗状況(アウトプット)対象指標】**

- 教育・保育施設の提供量(確保方策)
- 地域子ども・子育て支援13事業の提供量(確保方策)

### **【計画全体の成果(アウトカム)対象指標】**

- 「安来市は子育てしやすいまち」に対する評価を、今回調査結果との比較を行い、計画全体の評価対象とする。

# 参考資料

## 資料 1

### 子ども・子育て支援事業計画策定経過

時 期	内 容
平成25年10月	第1回子ども・子育て推進会議 【会議内容】 ○推進会議会長、副会長の選出 ○子ども子育て支援新制度及び子ども子育て支援事業計画について ○計画策定にあたってのスケジュールについて ○ニーズ調査票の原案について
平成25年 11月～12月 平成26年 3月	子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施 【調査対象者】 ○就学前児童・小学校就学児童保護者 ○中学2年生、高校2年生
3月	第2回子ども・子育て推進会議 【会議内容】 ○ニーズ調査の集計結果について ○今後の国の動向及び事業計画策定のスケジュールについて ○教育・保育提供区域について ○次世代育成支援行動計画の事業評価について
7月	第3回子ども・子育て推進会議 【会議内容】 ○中高生アンケート調査について ○量の見込について ○事業計画構成案について ○事業計画策定のスケジュールについて
8月	第4回子ども・子育て推進会議 【会議内容】 ○事業計画（素案）について
8月～	事業計画（素案）の修正等
11月～12月	パブリックコメント
平成27年 1月	第5回子ども・子育て推進会議 【会議内容】 ○事業計画案の検討・承認

## 資料 2

### 安来市子ども・子育て推進会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、安来市子ども・子育て推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係機関の職員
- (2) 関係団体の構成員
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (6) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (7) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 推進会議は、その審議上必要があると認めるときは、審議に関係のある者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

## 安来市子ども・子育て推進会議委員名簿

＜任期 平成25年10月1日～平成27年9月30日＞

（敬称略）

関連機関・団体の名称	委員氏名	備考
島根総合福祉専門学校	高橋 憲二	会長
安来市医師会	吉岡 繁治	
安来警察署	向田 美紀	
安来商工会議所	秦 和治	
安来市PTA連合会	戸谷 豪良	平成26年5月15日まで
	岡田 秀明	平成26年5月16日から
安来市幼稚園PTA連合会	安達 正晃	平成26年5月15日まで
	糸原 健一	平成26年5月16日から
安来市保育所保護者会連合会	山崎 敦広	平成26年5月15日まで
	山崎 亮	平成26年5月16日から
安来市小学校長会	米田 健	平成26年5月15日まで
	鉄原 誠	平成26年5月16日から
安来市幼稚園長会	鐘 築久佳	
安来市保育協議会	木戸 淳子	
安来市私立保育園連盟	稲田 紀子	
安来市民生児童委員協議会	石原 道子	
やすぎファミリー・サポート・センター	二岡 真弓	副会長
放課後児童クラブ 広瀬っこクラブ	米田 幸子	
子育てサークル ひよこクラブ	喜多川 由紀	
安来市労働組合協議会	原田 進一	
安来市教育委員会	太田 健司	
安来市定住企画課	辻谷 洋子	
安来市福祉課	武藤 伊津子	
安来市土木建設課	佐伯 克己	平成26年5月15日まで
	長谷川 信夫	平成26年5月16日から
安来市市民生活部	大久佐 明夫	平成26年5月15日まで
	安井 章二	平成26年5月16日から
安来市いきいき健康課	田部 富実江	

事 務 局	健康福祉部長	仁 田 隆 敏
	健康福祉部次長	岩 見 喜久子
	健康福祉部子ども未来課長	青 戸 厚 志
	教育委員会学校教育課長	村 本 愛 治
	健康福祉部子ども未来課主査	原 香代子
	健康福祉部子ども未来課主幹	百 田 ふ き
	教育委員会教育総務課主幹	細 田 浩

安来市子ども・子育て支援事業計画

- 発行 平成27年3月
- 発行者 島根県安来市
- 問い合わせ先 安来市役所健康福祉部子ども未来課  
〒692 - 0404  
島根県安来市広瀬町広瀬 1930-1  
TEL (0854) 23-3222 FAX (0854) 32-9230
- 印刷 株式会社 ぎょうせい



